

## 第2次

# 牧之原市一般廃棄物処理基本計画

## 牧之原市食品ロス削減推進計画

令和5年3月





## 目次

第1編. 基本的事項.....	1
第1章. 計画の策定について.....	1
1. 趣旨及び目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の目標期間.....	1
4. 対象区域.....	1
第2章. 上位計画等.....	2
1. 第3次牧之原市総合計画（案）.....	2
2. 第2次牧之原市環境基本計画.....	4
第3章. 域内の概況.....	5
1. 位置.....	5
2. 変遷.....	5
3. 人口.....	6
4. 地形.....	6
5. 気象.....	7
6. 工業.....	8
第2編. ごみ編.....	9
第1章. ごみ処理事業の現況.....	9
1. 組合の概要.....	9
2. 市の役割.....	9
3. 牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター.....	10
4. 吉田町牧之原市広域施設組合.....	13
5. ごみ処理の形態と収集運搬の状況.....	16
6. ごみの収集区分.....	20
7. ごみ集積箇所数.....	20
8. ごみ処理のフロー（相良地域）.....	21
9. ごみ処理のフロー（榛原地域）.....	22
10. ごみ排出量の推移.....	23
11. ごみ排出量の詳細.....	29
12. 可燃ごみの組成の現況.....	32
13. リサイクルの現況.....	33
14. ごみ処理経費.....	34
15. 計画の達成状況.....	37
16. 課題.....	38
第2章. 将来予測.....	40
1. 将来人口.....	40

2. ごみ量の将来予測の手法について .....	41
3. 収集ごみ.....	42
4. 許可業者及び直接搬入.....	45
5. 資源集団回収 .....	47
6. 総排出量.....	48
<b>第3章. ごみ処理基本計画</b> .....	<b>52</b>
1. 基本方針.....	52
2. 排出抑制・減量化・再資源化計画 .....	54
3. 個別施策.....	55
4. 食品ロス削減推進計画.....	63
5. 適正処理計画 .....	66
<b>第3編. 生活排水処理編</b> .....	<b>73</b>
<b>第1章. 概要及び現状</b> .....	<b>73</b>
1. 組合の概要.....	73
2. 市の役割.....	73
3. 生活排水処理の主体及び形態.....	74
4. 生活排水処理フロー .....	74
5. 生活排水処理の現状 .....	75
6. 生活排水処理施設の現状 .....	79
7. 生活排水処理経費 .....	82
8. 計画の達成状況.....	83
9. 課題.....	84
<b>第2章. 将来予測</b> .....	<b>85</b>
1. 生活排水処理別人口 .....	85
2. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見通し .....	88
<b>第3章. 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>90</b>
1. 基本方針.....	90
2. 生活排水処理の目標 .....	91
3. 生活排水処理計画 .....	91
4. 生活排水処理施設の整備計画.....	93
5. し尿汚泥処理計画 .....	95
6. 広報・啓発活動計画 .....	98
<b>第4編. 資料編</b> .....	<b>99</b>
<b>資料-1. 将来のごみ量の予測方法</b> .....	<b>99</b>
1. 将来のごみ量の予測方法 .....	99
<b>資料-2. ごみ量の将来予測推計結果(詳細)</b> .....	<b>101</b>

1. 収集ごみ.....	101
2. 許可業者.....	106
3. 直接搬入.....	107
4. 集団回収.....	114



---

# 第1編. 基本的事項

---

## 第1章. 計画の策定について

### 1. 趣旨及び目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の適正な処理を実現するため、同法第6条第1項の規定により計画を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めることを目的としている。

平成29年3月に策定した第2次牧之原市一般廃棄物処理基本計画（以下、「現行基本計画」という）の見直しの時期を迎え、SDGsの視点や「プラスチック資源循環法」「食品ロス削減推進法」など国及び地方自治体のごみ処理行政の変動等を受け、牧之原市における今後のごみの減量及びごみ処理体制の方向性と施策を改めて検討し、令和4年度現在の実情に合わせた計画への見直し、食品ロス削減推進計画の追加を行った。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、ごみに関係する各種法令との関連を踏まえながら、上位計画である「牧之原市総合計画」や「牧之原市環境基本計画」で掲げたごみ処理に関する目標の実現に向け、ごみ処理事業の長期的な方針を示したものである。事業の実施に当たっては、本計画に基づき、年度ごとに実施計画を策定し、推進していくものとする。

### 3. 計画の目標期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、令和8年度までの計画を示す。

また、国におけるごみ行政や計画策定の前提となっている諸条件などが大きく変化した場合には、適宜見直しを行う。

### 4. 対象区域

計画の対象区域は牧之原市全域とする。

## 第2章. 上位計画等

### 1. 第3次牧之原市総合計画

本市は、令和5年3月に基本構想（令和5年度～令和12年度）と前期基本計画（令和5年度～令和8年度）で構成する「第3次牧之原市総合計画」を策定している。

表 1-2-1 第3次牧之原市総合計画

計 画 名	第3次牧之原市総合計画
計 画 期 間	令和5年度～令和12年度(8年間) 基本構想:8年間 基本計画:前期4年間 後期4年間 実施計画:毎年内容見直し
将 来 人 口	令和12年度末の将来人口は、「40,200人」を目指す。 牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンと整合性をとり、直近の日本人20歳から39歳男女の移動率の半減などにより、同時期の国立社会保障人口問題研究所の推計に比べて、約5,000人の人口減少抑制を目指す。
まちづくりの理念 (将来都市像)	「RIDE ON MAKINOHARA 夢に乗るまち 牧之原」 「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」
基本的な考え方 姿 勢	(1)まちづくりの基本的な考え方 ①安心安全な暮らしの確保      ④SDGsの推進・循環型の社会経済への転換 ②公民連携・市民協働          ⑤多様な人材や文化が共生する社会の実現 ③広域行政・広域連携 (2)土地・空間利用の基本的な考え方 ①既存市街地と高台をつなぐ都市構造の構築 ②各地域特性に応じた土地利用の促進 ③公共施設や遊休公共用地の活用 (3)取組に向けた姿勢 ①スピード感をもって取組む・まずやってみる ②目的とターゲットを明確にする ③魅力や取組を積極的に発信する
重 点 方 針	(1)牧之原らしい暮らしや遊びのローカルスタイルを創出する (2)地球環境にやさしく、持続可能な循環型産業を創出する (3)若者世代が住みやすい暮らしを創出する (4)課題に効果的に対応できる行政運営を行う



政 策	政策1防災
	1 危機管理機能の充実 2 消防体制の充実 3 防犯・交通安全活動の充実
	政策2健康福祉
	1 地域福祉の推進 2 子育て支援の充実 3 障がい者福祉の充実
	4 超高齢社会への対応 5 健康寿命の延伸 6 地域医療の充実
	政策3教育文化
	1 次代を切り拓く力の育成 2 社会教育の推進 3 スポーツの振興
	政策4産業経済
	1 農業・水産業の振興 2 企業立地の推進 3 商工業の振興と雇用対策
	4 観光業の振興
	政策5都市基盤
	1 計画的なまちづくり・住まいづくりの推進 2 道路や河川の保全と整備
	3 人が集まる公園・緑地 4 安定した上水道の供給
	政策6生活環境
	1 住民自治の支援 2 良好な環境の形成 3 公共交通の充実
	4 定住に関する魅力の向上
	政策7市政経営
	1 市民の期待に応える組織づくり 2 施設や財産の適正管理と活用
	3 行財政運営の適正化 4 情報発信とシティプロモーションの推進

## 2. 第2次牧之原市環境基本計画

「第2次牧之原市環境基本計画」(平成29年3月)の望ましい環境像「うみ・そら・みどりと共生するまち まきのほら」は、本市が今後環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的に推進していくための長期的目標である。

取組の体系において、本計画に係る目標は次の表のとおりである。

表 1-2-2 第2次牧之原市環境基本計画

計 画 名	第2次牧之原市環境基本計画	
計 画 期 間	平成29年度～令和8年度(10年間)	
望ましい環境像	うみ・そら・みどりと共生するまち まきのほら	
施 策 の 体 系	個別目標	取組方針
	資源を大切に作る心育むまち 【資源循環】	4 4Rでごみを減らす
		5 ごみを適正に処理する
		6 不法投棄をなくす
	クリーン&グリーンを広めるまち 【生活環境】	11 きれいな水と土を未来に残す
		12 安心・安全・清潔に暮らす
	地球のために行動するまち 【地球環境】	13 温暖化対策を総合的に進める
14 再生可能エネルギーを使う		
環境への想いをつなぎ育てるまち 【環境教育】	16 環境について学ぶ	

### 第3章. 域内の概況

#### 1. 位置

本市は、静岡県の中西部、駿河湾の西端に位置し、吉田町、島田市、菊川市、御前崎市の3市1町と隣接する。東西 10.9km、南北 20.3km、面積 111.69km<sup>2</sup>、市域南部を国道 150 号、中北部を東名高速道路が走り、東名高速相良牧之原 I.C、富士山静岡空港の一部、御前崎港の一部を有する。

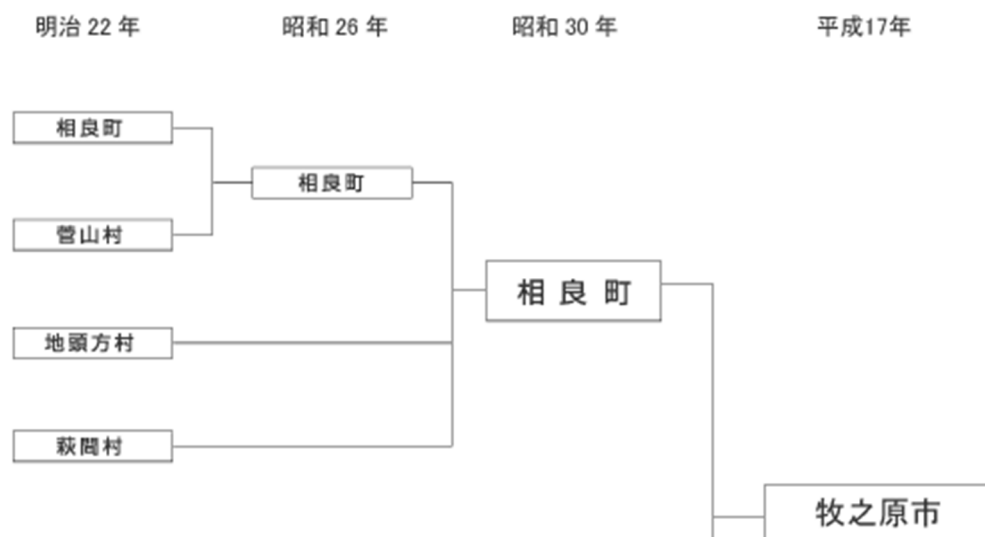
#### 2. 変遷

相良地域では昭和 26 年に菅山村が相良町に合併、昭和 30 年に萩間村、地頭方村が相良町と合併した。

榛原地域では昭和 30 年に川崎町・勝間田村・坂部村が合併し榛原町が誕生した。

平成 17 年 10 月に相良町と榛原町の対等合併により牧之原市が誕生した。

##### ●相良町村合併の歩み（明治22年以降）



##### ●榛原町村合併の歩み

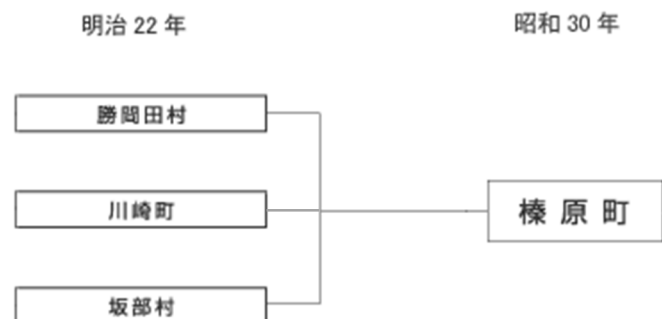


図 1-3-1 牧之原市の変遷

### 3. 人口

令和4年度における本市の人口は、相良地域が 21,170 人、榛原地域が 22,500 人で、合わせて 43,670 人となっている。人口は穏やかに減少傾向にある。

表 1-3-1 牧之原市の人口推移

単位：人

年度	牧之原市	
	相良地域	榛原地域
平成24年度	49,364	24,685
平成25年度	48,643	24,343
平成26年度	47,811	23,895
平成27年度	47,156	23,585
平成28年度	46,659	23,350
平成29年度	46,367	23,417
平成30年度	46,001	23,396
令和元年度	45,720	23,336
令和2年度	44,897	22,888
令和3年度	44,194	22,677
令和4年度	43,670	22,500

(住民基本台帳 各年度9月末人口)

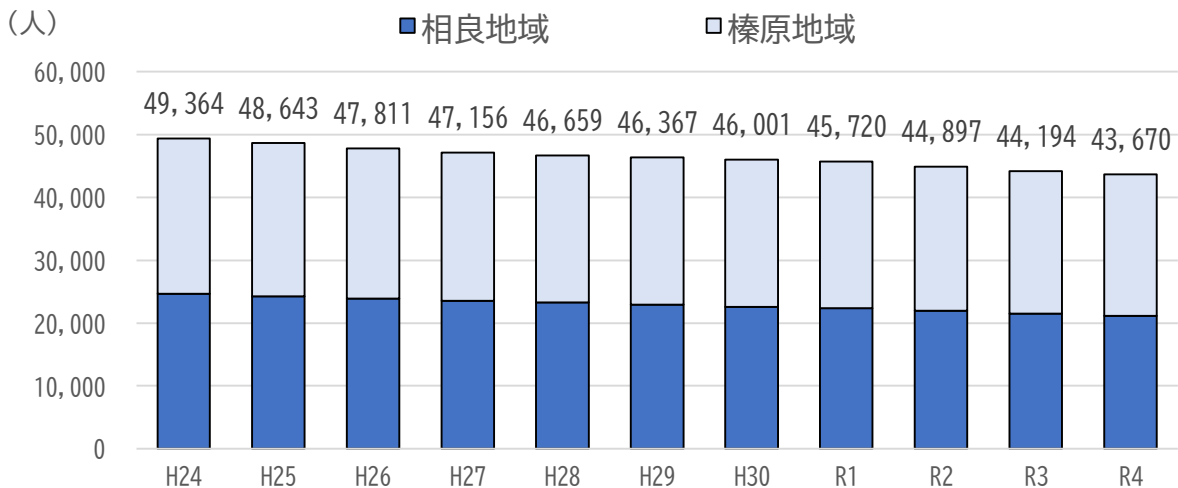


図 1-3-2 牧之原市の人口推移

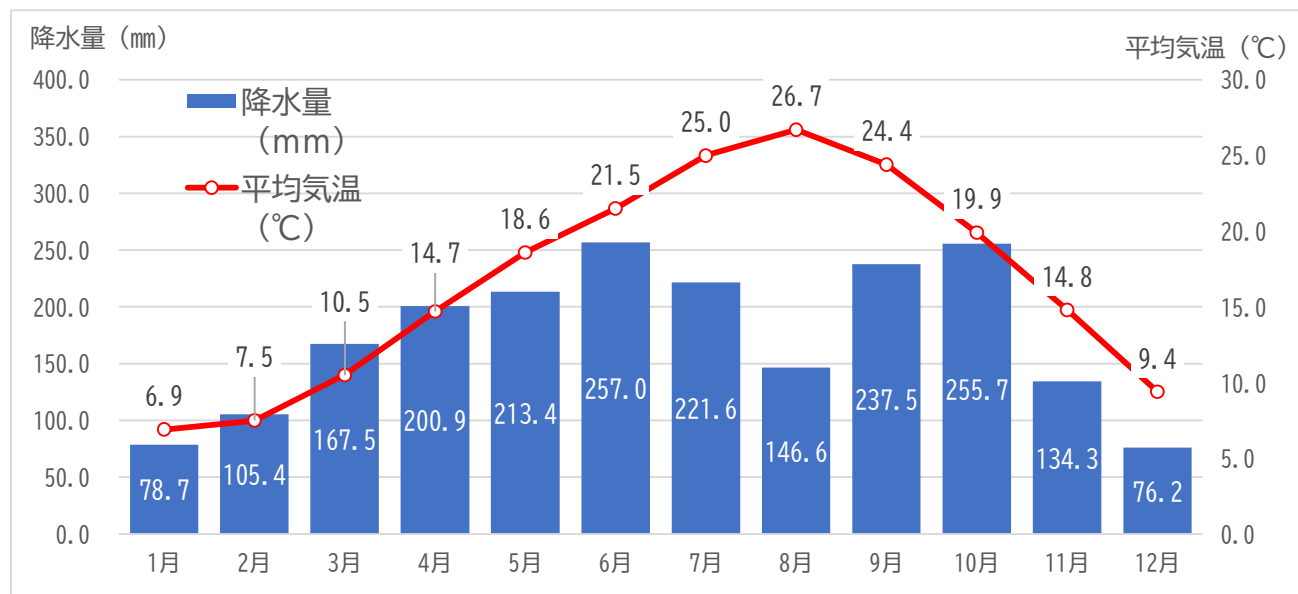
### 4. 地形

本市にある牧之原台地は、本市のほか、島田市、菊川市にまたがる標高 100~200mの台地である。南側で尾根に分かれ、緩やかな丘陵地となっており、谷地から流れ出す河川は堆積地を形成し、平野部を作り出している。また、海岸部は直線的で、平坦な地形と遠浅な海岸で形成されている。

地形は砂質頁岩及び砂層に覆われた北部台地と粘性土壌を主とした沖積地で形成される平坦部、砂土及び砂質土壌の海岸部といった地質で形成されている。

## 5. 気象

本市の気象について、平成3年～令和2年（1991年～2020年）の平年値について以下に示す。  
平均気温は16.7℃、最高気温は26.7℃、最低気温は6.9℃である。



出典：気象庁気象統計情報（観測地点：御前崎）

図 1-3-3 気象統計

## 6. 工業

本市統計書及び経済センサスから、工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等について以下に示す。

表 1-3-2 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
事業所数(所)	214	195	193	276	202	204	198	194
従業者数(人)	8,755	8,420	9,481	11,704	11,036	11,843	12,002	11,987
製造品出荷額等(億円)	7,091	6,120	7,045	8,730	9,449	10,764	11,201	10,477

出典：工業統計調査報告書（平成24～27年、29～令和2年）、経済センサス活動調査（平成28年）

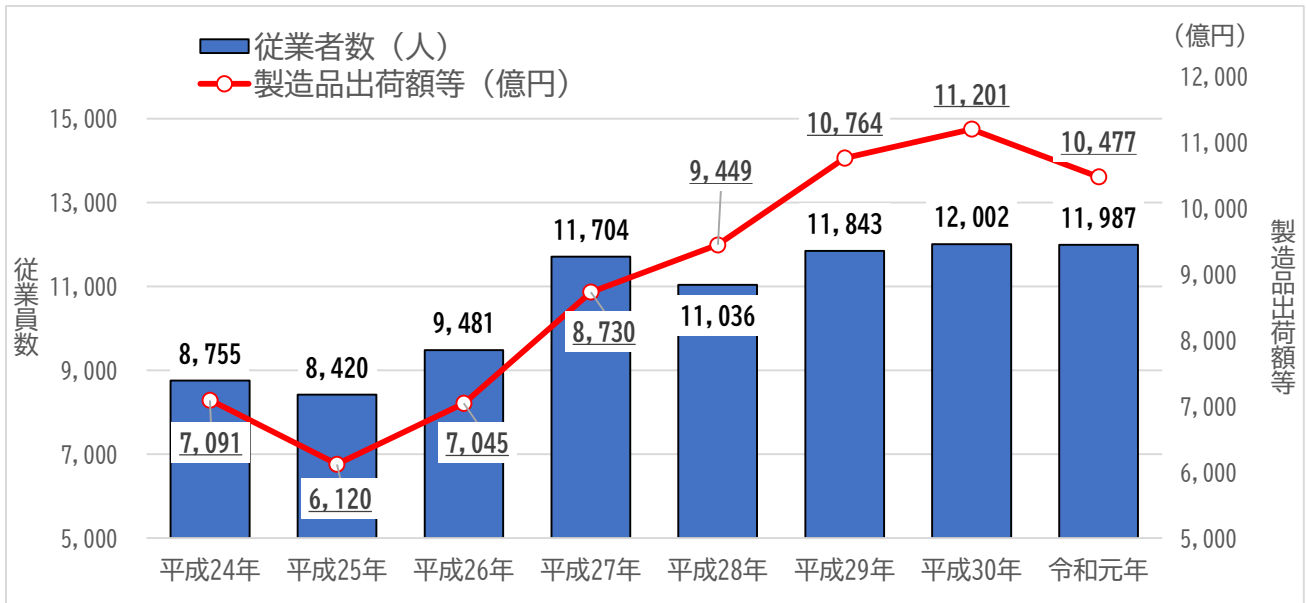


図 1-3-4 工業の従業者数・製造品出荷額等

## 第2編. ごみ編

### 第1章. ごみ処理事業の現況

#### 1. 組合の概要

現在本市は、相良地域のごみ処理を牧之原市御前崎市広域施設組合、し尿及び浄化槽汚泥の処理を東遠広域施設組合で行っている。榛原地域については、ごみ処理並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理を吉田町牧之原市広域施設組合で行っている。

表 2-1-1 地域別処理組合

地 域	ごみ処理	し尿・浄化槽汚泥処理
相良地域	牧之原市御前崎市 広域施設組合	東遠広域施設組合
榛原地域	吉田町牧之原市広域施設組合	

#### 2. 市の役割

本市と組合の役割を以下に示す。

表 2-1-2 市及び組合の役割

牧之原市	牧之原市御前崎市 広域施設組合	吉田町牧之原市広域施設組合
○資源化・減量化に関する施策 ○一般廃棄物処理業の許可及び 指導 ○各種助成制度 ○最終処分処理業務の運営・管理	相良地域における ○収集運搬業務の運営・管理 ○中間処理業務の運営・管理 ○最終処分処理業務の運営・管理	榛原地域における ○収集運搬業務の運営・管理 ○中間処理業務の運営・管理 ○最終処分処理業務の運営・管理

※牧之原市は牧之原市一般廃棄物最終処分場(安定型)の最終処分処理業務の運営・管理を行っている。

### 3. 牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター

環境保全センターでは、牧之原市（相良地域）と御前崎市の一般廃棄物を処理している。  
沿革等を以下に示す。

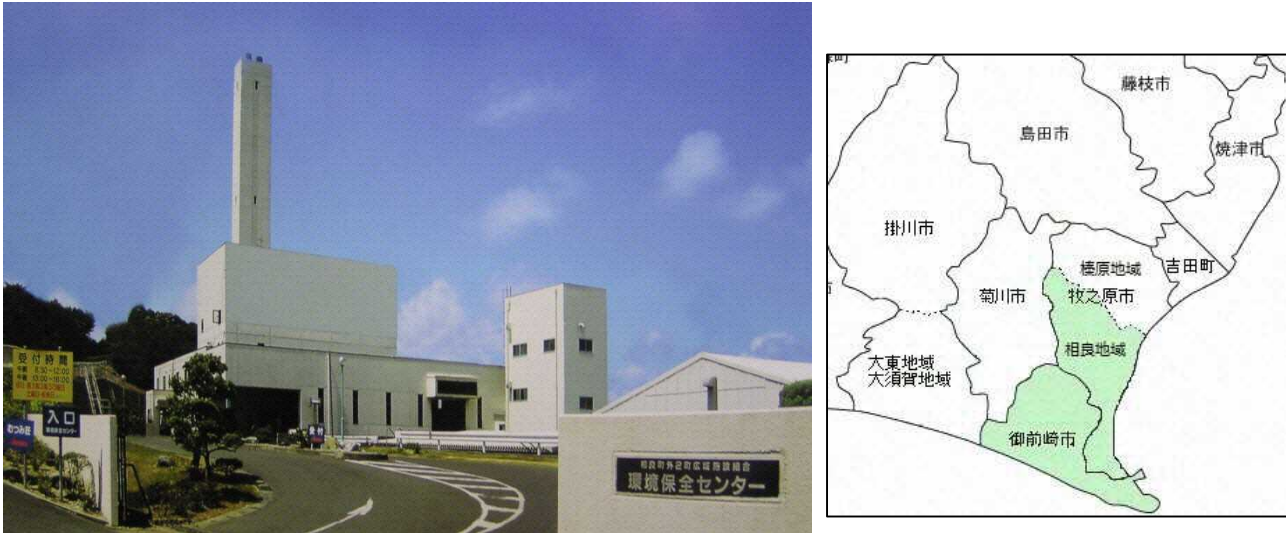


表 2-1-3 牧之原市御前崎市広域施設組合の沿革

沿革	
昭和 41 年	「相良町外 2 町厚生施設組合」設立
昭和 42 年	ごみ焼却処理施設(20t/日)完成 最終処分場(管理型)(焼却灰等:48,000m <sup>3</sup> )完成
昭和 47 年	「相良町外 2 町広域施設組合」に改称
昭和 52 年	ごみ焼却処理施設(50t/8h)完成 指定袋によるごみの有料化開始
昭和 53 年	最終処分場(安定型)(瓦礫等:93,000m <sup>3</sup> )完成
昭和 59 年	不燃物処理施設(15t/5h)完成
平成 4 年	ごみ焼却処理施設(94t/16h)完成 粗大ごみ処理施設(25t/5h)完成
平成 10 年	最終処分場(管理型)(焼却灰等 30,000m <sup>3</sup> )完成 不燃物処理施設(リサイクルセンター)完成 ペットボトル、ビニール・プラスチックの分別収集開始
平成 13 年	排ガス高度処理施設(ダイオキシン対策)完成
平成 16 年	一般廃棄物最終処分場(安定型)(瓦礫等:27,632m <sup>3</sup> )完成
平成 17 年	「牧之原市御前崎市広域施設組合」に改称
平成 19 年	ごみ焼却処理施設の稼働時間の変更(141t/日)
平成 28 年	エコアクション21取得



表 2-1-4 相良地域のごみ処理施設

施設の種類	名称	管理主体
中間処理施設	環境保全センター	牧之原市御前崎市 広域施設組合
資源化施設		
最終処分場	最終処分場(管理型)	
	一般廃棄物最終処分場 (安定型)	

①中間処理施設

表 2-1-5 焼却施設の概要

焼却施設	
所在地	牧之原市笠名 1212 番地
処理能力	141t/24h(70.5t/24h×2 基)
処理方法	全連続燃焼式ストーカ炉
排ガス処理	バグフィルタ+有害ガス除去装置
煙突	鉄筋コンクリート造(内筒鋼製 2 筒)
余熱処理	センター内給湯、むつみ荘へ給湯
飛灰処理	薬剤処理方式
建設年度	平成 2 年度～平成 3 年度 ダイオキシン類対策工事 平成 12 年度～平成 13 年度

②資源化施設

表 2-1-6 リサイクルセンターの概要

リサイクルセンター	
所在地	牧之原市笠名 1212 番地
建設面積	1015.5m <sup>2</sup>
処理設備	ペットボトル圧縮梱包整備及び搬入物ヤード(300kg/h) ガラス搬入物ヤード 金物類搬入物ヤード 古紙類(新聞、雑誌)搬入物ヤード
建設年度	平成 10 年度

表 2-1-7 粗大ごみ処理施設の概要

粗大ごみ処理施設	
所在地	牧之原市笠名 1212 番地
破砕能力	25t/5h
破砕形式	横型回転式、剪断式(焼却処理用「1t/h」)
選別方式	機械選別方式 (鉄、アルミ、不燃物、可燃物の 4 種類)
建設年度	平成 2 年度～平成 3 年度

③最終処分場

表 2-1-8 最終処分場(管理型)の概要

最終処分場(管理型)	
所在地	牧之原市笠名 1212 番地
埋立面積	4,300m <sup>2</sup>
埋立容積	30,000m <sup>3</sup>
埋立期間	平成 10 年 4 月から令和 5 年 3 月まで(25 年間)
遮水方式	短繊維系不織布、合成ゴム系二重シート
水処理量	25m <sup>3</sup> /日
建設年度	平成 8 年度～平成 9 年度
残存容量	4,401 m <sup>3</sup> 埋立率 85.3%(令和 4 年 3 月 31 日現在)

表 2-1-9 最終処分場(安定型)の概要

一般廃棄物最終処分場(安定型)	
埋立面積	6,031m <sup>2</sup>
埋立容積	36,744m <sup>3</sup>
廃棄物埋立容量	27,632m <sup>3</sup>
建設年度	平成 15 年度
残余容量	14,661 m <sup>3</sup> 埋立率 46.9%(令和 4 年 3 月 31 日現在)

#### 4. 吉田町牧之原市広域施設組合

吉田町牧之原市広域施設組合では、牧之原市（榛原地域）と吉田町の一般廃棄物进行处理している。沿革等を以下に示す。



表 2-1-10 吉田町牧之原市広域施設組合の沿革

沿革	
昭和 36 年	「吉田町榛原町し尿処理組合」の設立
昭和 38 年	し尿処理施設(45kL/日)の完成
昭和 43 年	「吉田町榛原町衛生施設組合」に改称、し尿処理及びごみ処理を共同処理
昭和 45 年	ごみ焼却施設(20t/日)の完成
昭和 47 年	し尿処理施設を 60kL/日処理に増設
昭和 51 年	ごみ焼却施設(30t/日)の完成
昭和 56 年	「吉田町榛原町広域施設組合」に改称
平成 7 年	し尿処理施設(82kL/日)の完成
平成 8 年	一般廃棄物最終処分場(管理型)の完成(焼却飛灰等:26,415m <sup>3</sup> )
平成 11 年	ごみ焼却施設(67t/16h)の完成
平成 11 年	旧ごみ焼却施設をリサイクルセンターとして供用開始
平成 17 年	「吉田町牧之原市広域施設組合」に改称
平成 21 年	ごみ焼却処理施設の稼働時間の変更(100.5t/24h)
平成 28 年	リサイクルセンター(6.66t/5h)の完成

表 2-1-11 榛原地域のごみ処理施設

施設の種類	名称	管理主体
中間処理施設	清掃センター	吉田町牧之原市
資源化施設	リサイクルセンター	広域施設組合
最終処分場	最終処分場(管理型)	牧之原市
	牧之原市一般廃棄物	
	最終処分場(安定型)	

①中間処理施設

表 2-1-12 焼却施設の概要

焼却施設	
所在地	牧之原市細江 6664 番地 3
処理能力	100.5t/24h
処理方法	全連続燃焼式流動床炉
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式 可燃性粗大ごみ破碎処理装置(能力 2t/h)
排ガス処理設備	塩化水素除去装置+バグフィルタ+触媒脱硝装置
排水処理設備	クローズドシステム
残渣処理施設	飛灰安定化処理施設(混練薬品処理) 不燃物搬出装置(砂、不燃物、磁選物)
余熱利用施設	空気余熱器⇒温水発生器⇒温水タンク⇒場内給湯に利用
建設年度	平成 11 年度
施設の愛称	さんあーる

②資源化施設

表 2-1-13 リサイクルセンターの概要

リサイクルセンター	
所在地	牧之原市坂部 1615 番地 3
敷地面積	6,572m <sup>2</sup>
処理設備	プラスチック類(マークあり)圧縮梱包設備及び搬入ヤード(3.68t/5h) プラスチック類(マークなし)破碎設備及び搬入ヤード(1.48t/5h) ペットボトル圧縮梱包設備及び搬入ヤード(1.5t/5h) ガラス類、金物類、不燃性粗大ごみ、古紙類、白色トレイ、 小型廃家電、蛍光管、乾電池搬入物ヤード
建設年度	平成 28 年度
保管用テント施設	敷地面積 2,330m <sup>2</sup> 保管施設面積 625m <sup>2</sup>

### ③最終処分場

表 2-1-14 最終処分場(管理型)の概要

最終処分場(管理型)	
所在地	牧之原市細江 6679 番地
埋立面積	8,050m <sup>2</sup>
埋立容積	26,415m <sup>3</sup>
埋立期間	平成 11 年 4 月から令和8年 3 月まで(27 年間)
埋立対象物	焼却残渣(安定化処理済み残渣に限る。)
遮水設備	遮水シート、不織布
浸出水処理量	平均 26m <sup>3</sup> 最大 74m <sup>3</sup>
建設年度	平成 8 年度
残存容量	991 m <sup>3</sup> 埋立率 96.2%(令和 4 年 3 月 31 日現在)

表 2-1-15 牧之原市一般廃棄物最終処分場(安定型)の概要

牧之原市一般廃棄物最終処分場(安定型)	
埋立面積	3,668m <sup>2</sup>
埋立容積	19,572m <sup>3</sup>
廃棄物埋立容量	14,616m <sup>3</sup>
建設年度	平成 18 年度
残存容量	18,423 m <sup>3</sup> 埋立率 5.9%(令和 4 年 3 月 31 日現在)

## 5. ごみ処理の形態と収集運搬の状況

本市におけるごみ処理の形態、収集運搬の状況等について以下に示す。

### ①相良地域

収集運搬は全て民間への委託、中間処理、最終処分の対象ごみについては、種類別に組合の直営又は委託で行っている。再資源化は全て委託で行っている。

表 2-1-16 ごみの処理形態と収集運搬(相良地域)

対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化	
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委託	委託	直営・委託	
	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)	4回/月			直営	委託
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)	1回/月				
	ペットボトル	1回/月				
	金物類	1回/月				
	ガラス類	1回/月		委託		
	陶磁器類	3ヶ月に 1回		委託		
直接搬入ごみ	可燃ごみ			直営・委託	直営・委託	
	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)				直営	委託
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)					
	ペットボトル					
	金物類					
	ガラス類					
	陶磁器類					
	古紙					
	草木類					
	瓦礫類			直営		

※ シルバー人材センターは中間処理業者に含ませておりません。

表 2-1-17 ごみ処理手数料(相良地域)

種類	取扱区分		金額
収集手数料 (事業活動以外で生じた一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料)	管理者の指定する袋又は証紙1枚		10 円
処分手数料 (家庭廃棄物又は事業活動に伴って生じた一般廃棄物[特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する機械器具で廃棄物となったもの(以下「特定家庭用機器廃棄物」という)を除く]の処分に関する手数料)	瓦礫類を除く 家庭廃棄物	10 kg以下の場合	51 円
		10 kgを超える場合	51 円に 10 kgを増すごとに 51 円を加算した額
	瓦礫類に限る 家庭廃棄物	最大積載量(1車につき)が 0.5t以下の場合	300 円
		最大積載量(1車につき)が 0.5tを超える場合	300 円に 0.5tまでを増すごとに 300 円を加算した額
	事業廃棄物	10 kg以下の場合	156 円
		10 kgを超える場合	156 円に 10 kgまでを増すごとに 156 円を加算した額
運搬手数料 (特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器再商品化法第 17 条の規定に基づき指定された場所に運搬する手数料)	特定家庭用機器再商品化法第 19 条に規定する再商品化等料金を支払済みであること等を示す証票を当該廃棄物に貼付し、組合の指定する一時保管場所へ搬入したものに限る。		
	ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)1台につき		3,400 円
	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ ブラウン管式のもの ロ 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの 1台につき		3,200 円
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫1台につき		3,900 円
	電気洗濯機及び衣類乾燥機1台につき		3,000 円

※ 指定ごみ袋、金物専用証紙販売料金

指定ごみ袋 20 円/枚 (収集手数料 10 円 袋代 7 円 販売手数料 3 円)

金物専用証紙 50 円/枚 (収集手数料 10 円 証紙代 37 円 販売手数料 3 円)

②榛原地域

ペットボトル、金物類、ガラス類の収集運搬は直営、他は民間への委託、中間処理、最終処分の対象ごみについては、種類別に組合の直営又は委託で行っている。なお、再資源化は全て委託で実施している。

表 2-1-18 ごみの処理形態と収集運搬(榛原地域)

対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委託	直営	直営・委託
	プラスチック類 (プラマークあり)	1回/週		直営	委託
	プラスチック類 (プラマークなし)			委託	
	ペットボトル	2回/月	直営	直営	
	金物類	1回/月		委託	
	ガラス類	1回/月			
直接搬入ごみ	可燃ごみ			直営	
	プラスチック類 (プラマークあり)			直営	委託
	プラスチック類 (プラマークなし)			委託	
	ペットボトル			直営	
	金物類			委託	
	ガラス				
	古紙				
	瓦礫類				市処分場



表 2-1-19 ごみ処理手数料(榛原地域)

一般廃棄物等 (し尿、し尿浄化槽 汚泥を除く)の分類	吉田町牧之原市広 域施設組合が委託 される処理内容	単位	金額	備考
(1)一般家庭から生 ずる一般廃棄物で 組合が焼却処理し ようとするもの	組合の定める集積 場所からの収集運 搬及び処分	1袋	10円	1袋の重量は 8キログラムを 基準とする。
(2)一般家庭から 生ずる一般廃棄物 で組合が焼却処理 しようとするもの及 び不燃性廃棄物、廃 プラスチック類等	購入されたものの 処分	重量 10 キログラムまで毎 に	51円	計量により算 出された金額 の10円未満は 切捨てとする。
	依頼を受けた場所 からの収集運搬	1回	3,250円	
	依頼を受けた場所 から収集運搬した ものの処分	1個	250円	
(3)特定家庭用機 器廃棄物(特定家庭 用機器再商品化法 施行令第1条に定め る機械器具で廃棄 物となったもの)	一時保管及び指定 取引場所(特定家 庭用機器再商品化 法(以下この号に おいて「法」とい う。)第 17 条に基 づき指定された場 所)までの運搬	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ ブラウン管式のもの ロ 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの 1台につき	3,350円	消費者が、法第 19条に規定す る再商品化等 料金を支払済 みであること 等を証す証票 を添えて、組 合が指定する 一時保管場所 へ自ら搬入し たもの(法第9 条に規定する 小売業者が引 取義務のある ものを除く。)に 限る。
		ユニット形エアコンディショ ナー(ウインド形エアコンデ ィショナー又は室内ユニット が壁掛け形若しくは床置 き形であるセパレート形エ アコンディショナーに限 る。)1台につき	3,550円	
		電気冷蔵庫及び電気冷凍 庫 1台につき	4,080円	
		電気洗濯機及び衣類乾燥 機 1台につき	3,130円	
(4)前3号に掲げる 以外の一般廃棄物 等で組合が焼却処 理しようとするもの 及び不燃性廃棄物、 廃プラスチック類	搬入されたものの 処分	重量 10 キログラムまで毎 に	156円	計量により算 出された金額 の10円未満は 切捨てとする。

※ 指定ごみ袋販売料金

20円/枚 (収集運搬処分手数料 10円 袋代 7円 販売手数料 3円)

## 6. ごみの収集区分

本市のごみの収集区分について、以下に示す。

表 2-1-20 ごみ収集区分(相良地域)

収集区分		内 容
可燃物	可燃ごみ	生ごみ、紙くずなど
資源ごみ	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)	プラマークありのビニール・プラスチック(白色トレイ)
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)	プラマークなしのビニール・プラスチック
	ペットボトル	ペットボトル(PET1 マークのみ)
	金物	空き缶、スプレー缶、鍋・やかんなど
	ガラス	ガラス・空きビンなど
	陶磁器	植木鉢、茶碗、皿など
その他のごみ		乾電池、蛍光灯(拠点回収)

表 2-1-21 ごみ収集区分(榛原地域)

収集区分		内 容
可燃物	可燃ごみ	生ごみ、紙くずなど
資源ごみ	プラスチック類 (プラマークあり)	プラマークありのビニール・プラスチック(白色トレイ)
	プラスチック類 (プラマークなし)	プラマークなしのビニール・プラスチック
	ペットボトル	ペットボトル(PET1 マークのみ)
	金物	空き缶、スプレー缶、鍋・やかんなど
	ガラス	ガラス・空きビン、陶磁器など
その他のごみ		乾電池、蛍光灯(拠点回収)

## 7. ごみ集積箇所数

ごみ集積所の設置数について以下に示す。

表 2-1-22 ごみ集積箇所数

	単位:箇所		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相良地域	668	668	667
榛原地域	587	587	591
計	1,255	1,255	1,258

## 8. ごみ処理のフロー（相良地域）

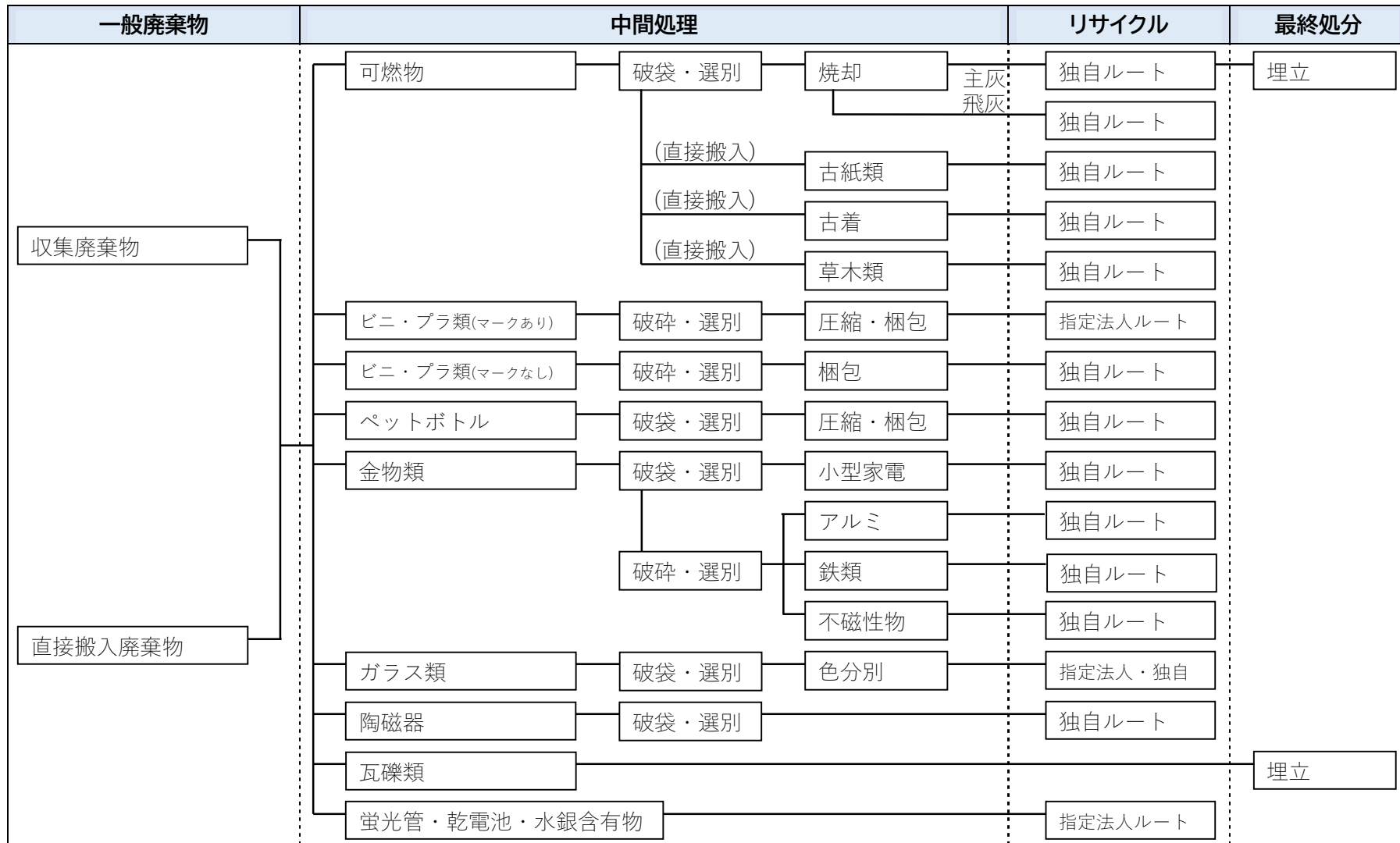


図 2-1-1 ごみ処理フロー(相良地域)

9. ごみ処理のフロー（榛原地域）

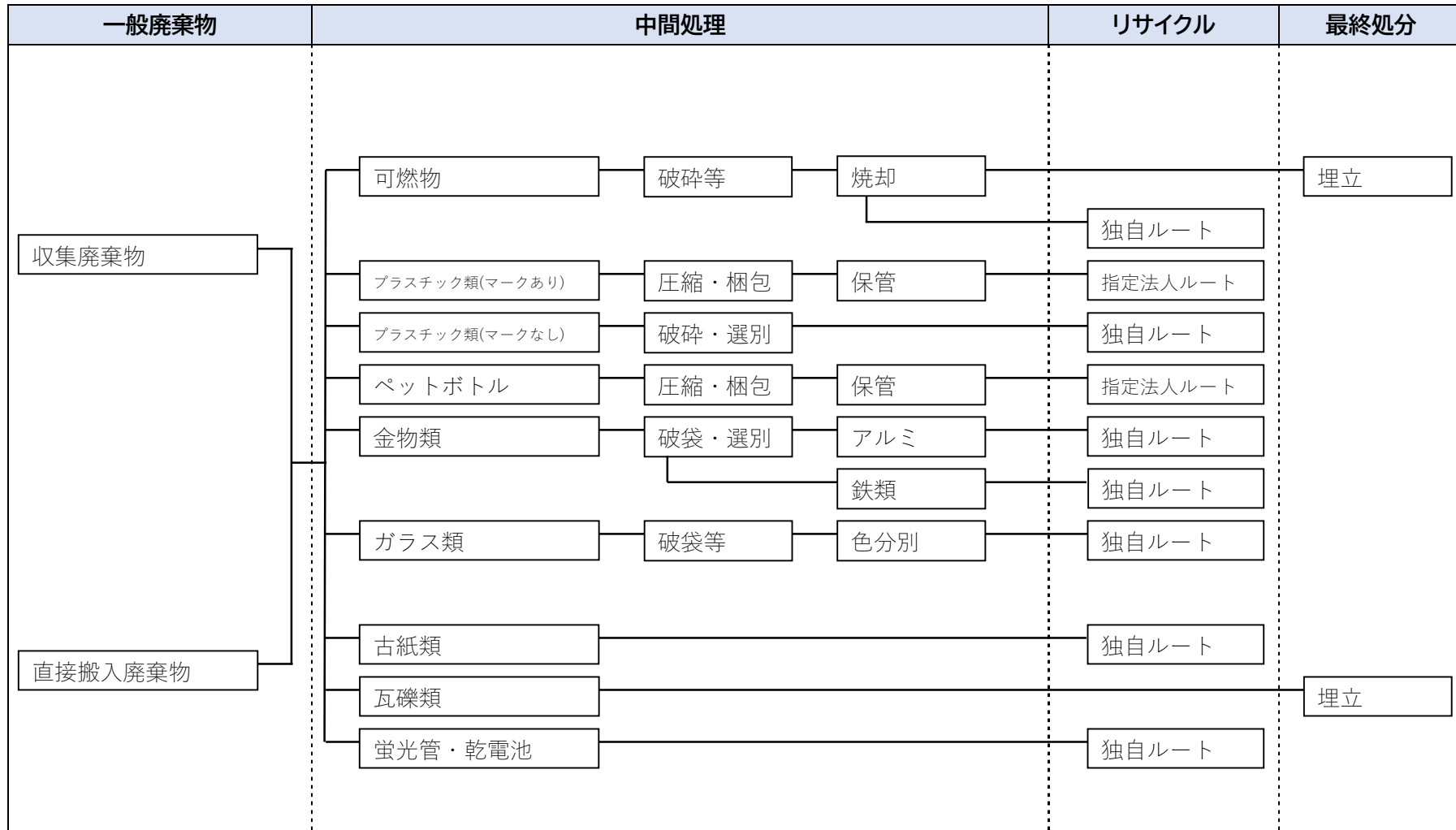
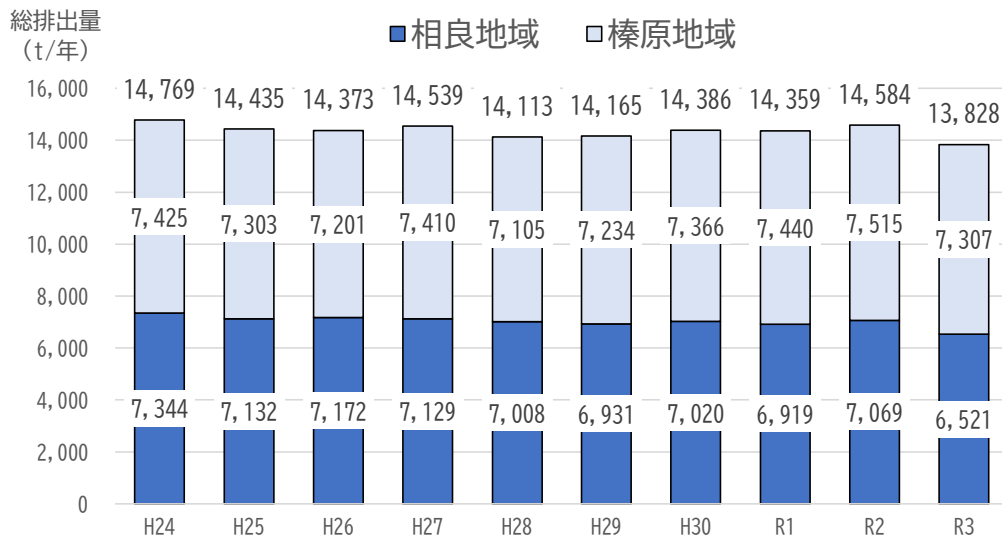


図 2-1-2 ごみ処理フロー（榛原地域）

## 10. ごみ排出量の推移

### ①ごみ総排出量

ごみ総排出量は、人口の減少及び一人一日当たりの排出量の増加により、ほぼ横ばいで推移してきている。



※算定方法：ごみ総排出量 = 収集量(t/年) + 直接搬入量(t/年) + 資源集団回収量(t/年)

図 2-1-3 総排出量

### ②一人一日当たり項目別ごみ排出量

相良地域・榛原地域ともに、可燃ごみ・資源ごみが令和2年度までは年々増加傾向にあり、市全体では可燃ごみで平成24年度の640g/人・日から令和2年度の724g/人・日まで上昇し、資源ごみで平成24年度の118g/人・日から令和2年度の139g/人・日まで上昇している。しかしながら可燃ごみ・資源ごみともに令和3年度は減少している。一方、資源回収量については減少傾向であり、平成24年度の60g/人・日から令和3年度の20g/人・日まで大きく減少している。

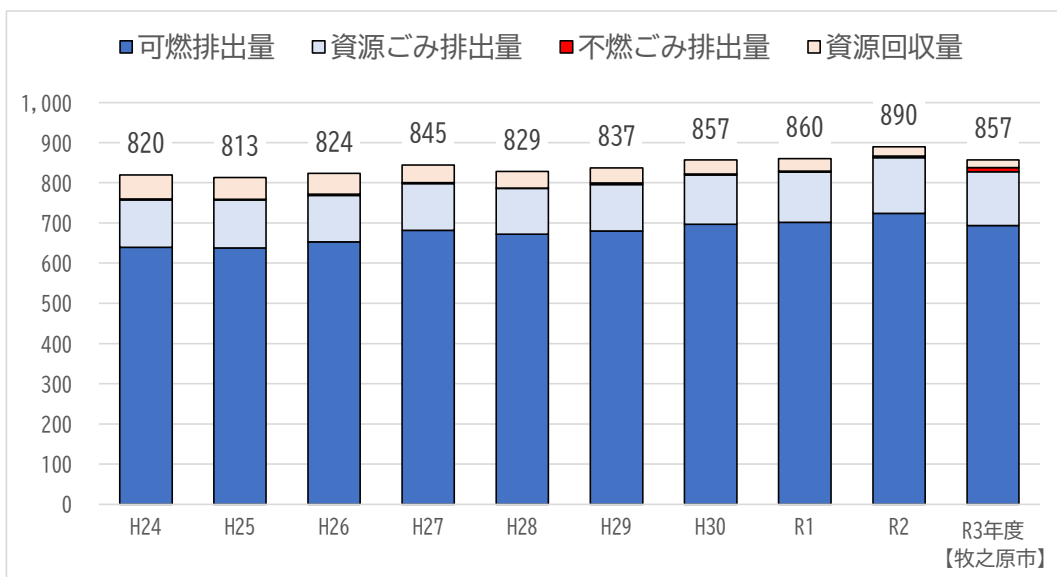


図 2-1-4 項目別ごみ排出量(牧之原市)

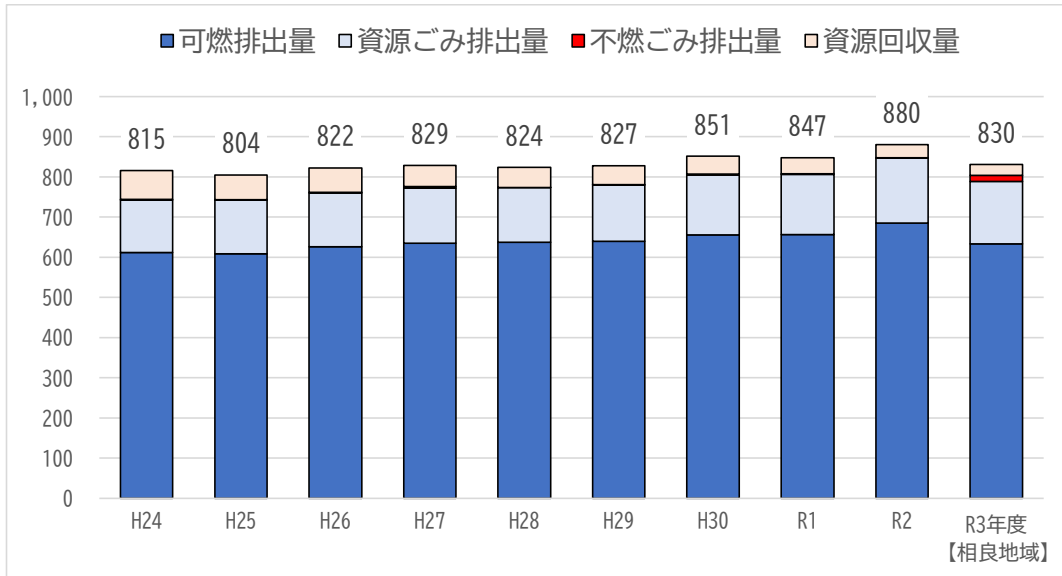


図 2-1-5 項目別ごみ排出量(相良地域)

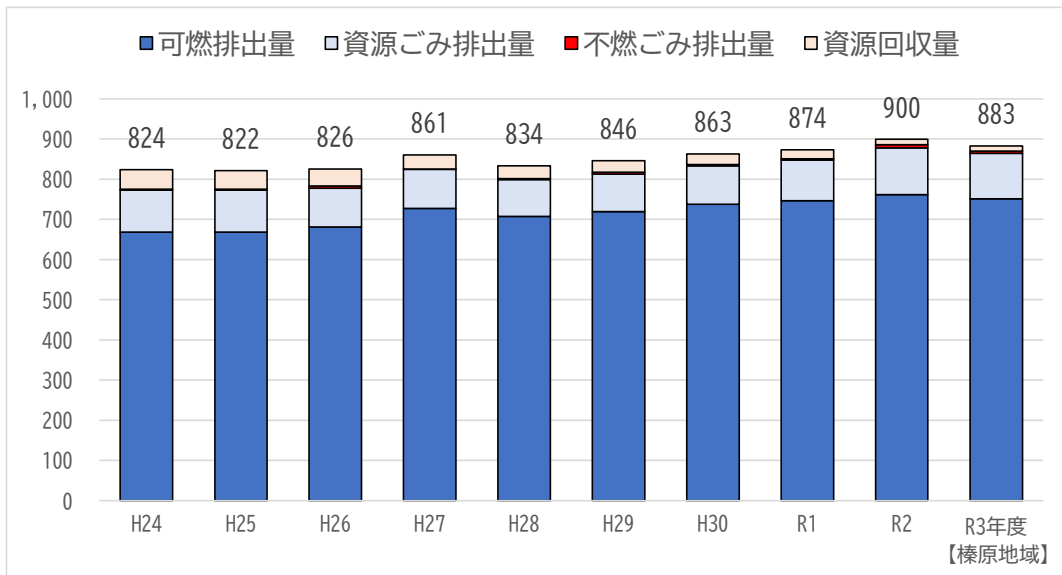


図 2-1-6 項目別ごみ排出量(榛原地域)

表 2-1-23 項目別ごみ排出量まとめ

区分	項目	単位: g/人・日									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
牧之原市	総排出量	820	813	824	845	829	837	857	860	890	857
	可燃排出量	640	638	653	681	672	680	697	702	724	694
	資源ごみ排出量	118	119	116	117	114	116	122	125	139	134
	不燃ごみ排出量	2	2	3	2	1	3	3	3	4	10
	資源回収量	60	54	51	45	41	38	35	31	23	20
相良地域	総排出量	815	804	822	829	824	827	851	847	880	830
	可燃排出量	612	608	626	635	637	639	655	656	685	633
	資源ごみ排出量	131	134	134	137	136	140	150	150	161	155
	不燃ごみ排出量	2	1	1	3	0	1	2	1	1	15
	資源回収量	71	61	61	53	50	47	44	40	32	27
榛原地域	総排出量	824	822	826	861	834	846	863	874	900	883
	可燃排出量	668	668	681	728	708	720	738	747	762	751
	資源ごみ排出量	105	105	97	97	92	93	96	101	116	113
	不燃ごみ排出量	2	3	6	1	2	5	3	4	7	6
	資源回収量	49	47	42	36	33	28	26	22	14	13

※算定方法：一人一日当たりごみ総排出量(g/人・日) = ごみ総排出量(t/年) ÷ 365(日) ÷ 計画収集人口(人) × 1,000 × 1,000

### ③可燃ごみ排出量

可燃ごみ排出量も総排出量と同様に人口の減少及び一人一日当たりの排出量の増加により、ほぼ横ばいで推移してきている。

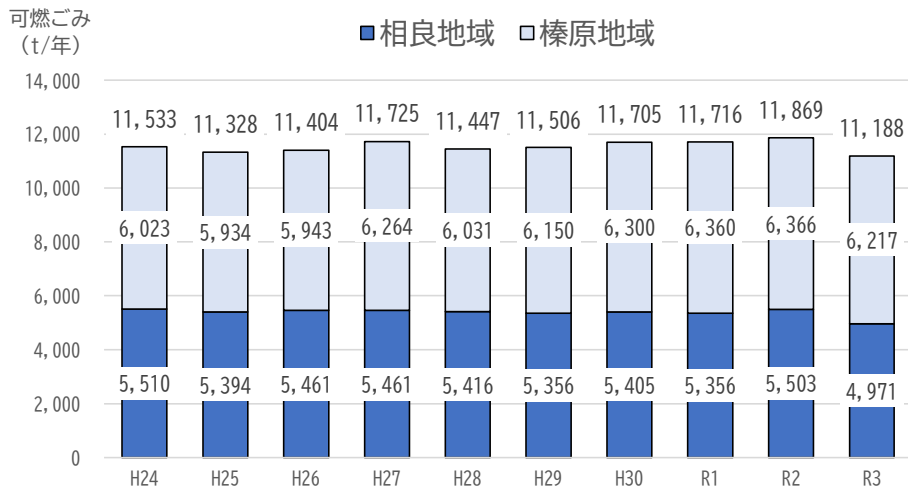


図 2-1-7 可燃ごみ

一人一日当たり可燃ごみ排出量については、相良地域・榛原地域ともに、年々増加傾向で推移している。しかし、令和3年度には減少している。

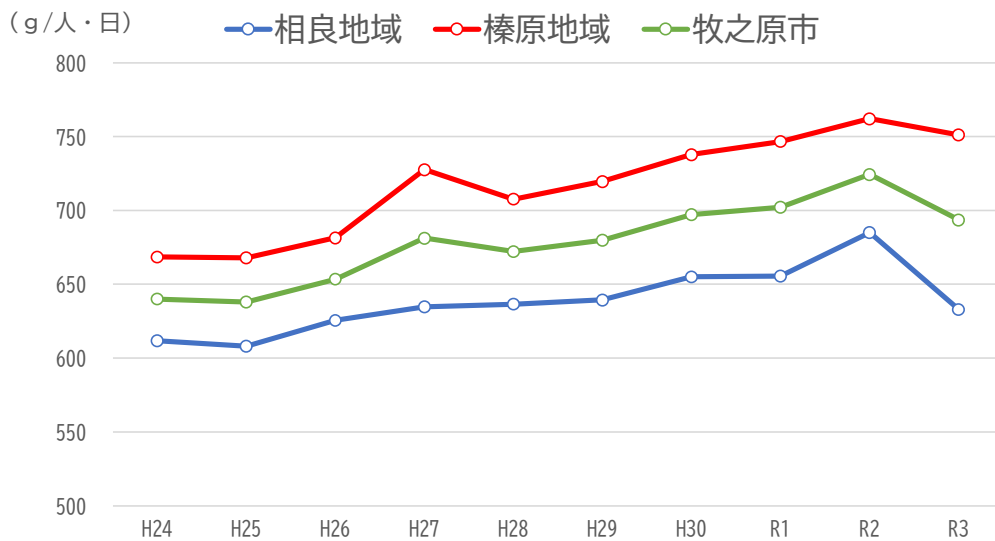


図 2-1-8 一人一日当たり可燃ごみ排出量

表 2-1-24 一人一日当たり可燃ごみ排出量

単位：g/人・日

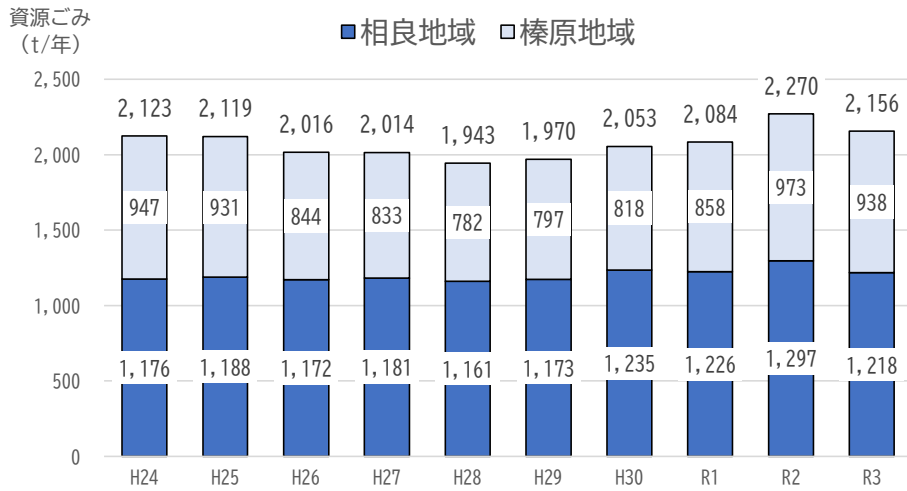
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相良地域	612	608	626	635	637	639	655	656	685	633
榛原地域	668	668	681	728	708	720	738	747	762	751
牧之原市	640	638	653	681	672	680	697	702	724	694

※算定方法 一人一日当たり可燃ごみ排出量(g/人・日)

$$= \text{可燃ごみ排出量(t/年)} \div 365(\text{日}) \div \text{計画収集人口(人)} \times 1,000 \times 1,000$$

#### ④資源ごみ排出量

資源ごみ排出量は、平成 28 年度以降増加傾向で推移してきており、令和 2 年度には 2,200 t / 年を超えている。



資源ごみ: ビニ・プラ[マークあり・なし]、ペットボトル、金物、ガラス、陶磁器、古紙、古布類、粗大ごみ、白色トレイ、蛍光管・乾電池、草木類、小型家電

図 2-1-9 資源ごみ

一人一日当たり資源ごみ排出量については、相良地域に関しては年々増加傾向で推移しており、榛原地域については、平成 28 年度までは減少傾向で推移していたが、その後は増加傾向に転じている。一方、両地域ともに令和 3 年度には減少している。

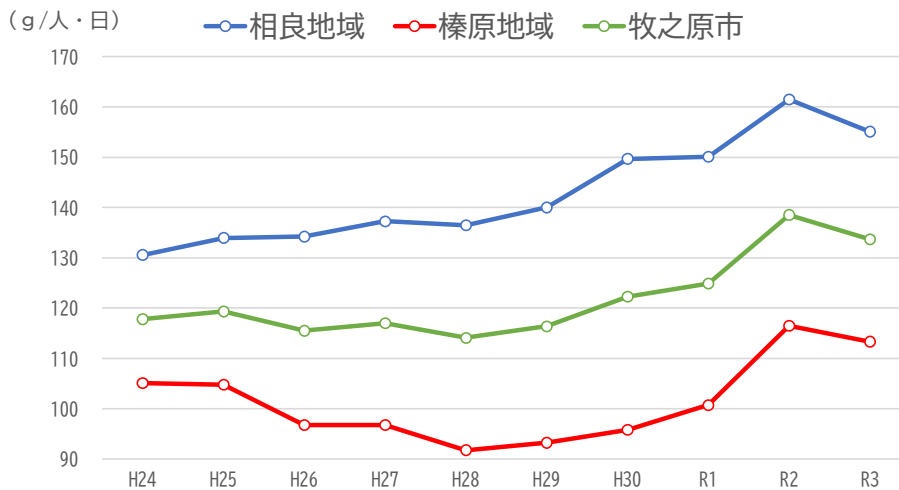


図 2-1-10 一人一日当たり資源ごみ排出量

表 2-1-25 一人一日当たり資源ごみ排出量

単位: g/人・日

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相良地域	131	134	134	137	136	140	150	150	161	155
榛原地域	105	105	97	97	92	93	96	101	116	113
牧之原市	118	119	116	117	114	116	122	125	139	134

※算定方法 一人一日当たり資源ごみ排出量(g/人・日)

= 資源ごみ排出量(t/年) ÷ 365(日) ÷ 計画収集人口(人) × 1,000 × 1,000

資源ごみ: ビニ・プラ[マークあり・なし]、ペットボトル、金物、ガラス、陶磁器、古紙、古布類、粗大ごみ、白色トレイ、蛍光管・乾電池、草木類、小型家電



### ⑤不燃ごみ排出量

不燃ごみ排出量は、年度によってばらつきがあるが、令和3年度に大幅に増加している。これは、令和3年5月に発生した突風災害によるガレキが増えたものである。

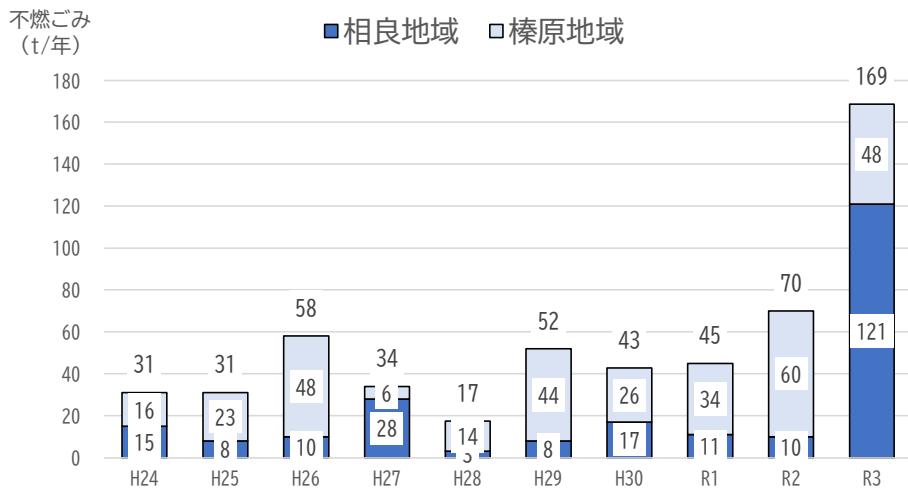


図 2-1-11 不燃ごみ

一人一日当たり不燃ごみ排出量については、ほぼ横ばいで推移してきたが、相良地域に関しては令和3年度に大幅に増加し、市全体の排出量も増加している。

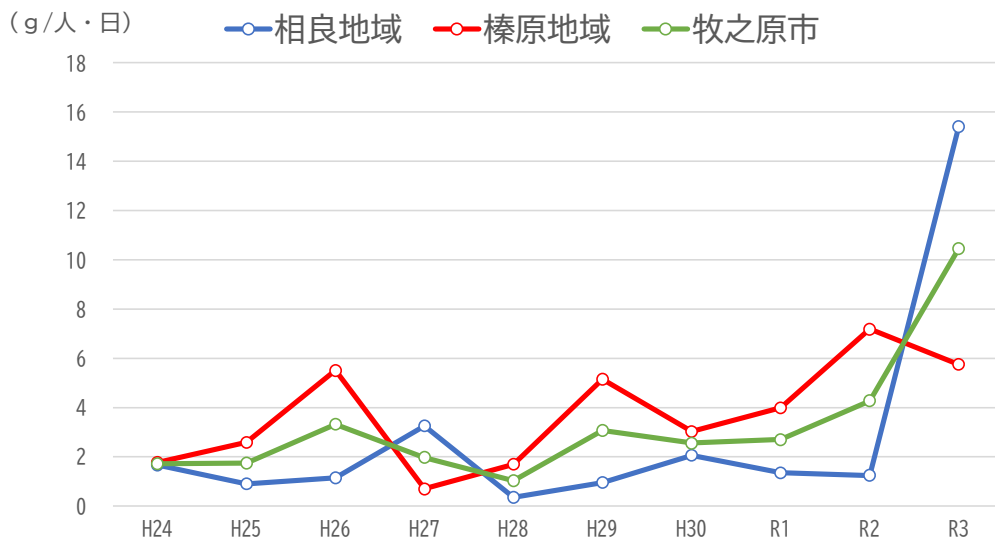


図 2-1-12 一人一日当たり不燃ごみ排出量

表 2-1-26 一人一日当たり不燃ごみ排出量

単位：g/人・日

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相良地域	2	1	1	3	0	1	2	1	1	15
榛原地域	2	3	6	1	2	5	3	4	7	6
牧之原市	2	2	3	2	1	3	3	3	4	10

※算定方法 一人一日当たり不燃ごみ排出量(g/人・日)

= 不燃ごみ排出量(t/年) ÷ 365(日) ÷ 計画収集人口(人) × 1,000 × 1,000

不燃ごみ：瓦礫

## ⑥資源集団回収量

資源集団回収量は、年々減少傾向で推移している。

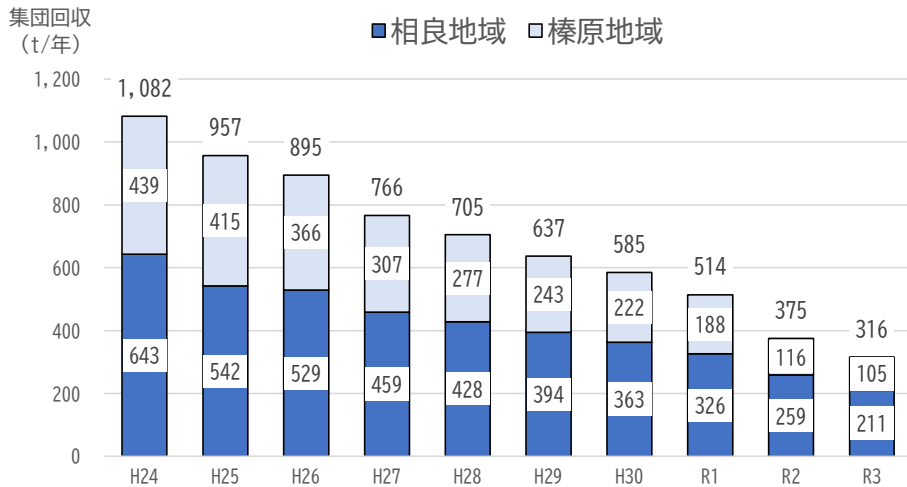


図 2-1-13 資源集団回収

一人一日当たり資源集団回収量については、減少傾向が顕著である。

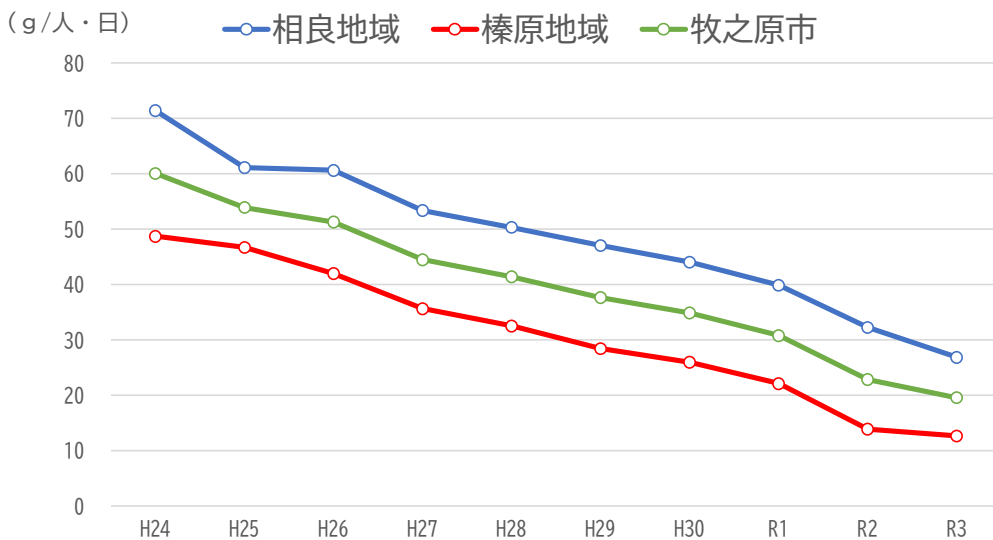


図 2-1-14 一人一日当たり資源集団回収量

表 2-1-27 一人一日当たり資源集団回収量

単位：g/人・日

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相良地域	71	61	61	53	50	47	44	40	32	27
榛原地域	49	47	42	36	33	28	26	22	14	13
牧之原市	60	54	51	45	41	38	35	31	23	20

※算定方法 一人一日当たり資源集団回収量(g/人・日)

=資源集団回収量(t/年)÷365(日)÷計画収集人口(人)×1,000×1,000

## 11. ごみ排出量の詳細

ごみ排出量の詳細を下記に示す。

表 2-1-28 ごみ排出量実績(牧之原市)

単位：t/年

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	収集	7,371	7,373	7,351	7,410	7,159	7,144	7,176	7,078	7,086	6,884
	直接搬入	3,275	1,467	3,155	3,420	3,389	3,467	3,517	3,666	3,895	3,401
	許可業者	887	2,488	898	895	899	895	1,012	972	888	903
	計	11,533	11,328	11,404	11,725	11,447	11,506	11,705	11,716	11,869	11,188
ビニ・プラ (マークなし)	収集	120	115	107	95	82	110	141	133	132	111
	直接搬入	55	59	53	55	67	84	64	83	115	121
	計	175	174	160	150	149	194	205	216	247	232
ビニ・プラ (マークあり)	収集	471	473	461	448	405	383	361	386	402	395
	直接搬入	9	14	9	12	9	9	0	1	1	1
	計	480	487	470	460	414	392	361	387	403	396
PETボトル	収集	79	78	74	69	62	68	84	92	97	98
	直接搬入	6	5	6	1	4	2	2	4	5	9
	許可業者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	計	85	83	81	70	66	70	87	96	102	107
金物	収集	228	214	192	180	179	169	187	192	207	196
	直接搬入	109	98	69	79	95	101	110	102	153	126
	許可業者	4	20	0	0	0	0	1	1	1	3
	計	341	332	261	259	274	270	298	295	361	325
ガラス	収集	358	341	331	324	295	293	299	276	284	267
	直接搬入	67	46	53	52	69	53	59	79	96	78
	許可業者	4	12	0	0	0	2	4	0	0	0
	計	429	399	384	376	364	348	362	355	380	345
陶磁器	収集	22	21	21	21	19	21	23	21	25	21
	直接搬入	18	14	16	15	14	13	20	22	17	22
	計	40	35	37	36	33	34	43	43	42	43
古紙	直接搬入	49	43	38	34	33	25	31	26	26	36
	集団回収	1,048	925	865	744	688	620	569	499	363	310
	計	1,097	968	903	778	721	645	600	525	389	346
古布類	直接搬入	8	9	12	9	3	3	7	9	8	11
	集団回収	18	17	14	10	7	7	6	5	3	3
	計	26	26	26	19	10	10	13	14	11	14
粗大ごみ	直接搬入	31	29	24	25	24	27	35	40	53	41
瓦礫	直接搬入	31	31	58	34	17	52	43	45	70	169
白色トレイ	収集	4	3	3	3	2	0	0	0	0	0
蛍光灯・乾電池	収集	22	12	19	16	18	19	13	15	18	15
草木類	直接搬入	435	488	506	556	539	562	581	566	592	567
金属類	集団回収	16	15	16	12	10	10	10	10	9	3
小型家電	直接搬入	24	25	21	20	24	26	30	36	38	38
合計(総排出量)		14,769	14,435	14,373	14,539	14,113	14,165	14,386	14,359	14,584	13,828

表 2-1-29 ごみ排出量実績(相良地域)

単位：t/年

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
可燃ごみ	収集	3,885	3,860	3,846	3,866	3,775	3,759	3,789	3,726	3,744	3,588
	直接搬入	738	709	717	700	742	702	604	658	871	480
	許可業者	887	825	898	895	899	895	1,012	972	888	903
	計	5,510	5,394	5,461	5,461	5,416	5,356	5,405	5,356	5,503	4,971
ビニ・プラ (マークなし)	収集	44	43	44	32	24	48	78	74	68	55
	直接搬入	2	3	2	3	1	3	0	1	1	1
	計	46	46	46	35	25	51	78	75	69	56
ビニ・プラ (マークあり)	収集	185	178	169	162	161	146	114	127	135	136
	直接搬入	9	14	9	12	9	9	0	1	1	1
	計	194	192	178	174	170	155	114	128	136	137
PETボトル	収集	43	42	40	36	34	34	40	49	51	53
	直接搬入	0	0	0	0	1	1	0	2	2	2
	許可業者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	計	43	42	41	36	35	35	41	51	53	55
金物	収集	129	123	108	99	102	98	108	113	124	115
	直接搬入	31	34	25	27	37	37	40	24	46	24
	許可業者	4	3	0	0	0	0	1	1	1	3
	計	164	160	133	126	139	135	149	138	171	142
ガラス	収集	166	160	155	152	129	137	146	131	133	124
	直接搬入	20	7	14	12	35	12	16	30	38	25
	許可業者	4	2	0	0	0	2	4	0	0	0
	計	190	169	169	164	164	151	166	161	171	149
陶磁器	収集	22	21	21	21	19	21	23	21	25	21
	直接搬入	18	14	16	15	14	13	20	22	17	22
	計	40	35	37	36	33	34	43	43	42	43
古紙	直接搬入	22	21	21	19	22	13	20	13	11	21
	集団回収	622	523	510	444	416	382	352	315	250	207
	計	644	544	531	463	438	395	372	328	261	228
古布類	直接搬入	8	9	12	9	2	2	6	7	6	5
	集団回収	9	8	7	6	4	4	4	3	2	2
	計	17	17	19	15	6	6	10	10	8	7
粗大ごみ	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瓦礫	直接搬入	15	8	10	28	3	8	17	11	10	121
白色トレイ	収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蛍光管・乾電池	収集	10	1	8	6	8	9	7	8	8	5
草木類	直接搬入	435	488	506	556	539	562	581	566	592	567
金属類	集団回収	12	11	12	9	8	8	7	7	7	2
小型家電	直接搬入	24	25	21	20	24	26	30	36	38	38
合計(総排出量)		7,344	7,132	7,172	7,129	7,008	6,931	7,020	6,919	7,069	6,521

表 2-1-30 ごみ排出量実績(榛原地域)

単位：t/年

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
可燃ごみ	収集	3,486	3,513	3,505	3,544	3,384	3,385	3,387	3,352	3,342	3,296
	直接搬入	2,537	758	2,438	2,720	2,647	2,765	2,913	3,008	3,024	2,921
	許可業者	-	1,663	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	6,023	5,934	5,943	6,264	6,031	6,150	6,300	6,360	6,366	6,217
プラスチック類 (マークなし)	収集	76	72	63	63	58	62	63	59	64	56
	直接搬入	53	56	51	52	66	81	64	82	114	120
	計	129	128	114	115	124	143	127	141	178	176
プラスチック類 (マークあり)	収集	286	295	292	286	244	237	247	259	267	259
	計	286	295	292	286	244	237	247	259	267	259
PETボトル	収集	36	36	34	33	28	34	44	43	46	45
	直接搬入	6	5	6	1	3	1	2	2	3	7
	許可業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	42	41	40	34	31	35	46	45	49	52
金物	収集	99	91	84	81	77	71	79	79	83	81
	直接搬入	78	64	44	52	58	64	70	78	107	102
	許可業者	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	177	172	128	133	135	135	149	157	190	183
ガラス	収集	192	181	176	172	166	156	153	145	151	143
	直接搬入	47	39	39	40	34	41	43	49	58	53
	許可業者	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	239	230	215	212	200	197	196	194	209	196
陶磁器	収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙	直接搬入	27	22	17	15	11	12	11	13	15	15
	集団回収	426	402	355	300	272	239	217	184	113	103
	計	453	424	372	315	283	251	228	197	128	118
古布類	直接搬入	-	-	-	-	1	1	1	2	2	6
	集団回収	9	9	7	4	3	2	2	2	1	1
	計	9	9	7	4	4	3	3	4	3	7
粗大ごみ	直接搬入	31	29	24	25	24	27	35	40	53	41
瓦礫	直接搬入	16	23	48	6	14	44	26	34	60	48
白色トレイ	収集	4	3	3	3	2	-	-	-	-	-
蛍光管・乾電池	収集	12	11	11	10	10	10	6	7	10	10
草木類	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属類	集団回収	4	4	4	3	2	2	3	3	2	1
小型家電	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計(総排出量)		7,425	7,303	7,201	7,410	7,105	7,234	7,366	7,440	7,515	7,307

## 1 2. 可燃ごみの組成の現況

可燃ごみの組成の現況を下記に示す。相良地域・榛原地域ともに「紙・布類」の占める割合が毎年度高く、半数前後となっている。

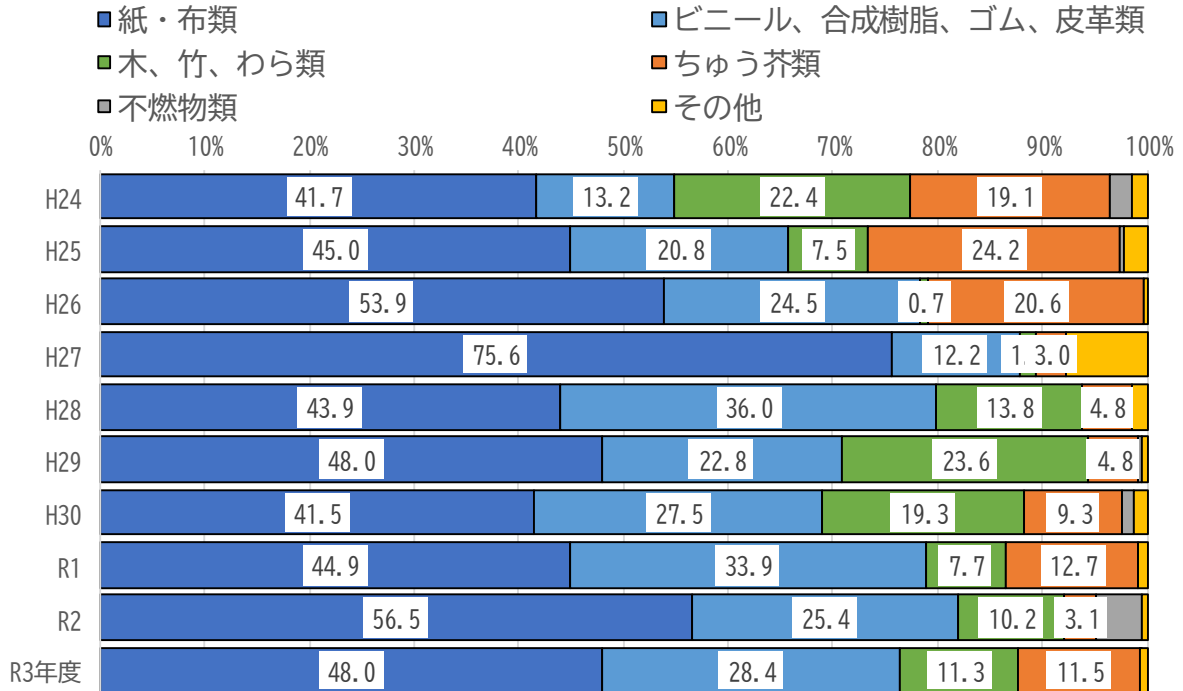


図 2-1-15 可燃ごみ組成(相良地域)

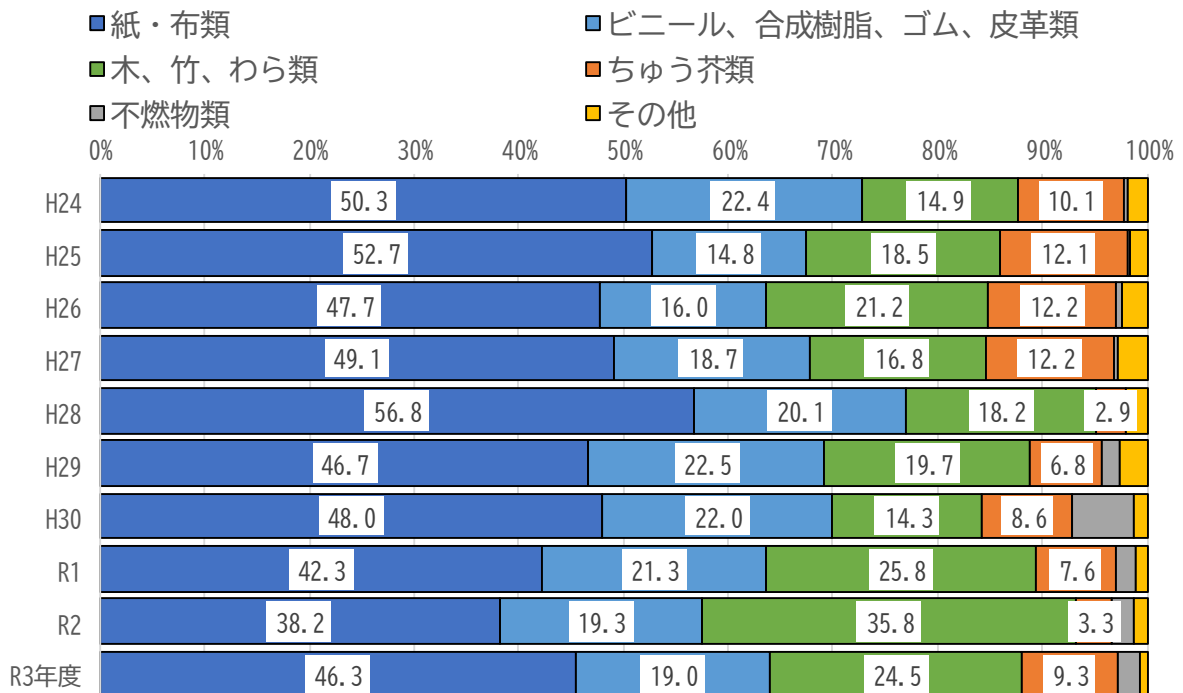


図 2-1-16 可燃ごみ組成(榛原地域)

### 13. リサイクルの現況

埋立処分されたものを除いて、プラスチック類や金物類、リサイクルしている焼却灰など資源化したものの総量をごみ総排出量で除することで、廃棄物からのリサイクル率を算出した。

相良地域・榛原地域ともに緩やかな減少傾向で推移している。相良地域のリサイクル率について、平成26年度に大きく減少しているが、これは資源化量が前年度比で627t減少していることが原因である。

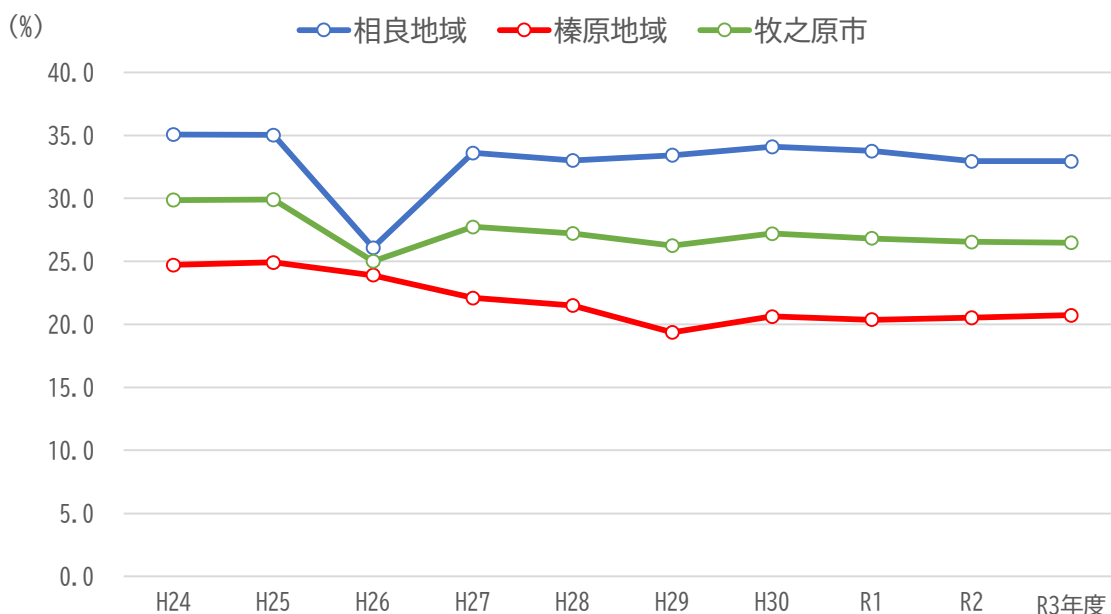


図 2-1-17 リサイクル率

表 2-1-31 リサイクル率

		単位：g/人・日									
区分	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
牧之原市	リサイクル率 (%)	29.9	29.9	25.0	27.7	27.2	26.3	27.2	26.8	26.6	26.5
	資源化量 (t)	4,412	4,318	3,593	4,033	3,841	3,719	3,914	3,852	3,873	3,664
	ごみ総排出量 (t)	14,769	14,435	14,373	14,539	14,113	14,165	14,386	14,359	14,584	13,828
相良地域	リサイクル率 (%)	35.1	35.0	26.1	33.6	33.0	33.4	34.1	33.8	33.0	33.0
	資源化量 (t)	2,576	2,498	1,871	2,396	2,314	2,317	2,394	2,336	2,330	2,149
	ごみ総排出量 (t)	7,344	7,132	7,172	7,129	7,008	6,931	7,020	6,919	7,069	6,521
榛原地域	リサイクル率 (%)	24.7	24.9	23.9	22.1	21.5	19.4	20.6	20.4	20.5	20.7
	資源化量 (t)	1,836	1,820	1,722	1,637	1,527	1,402	1,520	1,516	1,543	1,515
	ごみ総排出量 (t)	7,425	7,303	7,201	7,410	7,105	7,234	7,366	7,440	7,515	7,307

出典：一般廃棄物処理実態調査(資源化量)

※算定方法 リサイクル率(%)=資源化量(t)÷ごみ総排出量(t)×100

## 14. ごみ処理経費

牧之原市のごみ処理経費を以下に示す。

処理経費は、補修経費が増加傾向であるため、両地域共に増加傾向にある。また、地域で処理経費を比較すると、榛原地域の方が高い。これは、組合処理経費及び按分率が高いためである。

表 2-1-32 ごみ処理経費

単位：g/人・日

区分	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
牧之原市	組合処理経費 (千円/年)	1,634,085	1,624,192	1,797,874	1,850,098	1,709,190	1,767,995	1,806,645	1,858,170	1,907,134	1,910,923
	処理経費 (千円/年)	677,657	690,268	764,465	785,942	729,723	746,284	762,932	784,761	805,257	814,668
	処理経費 (円/人・年)	13,728	14,190	15,989	16,667	15,639	16,095	16,585	17,165	17,936	18,434
	処理経費 (円/t)	45,884	47,819	53,189	54,057	51,707	52,685	53,033	54,653	55,215	58,913
相良地域	組合処理経費 (千円/年)	822,044	798,392	868,914	896,222	865,909	885,583	902,094	929,192	944,585	951,018
	分担金(千円)	241,623	242,305	275,638	285,047	281,829	280,734	287,215	299,120	316,425	320,357
	按分率	36%	38%	38%	38%	39%	38%	38%	38%	39%	40%
	処理経費 (千円/年)	295,936	303,389	330,187	340,565	337,704	336,521	342,797	353,093	368,388	380,407
	処理経費 (円/人・年)	11,991	12,485	13,806	14,448	14,488	14,663	15,165	15,774	16,738	17,679
	処理経費 (円/t)	40,296	42,539	46,041	47,772	48,188	48,552	48,829	51,034	52,113	58,336
榛原地域	組合処理経費 (千円/年)	812,041	825,800	928,960	953,876	843,281	882,412	904,551	928,978	962,549	959,905
	分担金(千円)	317,821	327,026	344,677	380,214	382,537	354,095	371,750	380,325	380,683	371,226
	按分率	47%	47%	47%	47%	46%	46%	46%	46%	45%	45%
	処理経費 (千円/年)	381,721	386,878	434,278	445,377	392,020	409,763	420,135	431,668	436,869	434,261
	処理経費 (円/人・年)	15,464	15,893	18,174	18,884	16,789	17,499	17,958	18,498	19,087	19,150
	処理経費 (円/t)	51,410	52,975	60,308	60,105	55,178	56,644	57,040	58,018	58,134	59,428

※ 算定方法(相良地域・榛原地域)

処理経費(千円/年) = 組合処理経費(千円/年) × 分担率(%)

按分率(%) = 牧之原市分担金 ÷ (牧之原市分担金 + 御前崎市分担金(または吉田町分担金)) × 100

処理経費(円/人・年) = 処理経費(千円/年) ÷ 人口(人) × 1,000

処理経費(円/t) = 処理経費(千円/t) ÷ ごみ排出量(t/年)

※ 組合処理経費、牧之原市分担金、御前崎市分担金及び吉田町分担金は、一般廃棄物処理実態調査結果を採用



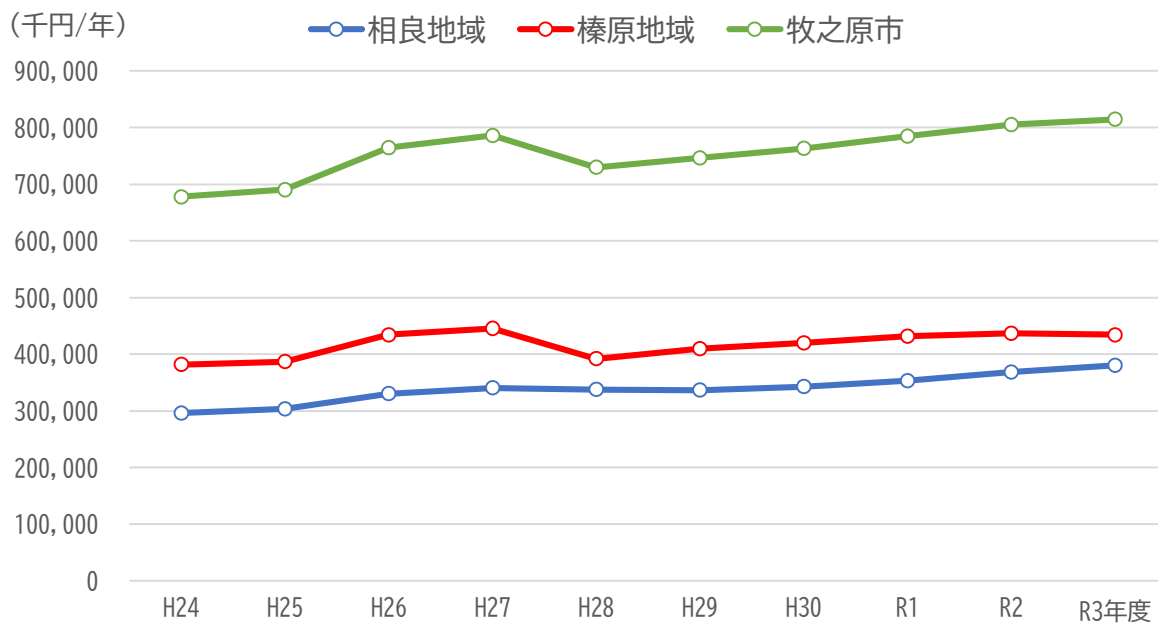


図 2-1-18 年間ごみ処理経費

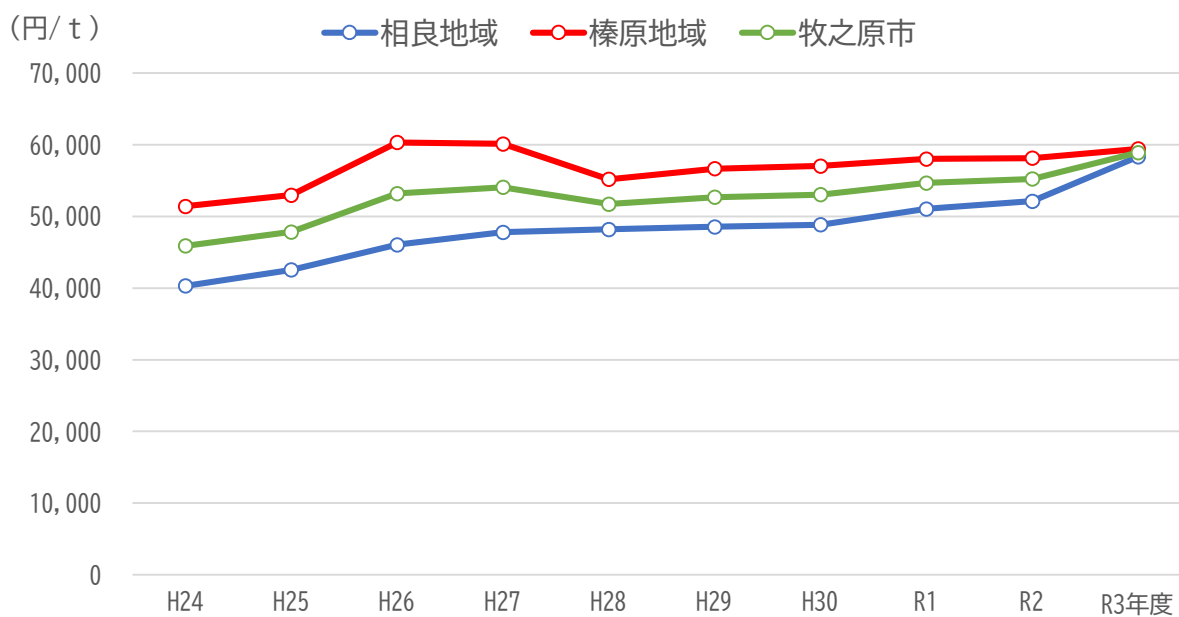


図 2-1-19 1t当たりごみ処理経費

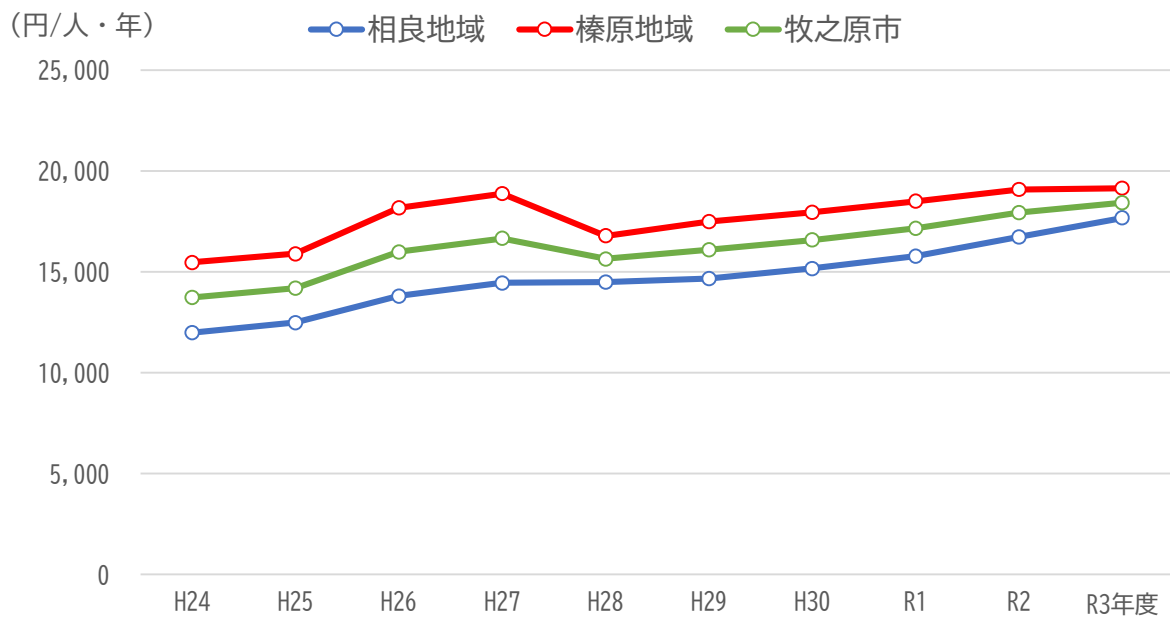


図 2-1-20 1人当たり年間ごみ処理経費

## 15. 計画の達成状況

現行基本計画におけるごみ排出量及びリサイクル率の目標達成状況を以下に示す。

### ①ごみ排出量

令和3年度実績値は、857g/人・日であった。目標値である780g/人・日を達成できておらず、平成27年度と比べ1.5%増加した。

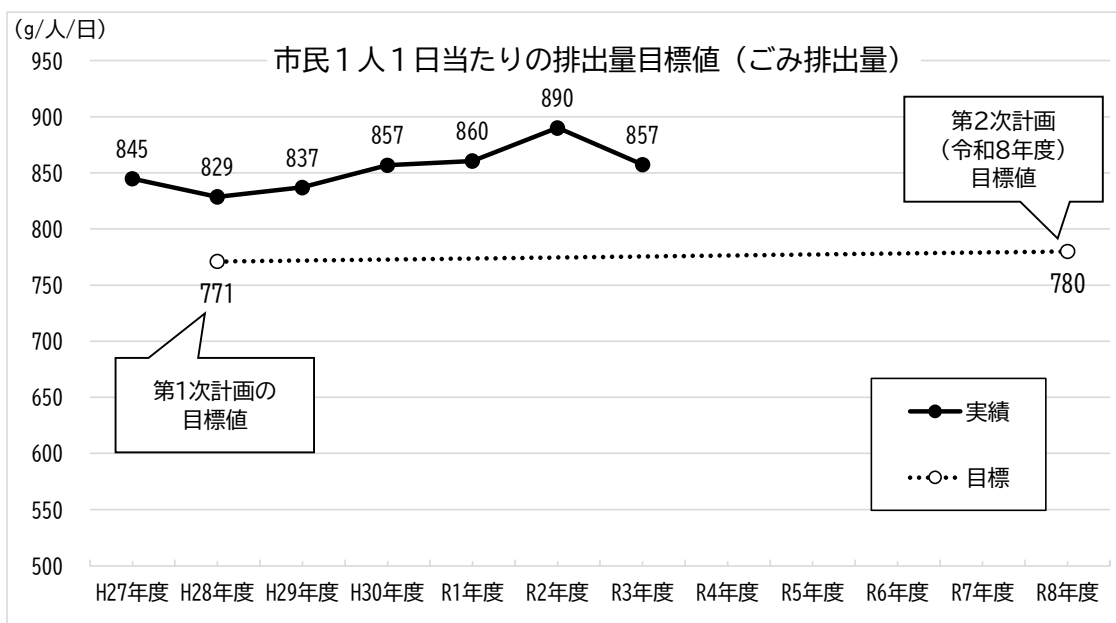


図 2-1-21 ごみ排出量達成状況

### ②リサイクル率

リサイクル率の令和3年度の目標値が32.0%に対し、令和3年度実績値では26.5%と、目標を達成しておらず、平成27年度と比べ1.2%減少した。

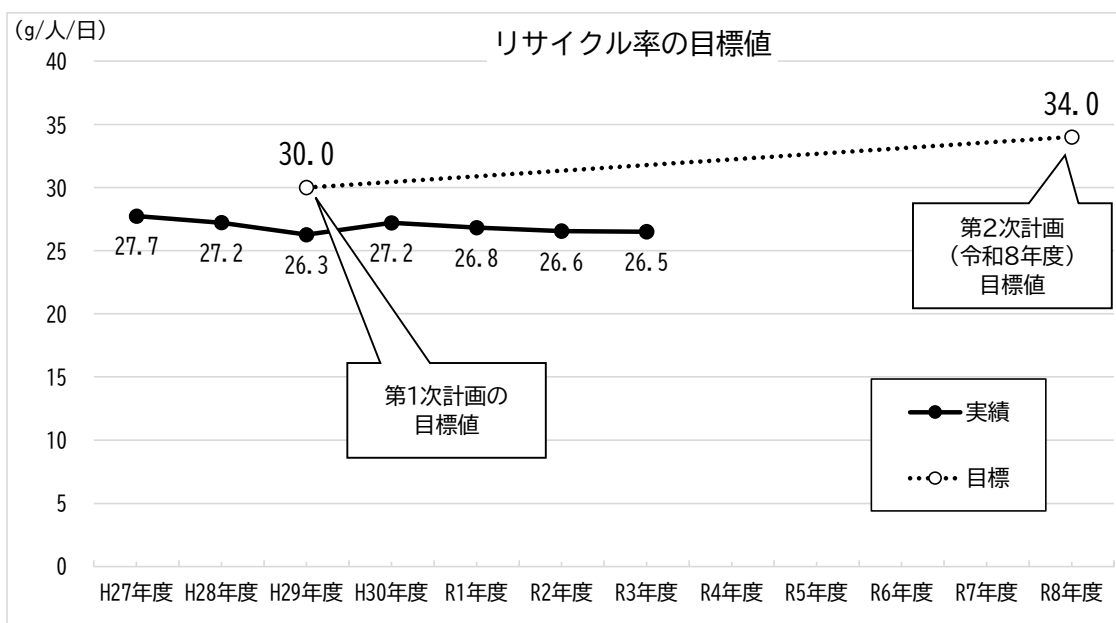


図 2-1-22 リサイクル率達成状況

## 16. 課題

### ①ごみ総排出量

一人一日当たりの総排出量は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、増加傾向で推移しており、人口は減少傾向で推移しているものの、世帯数が横ばいであることなどもあり、ごみの総排出量は横ばいで推移している。令和3年度は減少に転じたものの、感染症拡大前から増加の兆候が見られていたため、今後も引き続き排出抑制を図っていく必要がある。

また、組成分析結果によると、可燃ごみの中に依然、紙・布類及びビニール・プラスチック等資源化できるものが多く含まれているため、更なる分別・リサイクルに対する取組が必要である。

### ②食品ロス

日本の食品ロスの状況（令和2年度）【農林水産省】によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが1日当たり約113g（茶碗約1杯分）含まれていると言われている。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに半減させる目標が設定されている。また、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示された。本市では、食育活動の中での食ロスの取組や「てまえどり」キャンペーン活動など、様々な食品ロス削減を推進する施策を実施してきたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことが必要である。

また、食品残渣を利用したバイオマス発電の実用化に向けた具体的な施策も講じていく必要がある。

### ③収集区分等の検討

現在、収集区分が榛原地域と相良地域で一部異なることから、引き続き、市内一律のサービスの提供を検討するとともに、排出量に応じた負担の公平化及び分別やリサイクルの徹底を進めると同時に、ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、ごみの収集区分、回収袋、収集回数及びごみ処理料金の検討を行う必要がある。

### ④資源集団回収

資源集団回収量は、減少傾向が顕著にみられる。資源集団回収においては、回収量の多い学校のPTA活動等がコロナ禍における活動の縮小、地域のスーパー等での回収拠点の設置が進んだこと、組織の高齢化等による活動の担い手不足、新聞紙等資源そのものの減少等の課題が考えられるため、関係部署との連携によって、若い世代や転入者が参加しやすい仕組みをつくる施策の検討等を進める必要がある。

## ⑤プラスチックの資源循環

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable<sup>※1</sup>（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定された。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められ、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和12年までにワンウェイプラスチック<sup>※2</sup>を累積25%排出抑制することが盛り込まれている。

本市でも家庭の可燃ごみの中に製品プラスチックが含まれていることから、「プラスチック資源循環戦略」やプラスチック資源循環法に基づき、廃プラスチックの資源化拡大や事業者へのプラスチック削減の働きかけなどの取組を検討する必要がある。

## ⑥中間処理

ごみ焼却施設の稼働年数は、牧之原市御前崎市広域施設組合が30年、吉田町牧之原市広域施設組合が23年経過している。両施設は、標準的な耐用年数を経過しているため、更新計画を検討するとともに、より一層の適正な維持管理が求められている。また、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に準じた処理施設の広域化にも取り組んでいく必要がある。

## ⑦最終処分

近年の廃棄物の有価物化等の動向を踏まえ、最終処分量を削減するための中間処理方法を検討することで、最終処分場の延命化を図るとともに、処分場の広域化等の検討を行う必要がある。

※1 3R+Renewable…3Rに加えてRenewableという言葉を追加した考え方で、「Renewable」とは「再生可能な資源に替えること」である。たとえばプラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えていくことがこれにあたる。日本政府では2030年までにバイオマスプラスチックを約200万t導入することが目標として定められている。

※2 ワンウェイプラスチック…使い捨てのプラスチック製品を指す。2021年6月に成立したプラスチック資源循環促進法では、スーパー、コンビニ、百貨店、飲食店などで提供されるフォーク、ナイフ、スプーン、ストロー、マドラーなどのほか、ホテルや旅館などの部屋に置かれている歯ブラシ、カミソリ、ヘアブラシ、クシ、シャワーキャップ、クリーニング店などのハンガーや衣類カバーの12品目を対象製品として指定している。

## 第2章. 将来予測

過去5年の実績値を用いて牧之原市の将来予測を行った。本章では推計値についてグラフで示す。なお、詳細値については資料編に記載する。

### 1. 将来人口

将来人口については、「第2期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」記載の将来人口推計をもとに以下のとおりとした。令和4年度以前の数値については実績値、令和5年度以降の人口については外国人を含む推計値である。

表 2-2-1 将来人口

単位：人

	年度	牧之原市	
		相良地域	榛原地域
実績値	平成24年度	49,364	24,679
	平成25年度	48,643	24,300
	平成26年度	47,811	23,916
	平成27年度	47,156	23,571
	平成28年度	46,659	23,309
	平成29年度	46,367	22,950
	平成30年度	46,001	22,605
	令和元年度	45,720	22,384
	令和2年度	44,897	22,009
	令和3年度	44,194	21,517
推計値	令和4年度	43,670	21,170
	令和5年度	43,383	21,031
	令和6年度	43,096	20,892
	令和7年度	42,809	20,753
	令和8年度	42,334	20,522

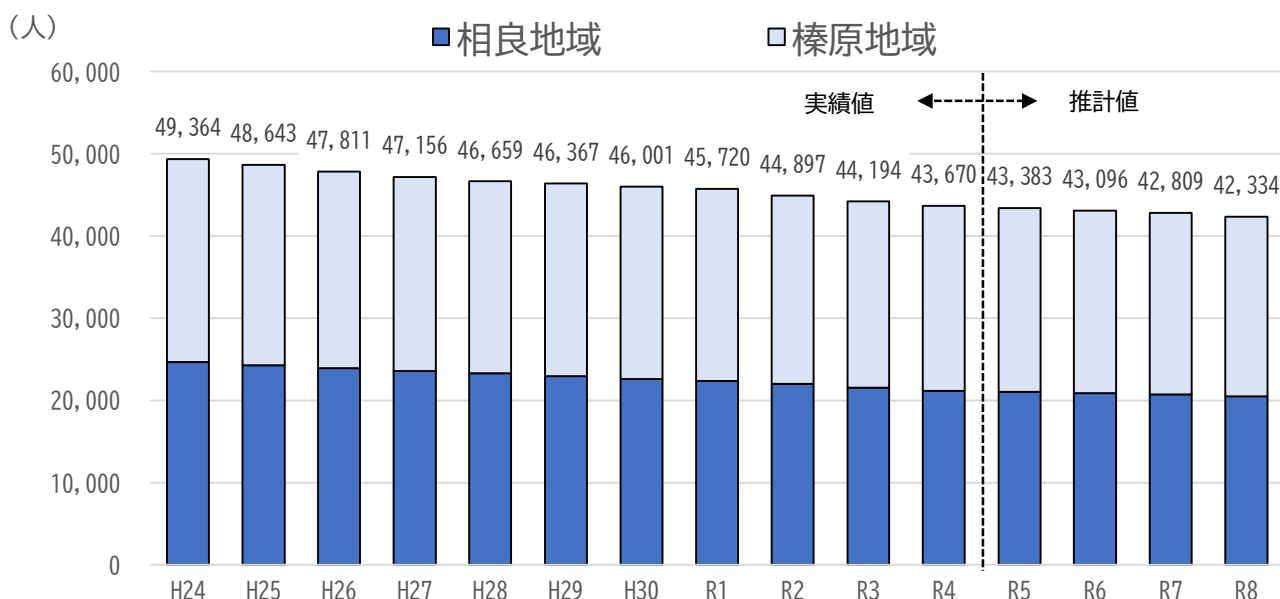


図 2-2-1 将来人口

## 2. ごみ量の将来予測の手法について

本推計では、相良地域と榛原地域ごとに「許可業者（可燃ごみ・金物）」「収集ごみ（可燃ごみ・ビニプラ・ペットボトル等）」「資源集団回収」「直接搬入」に分け、各原単位（1人1日当たりの排出量等）を過去7年間【平成27年度～令和3年度】の実績値から、「ごみ処理施設構造指針解説」（（社）全国都市清掃会議）に基づき下表に示す6つの予測式のうち、過小あるいは過大な予測をできるだけ避けるために、推計結果で最も傾きの小さい値、もしくは過去の実績から最も妥当と判断される推計式による結果を採用している。

なお、令和2年度と令和3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で、通常時とは異なる排出状況であると考えられるため、コロナ考慮の推計として、過去5年間【平成27年度～令和元年度】の実績値から推計している。

※予測手法の詳細については、第4編資料編、資料-1 将来のごみ量の予測方法を参照のこと。

表 2-2-2 予測式

①直線式 $[y=ax+b]$	②二次関数式 $[y=ax^2+b]$
③対数式 $[y=a\log x+b]$	④指数式 $[y=ab^x]$
⑤べき乗式 $[y=ax^b]$	⑥ロジスティック式 $[y=K/(1+e^{-bx})]$

### 3. 収集ごみ

収集ごみの将来予測は、年間収集量を365日で除した後さらに収集人口で除すことで、一人一日当たりの平均排出量を求め、過去5年（平成27年度～令和元年度）※の実績値から将来値を推計した。

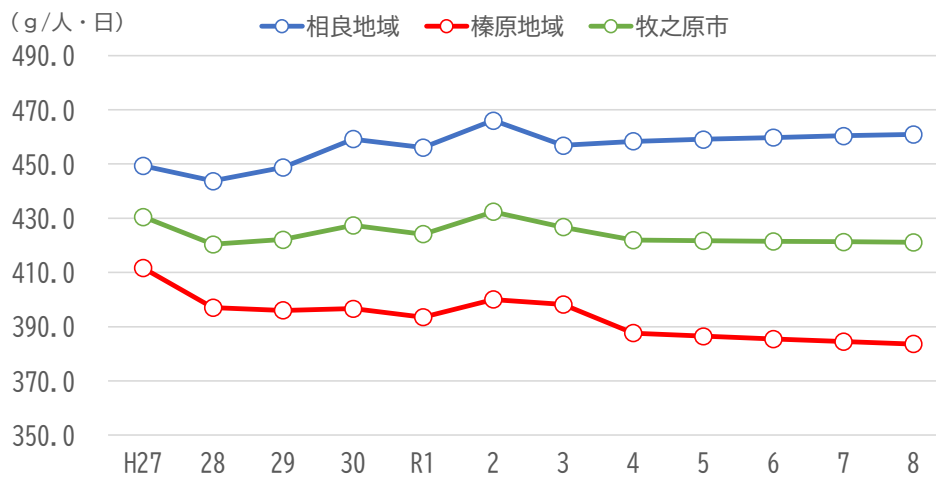
※ 一人一日当たりの平均排出量（g/人・日）＝年間収集量（t/年）／365（日）／収集人口（人）×10<sup>6</sup>

※ うるう年については考慮しないものとする

※ 令和2.3年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

#### ①可燃ごみ

可燃ごみの排出量は、相良地域で増加傾向にあり、榛原地区は減少傾向にある。一人一日当たり平均排出量は相良地域が榛原地域の排出量を上回っており、令和8年度には相良地域が461g/人・日、榛原地域が384g/人・日となる見込みである。



地域	相良地域	榛原地域
採用式	ベキ乗	ベキ乗

図 2-2-2 可燃ごみ 将来予測(収集ごみ)



## ②資源ごみ

資源ごみ（ビニ・プラ [マークあり・なし]、ペットボトル、金物、ガラス、陶磁器、蛍光管・乾電池）についてはほぼ横ばいで推移することが推計されている。

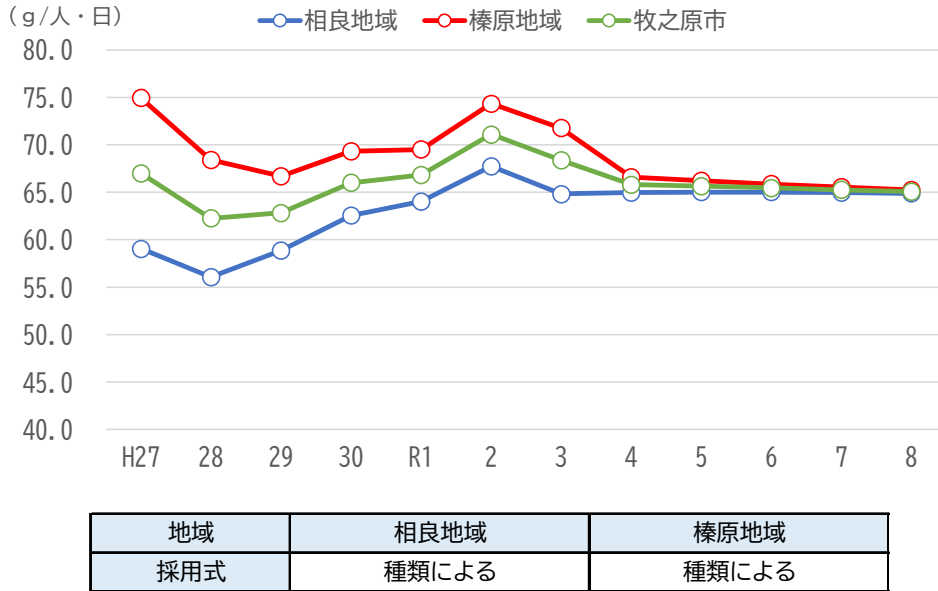


図 2-2-3 資源ごみ 将来予測(収集ごみ)

## ③一人一日当たり収集ごみ排出量

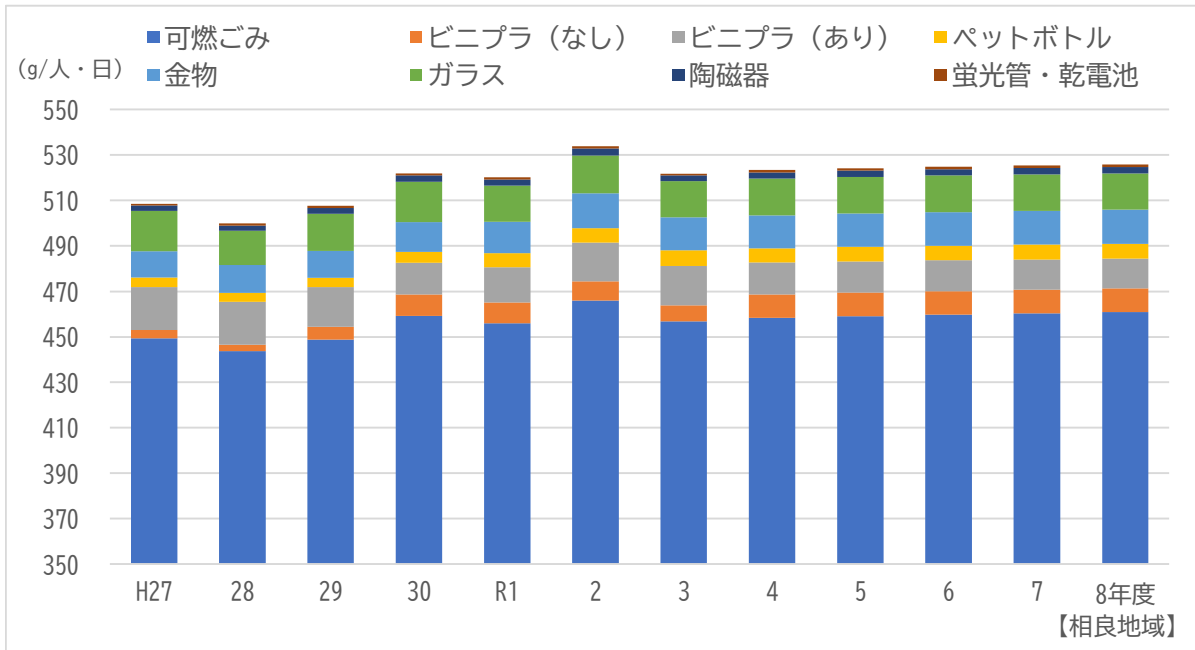


図 2-2-4 一人一日当たり収集ごみ排出量(相良地域)

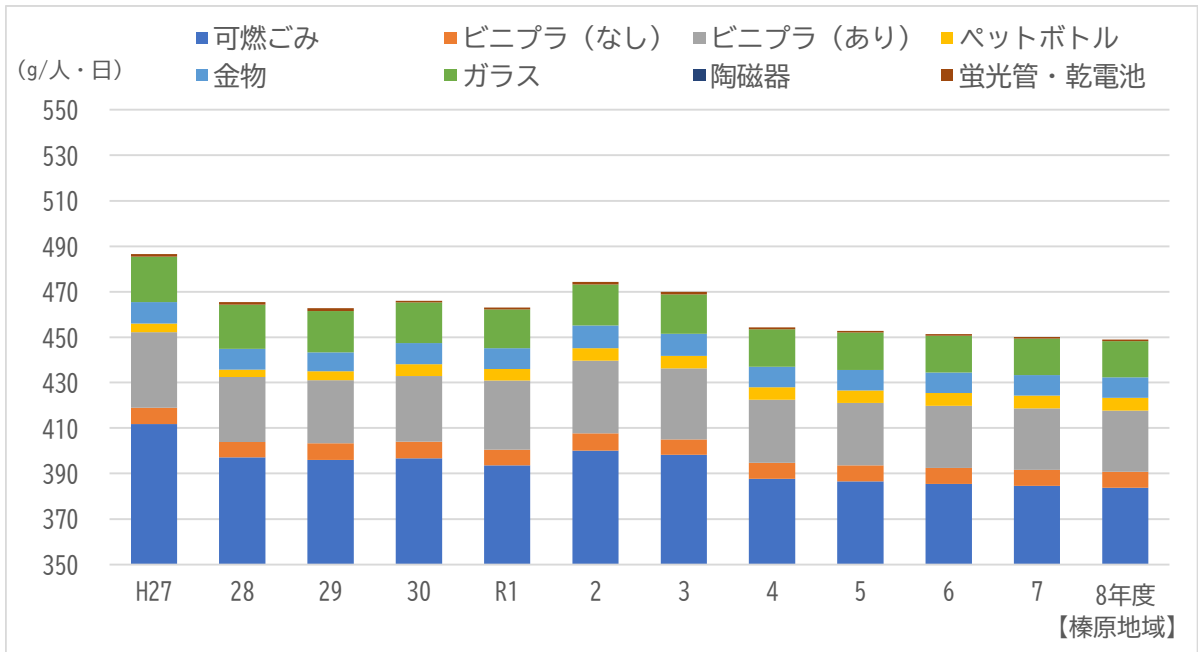


図 2-2-5 一人一日当たり収集ごみ排出量(榛原地域)

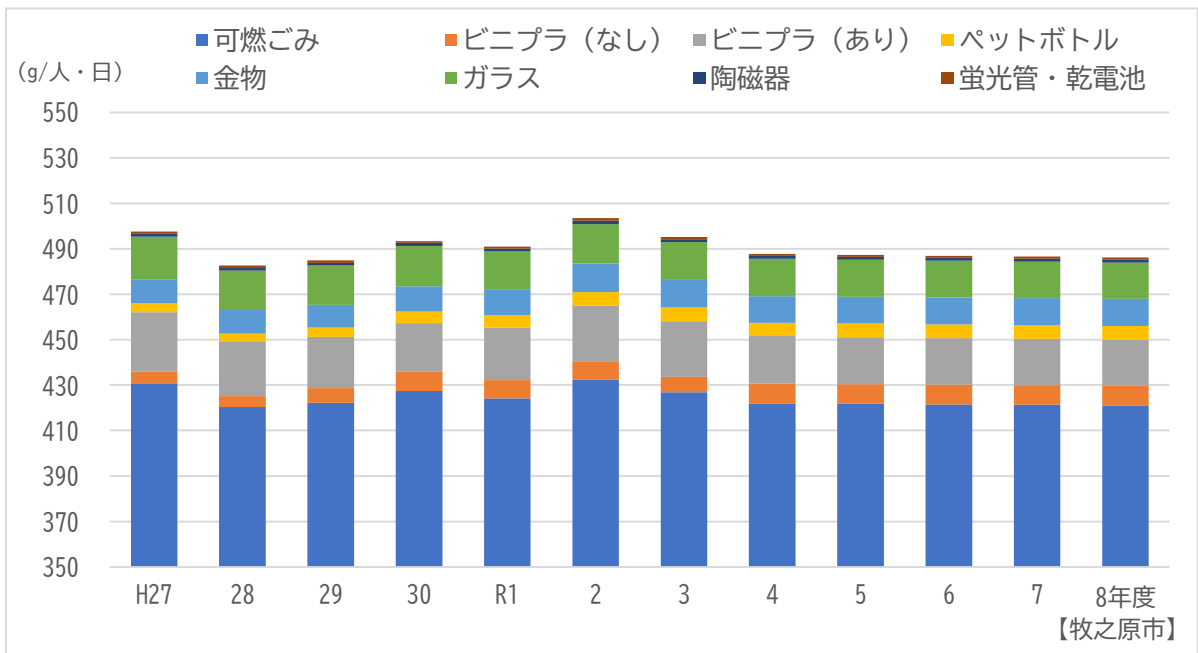


図 2-2-6 一人一日当たり収集ごみ排出量(牧之原市)

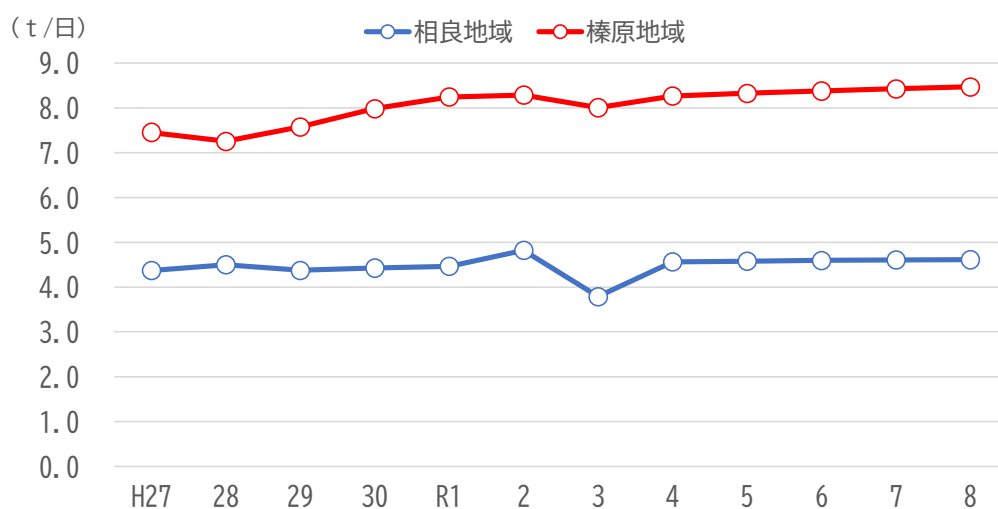
#### 4. 許可業者及び直接搬入

許可業者収集ごみ及び直接搬入の将来予測については、過去5年の実績値から、年間収集量を365日で除すことで一日当たりの平均排出量を求めることで推計を行った。

- ※ 一日当たり平均排出 (t/日) = 年間収集量 (t/年) / 365 (日)
- ※ うるう年については考慮しないものとする
- ※ 令和2.3年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

##### ①可燃ごみ

可燃ごみについては、榛原地域は緩やかな増加傾向で推移し、相良地域は横ばいで推移することが推計されている。



地域	相良地域	榛原地域
採用式	種類による	種類による

図 2-2-7 可燃ごみ 将来予測(許可業者+直接搬入)

## ②資源ごみ

資源ごみ（ビニ・プラ [マークあり・なし]、ペットボトル、金物、ガラス、陶磁器、古紙、古布類、粗大ごみ、蛍光管・乾電池、草木類、小型家電）については令和4年度に一旦減少した後、榛原地域は緩やかな増加傾向で、相良地域は横ばいで推移することが推計されている。

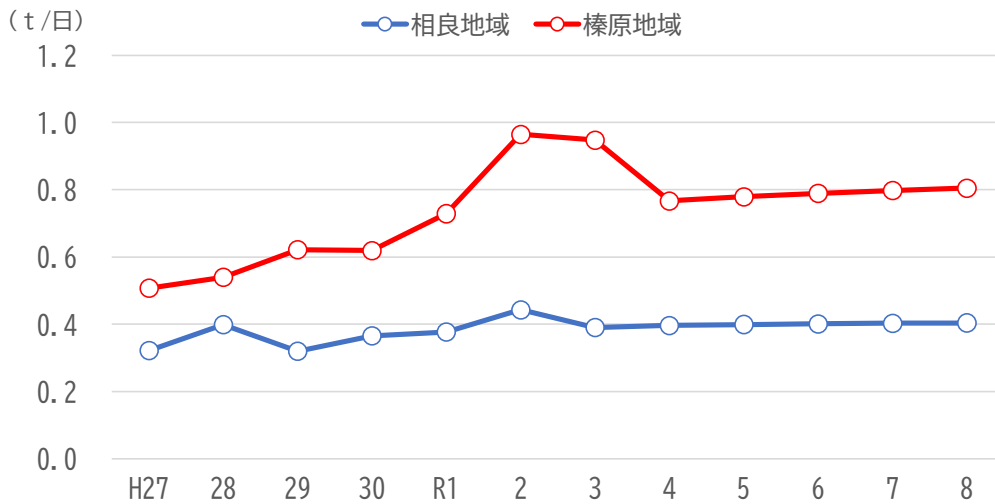


図 2-2-8 資源ごみ 将来予測(許可業者+直接搬入)

## ③不燃ごみ（瓦礫）

相良地域、榛原地域ともに、平成 27 年度～令和元年度の平均値で推移する見通しとなっている。

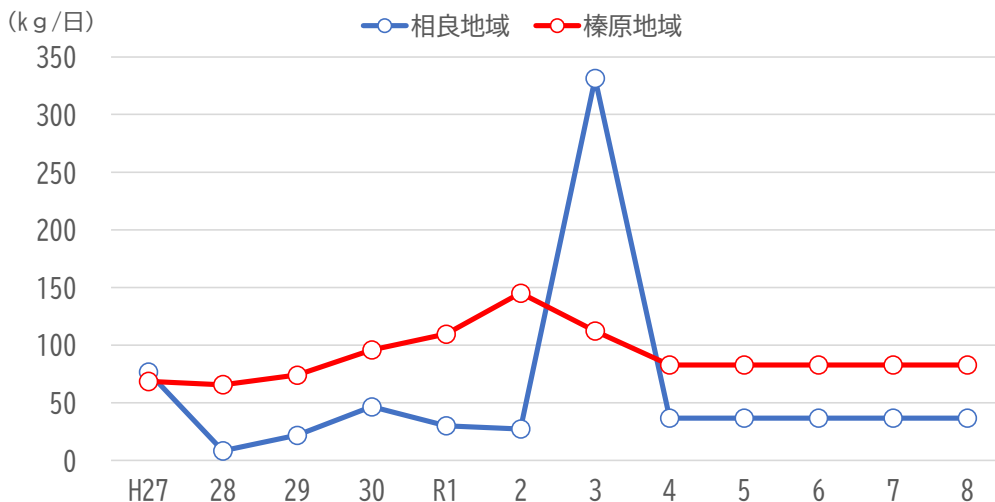


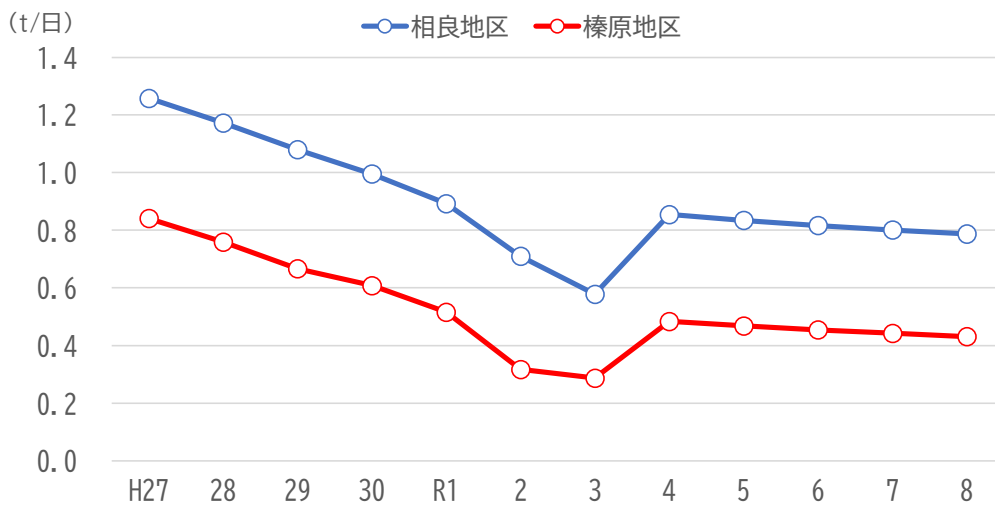
図 2-2-9 不燃ごみ 将来予測(直接搬入)

## 5. 資源集団回収

資源集団回収の将来予測は、過去 5 年の実績値から、年間収集量を 365 日で除すことで一日当たりの平均排出量を求めることで推計を行った。

- ※ 一日当たり平均排出 (t/日) = 年間収集量 (t/年) / 365 (日)
- ※ うるう年については考慮しないものとする
- ※ 令和 2.3 年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

資源集団回収量（古紙、古布類、金属類）については、相良地域、榛原地区ともに減少傾向に推移していくことが推計されている。



地域	相良地域	榛原地域
採用式	種類による	種類による

図 2-2-10 将来予測(資源集団回収)

## 6. 総排出量

牧之原市全体では一般廃棄物の年間総排出量は減少の傾向にあり、平成 27 年度実績値が年間 14,539t であるのに対し、令和 8 年度推計値では年間 13,799 t にまで減少する見込みである。

しかしながら、このごみ総排出量の減少は、市人口が減少傾向にあるという部分によるものが大きく、むしろ一人一日当たりの排出量は平成 27 年度実績値で 845g に対し、令和 8 年度推計値では一人一日当たり 893g に増加する見通しとなっている。そのため、今後はどのようにして一人当たりのごみ排出量を削減するかが市の課題となってくる。

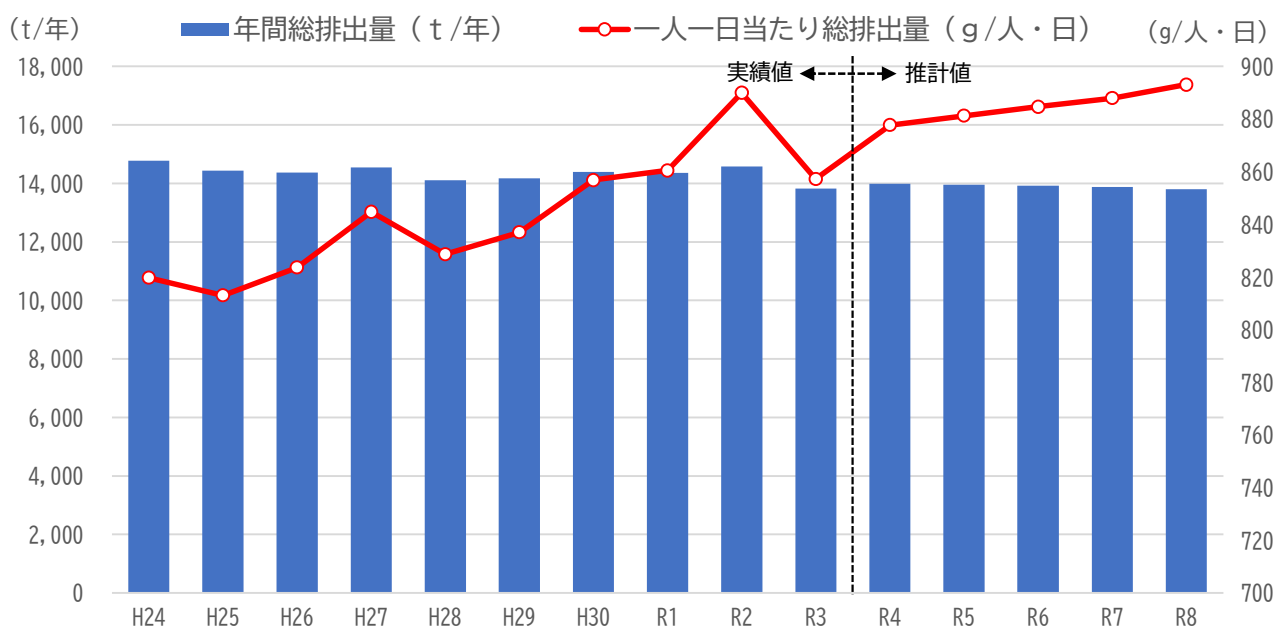


図 2-2-11 総排出量 将来予測

表 2-2-3 集計結果まとめ(相良地域)

単位：t/年

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
可燃ごみ	収集	3,885	3,860	3,846	3,866	3,775	3,759	3,789	3,726	3,744	3,588	3,542	3,524	3,506	3,487	3,453
	直接搬入	738	709	717	700	742	702	604	658	871	480	626	620	615	610	606
	許可業者	887	825	898	895	899	895	1,012	972	888	903	1,040	1,052	1,062	1,070	1,078
	計	5,510	5,394	5,461	5,461	5,416	5,356	5,405	5,356	5,503	4,971	5,208	5,196	5,183	5,168	5,136
ビニ・プラ (マークなし)	収集	44	43	44	32	24	48	78	74	68	55	80	80	79	79	78
	直接搬入	2	3	2	3	1	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	46	46	46	35	25	51	78	75	69	56	81	81	80	80	79
ビニ・プラ (マークあり)	収集	185	178	169	162	161	146	114	127	135	136	108	105	102	100	97
	直接搬入	9	14	9	12	9	9	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	194	192	178	174	170	155	114	128	136	137	109	106	103	101	98
PETボトル	収集	43	42	40	36	34	34	40	49	51	53	49	49	49	49	49
	直接搬入	0	0	0	0	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	許可業者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	43	42	41	36	35	35	41	51	53	55	51	51	51	51	51
金物	収集	129	123	108	99	102	98	108	113	124	115	112	112	113	113	112
	直接搬入	31	34	25	27	37	37	40	24	46	24	34	34	34	34	34
	許可業者	4	3	0	0	0	0	1	1	1	3	1	1	1	1	1
	計	164	160	133	126	139	135	149	138	171	142	146	147	148	148	147
ガラス	収集	166	160	155	152	129	137	146	131	133	124	125	124	123	122	120
	直接搬入	20	7	14	12	35	12	16	30	38	25	26	27	27	28	28
	許可業者	4	2	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	190	169	169	164	164	151	166	161	171	149	151	151	150	149	148
陶磁器	収集	22	21	21	21	19	21	23	21	25	21	21	21	21	21	21
	直接搬入	18	14	16	15	14	13	20	22	17	22	23	24	24	24	24
	計	40	35	37	36	33	34	43	43	42	43	44	45	45	45	45
古紙	直接搬入	22	21	21	19	22	13	20	13	11	21	14	13	13	13	13
	集団回収	622	523	510	444	416	382	352	315	250	207	302	295	288	283	278
	計	644	544	531	463	438	395	372	328	261	228	315	308	302	296	291
古布類	直接搬入	8	9	12	9	2	2	6	7	6	5	4	4	4	4	4
	集団回収	9	8	7	6	4	4	4	3	2	2	3	3	3	3	3
	計	17	17	19	15	6	6	10	10	8	7	7	7	7	7	6
粗大ごみ	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
瓦礫	直接搬入	15	8	10	28	3	8	17	11	10	121	13	13	13	13	13
白色トレイ	収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
蛍光管・乾電池	収集	10	1	8	6	8	9	7	8	8	5	8	8	8	8	8
草木類	直接搬入	435	488	506	556	539	562	581	566	592	567	577	578	580	581	582
金属類	集団回収	12	11	12	9	8	8	7	7	7	2	7	7	7	7	7
小型家電	直接搬入	24	25	21	20	24	26	30	36	38	38	38	39	39	39	39
合計(総排出量)	7,344	7,132	7,172	7,129	7,008	6,931	7,020	6,919	7,069	6,521	6,755	6,737	6,716	6,693	6,652	

表 2-2-4 集計結果まとめ(榛原地域)

単位：t/年

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
可燃ごみ	収集	3,486	3,513	3,505	3,544	3,384	3,385	3,387	3,352	3,342	3,296	3,184	3,153	3,124	3,096	3,054
	直接搬入	2,537	758	2,438	2,720	2,647	2,765	2,913	3,008	3,024	2,921	3,016	3,038	3,057	3,075	3,091
	許可業者	-	1,663	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	6,023	5,934	5,943	6,264	6,031	6,150	6,300	6,360	6,366	6,217	6,200	6,191	6,181	6,170	6,145
ビニ・プラ (マークなし)	収集	76	72	63	63	58	62	63	59	64	56	58	58	57	57	56
	直接搬入	53	56	51	52	66	81	64	82	114	120	87	88	89	89	89
	計	129	128	114	115	124	143	127	141	178	176	145	146	146	146	146
ビニ・プラ (マークあり)	収集	286	295	292	286	244	237	247	259	267	259	227	224	221	218	215
	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	286	295	292	286	244	237	247	259	267	259	227	224	221	218	215
PETボトル	収集	36	36	34	33	28	34	44	43	46	45	45	45	45	45	45
	直接搬入	6	5	6	1	3	1	2	2	3	7	2	2	2	2	2
	許可業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	42	41	40	34	31	35	46	45	49	52	48	48	48	48	47
金物	収集	99	91	84	81	77	71	79	79	83	81	74	74	73	73	72
	直接搬入	78	64	44	52	58	64	70	78	107	102	84	86	88	90	92
	許可業者	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	177	172	128	133	135	135	149	157	190	183	158	160	161	163	164
ガラス	収集	192	181	176	172	166	156	153	145	151	143	136	134	132	129	127
	直接搬入	47	39	39	40	34	41	43	49	58	53	51	52	52	53	53
	許可業者	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	239	230	215	212	200	197	196	194	209	196	187	186	184	182	180
陶磁器	収集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙	直接搬入	27	22	17	15	11	12	11	13	15	15	11	11	11	11	10
	集団回収	426	402	355	300	272	239	217	184	113	103	173	167	162	158	154
	計	453	424	372	315	283	251	228	197	128	118	184	178	173	168	164
古布類	直接搬入	-	-	-	-	1	1	1	2	2	6	2	2	2	2	2
	集団回収	9	9	7	4	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
	計	9	9	7	4	4	3	3	4	3	7	4	4	4	3	3
粗大ごみ	直接搬入	31	29	24	25	24	27	35	40	53	41	43	43	44	44	44
瓦礫	直接搬入	16	23	48	6	14	44	26	34	60	48	30	30	30	30	30
白色トレイ	収集	4	3	3	3	2	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
蛍光管・乾電池	収集	12	11	11	10	10	10	6	7	10	10	6	6	6	5	5
草木類	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
金属類	集団回収	4	4	4	3	2	2	3	3	2	1	3	3	3	2	2
小型家電	直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
合計(総排出量)	7,425	7,303	7,201	7,410	7,105	7,234	7,366	7,440	7,515	7,307	7,234	7,217	7,199	7,181	7,146	



表 2-2-5 集計結果まとめ(牧之原市)

単位：t/年

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
可燃ごみ	収集	7,371	7,373	7,351	7,410	7,159	7,144	7,176	7,078	7,086	6,884	6,725	6,677	6,630	6,583	6,507
	直接搬入	3,275	1,467	3,155	3,420	3,389	3,467	3,517	3,666	3,895	3,401	3,642	3,658	3,672	3,685	3,697
	許可業者	887	2,488	898	895	899	895	1,012	972	888	903	1,040	1,052	1,062	1,070	1,078
	計	11,533	11,328	11,404	11,725	11,447	11,506	11,705	11,716	11,869	11,188	11,408	11,387	11,364	11,338	11,281
ビニ・プラ (マークなし)	収集	120	115	107	95	82	110	141	133	132	111	138	137	136	135	134
	直接搬入	55	59	53	55	67	84	64	83	115	121	88	89	90	90	90
	計	175	174	160	150	149	194	205	216	247	232	226	226	226	226	224
ビニ・プラ (マークあり)	収集	471	473	461	448	405	383	361	386	402	395	335	329	323	318	312
	直接搬入	9	14	9	12	9	9	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	480	487	470	460	414	392	361	387	403	396	336	330	324	319	313
PETボトル	収集	79	78	74	69	62	68	84	92	97	98	94	94	95	95	94
	直接搬入	6	5	6	1	4	2	2	4	5	9	4	4	4	4	4
	許可業者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	85	83	81	70	66	70	87	96	102	107	98	99	99	99	98
金物	収集	228	214	192	180	179	169	187	192	207	196	186	186	186	185	184
	直接搬入	109	98	69	79	95	101	110	102	153	126	118	121	123	125	127
	許可業者	4	20	0	0	0	0	1	1	1	3	1	1	1	1	1
	計	341	332	261	259	274	270	298	295	361	325	305	308	310	312	312
ガラス	収集	358	341	331	324	295	293	299	276	284	267	261	258	254	251	247
	直接搬入	67	46	53	52	69	53	59	79	96	78	77	79	80	80	81
	許可業者	4	12	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	429	399	384	376	364	348	362	355	380	345	339	336	334	332	328
陶磁器	収集	22	21	21	21	19	21	23	21	25	21	21	21	21	21	21
	直接搬入	18	14	16	15	14	13	20	22	17	22	23	24	24	24	24
	計	40	35	37	36	33	34	43	43	42	43	44	45	45	45	45
古紙	直接搬入	49	43	38	34	33	25	31	26	26	36	25	24	24	23	23
	集団回収	1,048	925	865	744	688	620	569	499	363	310	475	462	450	441	432
	計	1,097	968	903	778	721	645	600	525	389	346	499	486	474	464	455
古布類	直接搬入	8	9	12	9	3	3	7	9	8	11	6	6	6	6	6
	集団回収	18	17	14	10	7	7	6	5	3	3	5	4	4	4	4
	計	26	26	26	19	10	10	13	14	11	14	11	10	10	10	10
粗大ごみ	直接搬入	31	29	24	25	24	27	35	40	53	41	43	44	44	44	44
瓦礫	直接搬入	31	31	58	34	17	52	43	45	70	169	44	44	44	44	44
白色トレイ	収集	4	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管・乾電池	収集	22	12	19	16	18	19	13	15	18	15	14	14	14	14	14
草木類	直接搬入	435	488	506	556	539	562	581	566	592	567	577	578	580	581	582
金属類	集団回収	16	15	16	12	10	10	10	10	9	3	9	9	9	9	9
小型家電	直接搬入	24	25	21	20	24	26	30	36	38	38	38	39	39	39	39
合計(総排出量)	14,769	14,435	14,373	14,539	14,113	14,165	14,386	14,359	14,584	13,828	13,990	13,954	13,916	13,875	13,799	

### 第3章. ごみ処理基本計画

#### 1. 基本方針

##### ①処理主体

一般廃棄物の処理主体は以下とする。

表 2-3-1 処理主体(相良地域)

区分		収集ごみ	直接搬入ごみ
排出抑制・再資源化		市民、事業者、牧之原市	
収集運搬	生活系	牧之原市御前崎市 広域施設組合	市民・許可業者
	事業系		事業者・許可業者
中間処理		牧之原市御前崎市広域施設組合	
最終処分		牧之原市御前崎市広域施設組合	

表 2-3-2 処理主体(榛原地域)

区分		収集ごみ	直接搬入ごみ
排出抑制・再資源化		市民、事業者、牧之原市	
収集運搬	生活系	吉田町牧之原市 広域施設組合	市民・許可業者
	事業系		事業者・許可業者
中間処理		吉田町牧之原市広域施設組合	
最終処分		吉田町牧之原市広域施設組合	

##### ②基本目標

ごみ排出量及びリサイクル率の目標に関しては、次のとおりとする。

表 2-3-3 基本目標

指標	実績値 令和3年度	目標値 令和8年度
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	857	780
リサイクル率(%)	26.5	34.0

ごみ排出量に関しては、このまま何もしなかった場合は、年々増加傾向で推移することが推計されており、令和8年度には893g/人・日となり、目標値である780g/人・日には113g/人・日満たない状況であり、令和3年度の857g/人・日から77g/人・日減量する必要がある。

リサイクル率に関しても、このまま何もしなかった場合は、微減で推移すると推計されており、令和8年度には26.4%となり、目標値である34.0%には7.6ポイント満たない状況となっている。

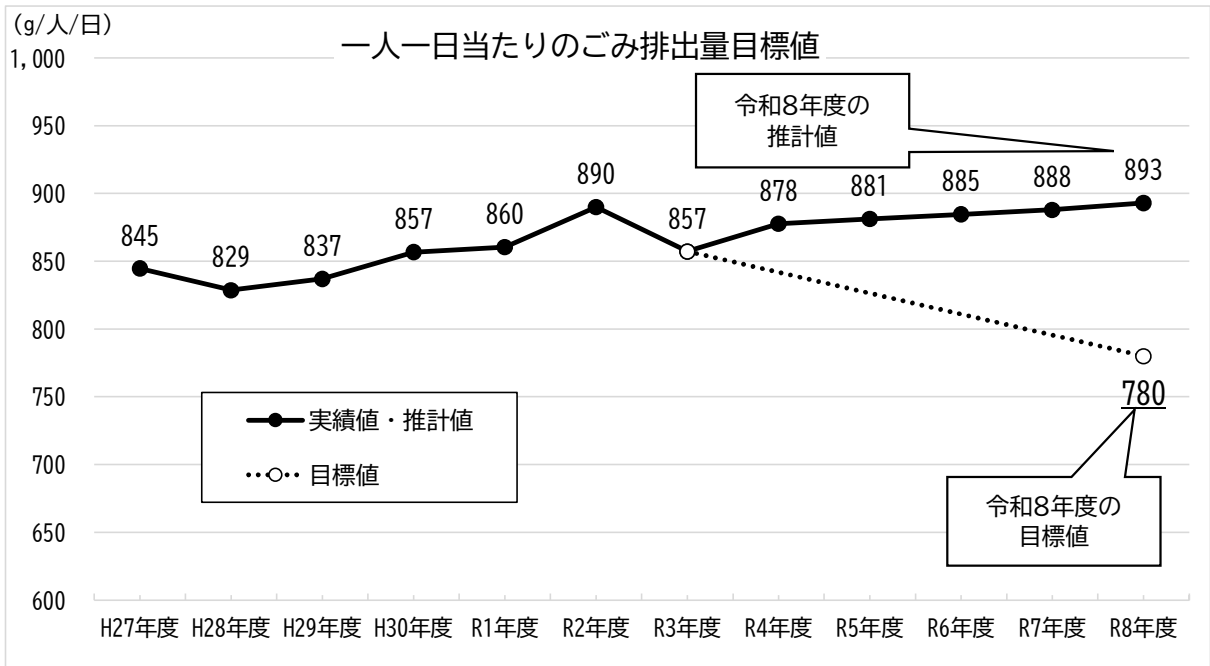


図 2-3-1 一人一日当たりのごみ排出量 推計値・目標値

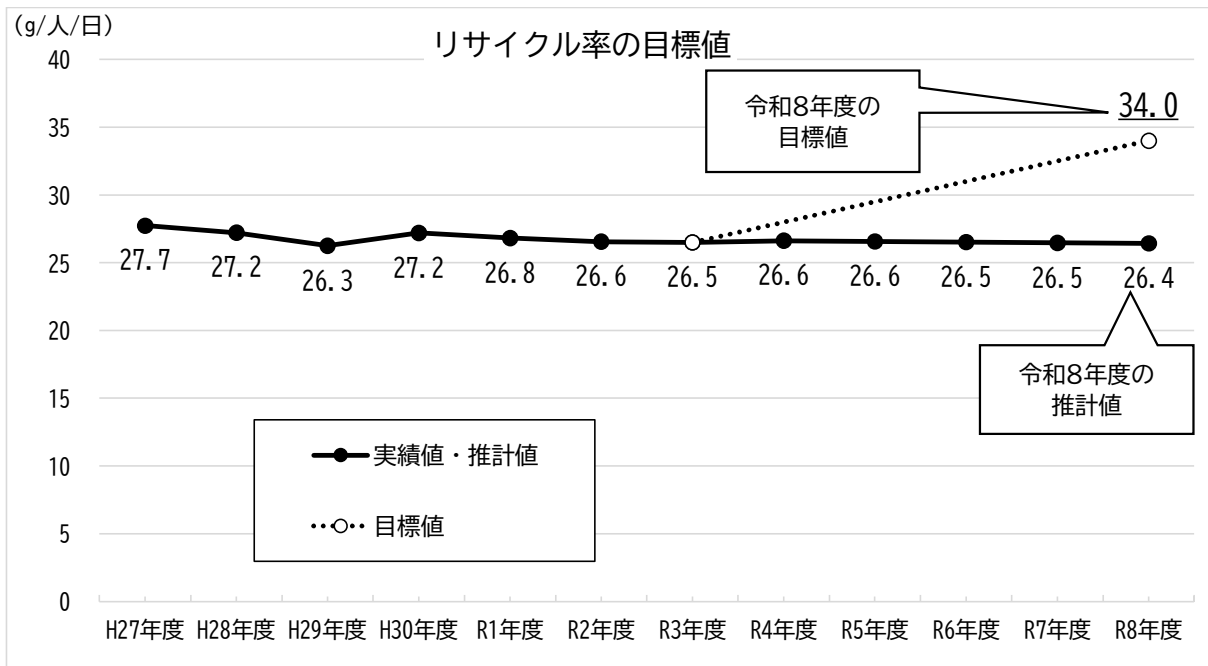


図 2-3-2 リサイクル率 推計値・目標値

## 2. 排出抑制・減量化・再資源化計画

ごみの発生・排出抑制・再資源化・適正処理等については、市民（滞在者も含む）・事業者・行政が協力し、それぞれの役割を果たすことが重要となる。以下に各主体における役割と方針に向けての取組について記載する。

### ●市民の役割

廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（牧之原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条）

### ●事業者の役割

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（牧之原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条）

### ●行政の役割

区域内における一般廃棄物の減量に関し、市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

（牧之原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条）

### 3. 個別施策

#### 施策1 4Rでゴミを減らす

---

##### 施策1-1 4Rの総合的な推進

###### ●市が推進する取組

- ・監査等において、各部署の4Rに対する取組をヒアリングし、その内容を共有することで取組を推進します。
- ・「もったいない」に取り組む」として、各主体に対して情報提供に努めます。
- ・環境にやさしい消費者の育成のため、出前環境教室等を通じて4Rの推進に努めます。
- ・事業者に対し、拡大生産者責任（EPR）の観点から、過剰包装の抑制等、製品に係る減量化策、使用済み製品の回収等の協力を求めています。

##### 施策1-2 ごみとなる物の拒否(リフューズ)

###### ●市が推進する取組

- ・各主体と協働し、マイバッグ・マイボトルを推進します。

###### ●市民・事業者の取組

- ・過剰包装を断り、必要以上のものや容易にごみとなるものは買いません。
- ・買い物袋（マイバッグ）やマイボトルの利用に努めます。
- ・食べ残しをしないようにします。
- ・過剰包装はしません。
- ・食堂等からの残飯を出さないように努めます。

##### 施策1-3 ごみ減量の推進(リデュース)

###### ●市が推進する取組

- ・廃棄物発生抑制のためリデュース（減量）、リユース（再使用）の推進を各主体に啓発します。
- ・環境に配慮した取組を行っている事業所情報の周知に努めます。
- ・使い捨て商品の削減と詰め替え製品の利用、また修理等の実施による製品の長期利用の促進を各主体に啓発します。
- ・市内の飲食店や小売店等と連携し、簡易包装の実施、プラスチックの代替素材の使用等、プラスチックごみを発生させない販売方法を検討します。

###### ●市民・事業者の取組

- ・ごみ処理に対する理解を深め、分別を徹底し、減量への意識を高めます。

- 環境に配慮したクッキングや生ごみ処理機器等の利用など、台所からの生ごみ削減に努めます。
- 環境に配慮した取組を実施しているお店を利用するように努めます。
- 賞味期限切れや消費期限切れ等、食品等の無駄が発生しないよう心がけます。
- 冷蔵庫内の在庫を把握し、必要量に応じた食品の購入に努めるとともに、ローリングストックを実践します。
- すぐ使用するときは賞味期限や消費期限の近い商品から購入します。(てまえどり)
- 生ごみは堆肥化など有効に利用し、廃棄物の削減に努めます。
- 再利用しやすい製品の使用、使い捨て商品の削減と詰め替え製品の利用、また修理等の実施による製品の長期利用及び再使用に努めます。
- 繰り返し使用できる製品や詰め替え製品などの製造・販売を検討します。

#### 施策1ー4 再利用品の利用(リユース)

##### ●市が推進する取組

- 事務用品などはリサイクル可能な環境に優しい製品を調達する、グリーン購入を推進します。
- 廃棄物として処理されていた衣類など、資源物として再利用するためのリユースを推進します。
- 公共工事等は、環境に配慮した工法・廃棄物の有効利用を行うよう設計します。
- フードドライブ活動を推進します。

##### ●市民・事業者の取組

- 使い捨て容器(ワンウェイ容器)でなく、ビールびんや牛乳びん等の何度も使える容器(リターナブルビン)の商品をなるべく選びます。
- 修理や修繕、リフォームするなど、製品をできるだけ長く使用します。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用します。
- まだ使える製品は、必要としている人に譲ります。
- 再生品や詰め替え製品などを利用します。
- どうしても使い切れない食品はフードドライブを活用します。
- 事務用品などは、リサイクル可能な環境に優しい製品を調達するなど、グリーン購入を推進します。
- 工事等においては、再生材など環境に配慮した素材を使用するように心がけます。

## 施策1—5 ごみの再資源化(リサイクル)

### ●市が推進する取組

- 雑紙(ざつがみ)減量大作戦を推進し、ごみ減量とリサイクル率向上のため、地域やP T A等の団体が実施する資源集団回収に奨励金を交付します。
- 木くず、剪定枝の再資源化を進めます。
- 市の施設や家庭、事業所から発生する生ごみの再資源化を推進します。
- 廃食用油のBDF(バイオディーゼル燃料)化や飼料化などの再生利用を推進します。
- 建物解体時等におけるリサイクルの推進に努めます。

### ●市民・事業者の取組

- 地域やP T A等の団体が実施する資源集団回収に協力し、資源回収の輪を広げます。
- リサイクルされた原材料を使った商品やリサイクルしやすい商品など、環境にやさしい商品を購入します。
- 生ごみのリサイクルに努めます。
- 衣類を資源物として再利用するため、古着等の資源物の回収を利用します。
- リサイクルしやすい商品の製造・販売に努めます。
- 生ごみをリサイクルした堆肥・飼料の使用に努めます。

## 施策2 ごみを適正に処理する

### 施策2-1 廃棄物の適正処理

#### ●市が推進する取組

- ・ごみ集積施設（ごみステーション）を設置する区・町内会に補助金を交付します。
- ・廃棄物の処理に関する各法令や一般廃棄物処理基本計画に基づき、各主体に対してチラシ等の配布を通じて適正な廃棄物の処理を求めます。
- ・一般廃棄物処理業許可の取得・更新業者に対して、廃棄物の適正処理を行うよう指導します。
- ・市内で二分化されている、ごみ処理・回収方法等の一元化に取り組みます。
- ・不用品回収業者への廃棄物処理法に基づく立入検査の実施と行政指導を行います。
- ・人体に取り込まれると様々な中毒症状を引き起こす水銀を使用した体温計や血圧計の適正な処理を進めます。
- ・可燃ごみに含まれると、火災や爆発の恐れがあるスマートフォン用のモバイルバッテリー等リチウムイオン電池の適正な分別を進めます。
- ・農業・漁業用プラスチック等が適正に処理されるよう、関係機関が協働して対処します。

#### ●市民・事業者の取組

- ・ごみの散乱防止、地域の環境美化を推進するため、ごみ集積施設（ごみステーション）は、区、町内会など地域で適正に管理します。
- ・廃棄物の処理に関する各法令や一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正に廃棄物の処理を行います。
- ・業者に一般廃棄物の処理を依頼するときは、市の許可を取得しているか確認します。
- ・リチウムイオン電池をはじめとした電池類は、可燃ごみで排出せず、必ず回収拠点へ持って行きます。
- ・家庭や事業所などから出たごみの野焼きは行いません。
- ・廃棄物は適正な手続きに従い処理し、絶対に不法投棄はしません。
- ・産業廃棄物の処理は、県から許可を取得している業者に依頼します。

### 施策2-2 ごみ分別の徹底・推進

#### ●市が推進する取組

- ・市民にわかりやすいごみ分別方法の周知を図り、市民に理解してもらえるように努めます。
- ・ごみの発生、処理の状況、分別方法などを、各主体と共有するため、パンフレット、広報誌、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等多様な手法での情報提供をします。
- ・転入者にごみカレンダーを配付し、ごみの分別と適正なごみ出しの啓発を行います。
- ・雑紙(ざつがみ)減量大作戦などのリサイクル活動を、各主体と連携して行います。
- ・公共工事などの現場内における、ごみの適正な分別と処理が徹底されるよう業者に指導します。



#### ●市民・事業者の取組

- ・パンフレット、広報誌、ホームページ、環境教室等を通じ、ごみの発生・処理の状況、分別方法などの最新情報を得るように心がけます。
- ・ごみ分別マナーを守ります。
- ・ごみ分別徹底のため、地域で勉強会を開催するなど、分別についての理解を深めます。
- ・適正なごみ分別と処理が行われるよう、従業員への啓発を行います。
- ・工事などの現場では、適正なごみ分別と処理を徹底します。

### 施策2—3 環境負荷の少ない食生活の推進

#### ●市が推進する取組

- ・「食品ロス削減月間」に啓発を兼ねたキャンペーン活動を実施します。
- ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加を検討し、全国での先進的な事例や優良事例を収集し、本市の食品ロス削減の取組を促進します。
- ・環境に配慮したクッキングなど食育についての情報を得るように努めます。
- ・関係団体と連携し、食育フェア等のイベント、食育講座、研修会、レシピ等の配布により「地産地消」を継続して推進します。
- ・給食等において、環境にやさしい「地産地消」を推進します。

#### ●市民・事業者の取組

- ・環境に配慮したクッキングなど食育についての情報を得るように努めます。
- ・地産地消を意識した食生活を送ります。
- ・市内事業所に食材を供給するなど、地産地消を推進します。
- ・国や世界の食糧事情などの食品ロスを巡る状況を学習します。
- ・宴会を行う場合は、「3010運動」を実施します。

## 施策3 不法投棄をなくす

### 施策3—1 不法投棄の監視

#### ●市が推進する取組

- ・環境監視員による地域が中心となった不法投棄防止活動を推進し、不法投棄が発生した際には、可能な範囲内でその撤去に協力します。
- ・自治会、近隣市、保健所、警察等関係機関と連携した不法投棄現場の把握及び不法投棄の防止に努めます。
- ・定期的な不法投棄防止パトロールを実施します。
- ・不法投棄が多発する箇所には、不法投棄防止ネットの資材の提供や、看板の貸与を行います。

#### ●市民・事業者の取組

- ・自分の土地に不法投棄されないように清潔な環境を維持するとともに、自治会が中心になった地区のパトロールに協力します。
- ・地域内の不法投棄多発地点への防止ネットの設置作業に協力します。
- ・地域で実施されるごみ拾いなどの美化活動に参加し、ごみを捨てない意識を高めます。
- ・ごみ集積所（ごみステーション）への不法投棄物は、地域で対応します。
- ・自らの土地に不法投棄された物は、所有者が処理します。
- ・不法投棄がされないように清潔な環境を維持します。
- ・環境美化意識を高めるため、従業員への啓発を行います。

### 施策3—2 不法投棄に関する情報の提供

#### ●市が推進する取組

- ・環境保全や不法投棄に関する情報の提供及び啓発により、廃棄物の適正処理に関する市民の意識向上を図ります。
- ・環境保全や不法投棄に関する情報を積極的に提供し、各主体の適正な廃棄物処理に関する意識向上を図ります。
- ・不法投棄が犯罪行為であることを周知します。

#### ●市民・事業者の取組

- ・不法投棄は犯罪行為であることを理解し、ポイ捨てなどの不法投棄は絶対にしません。

### 施策3—3 不法投棄防止のための措置

#### ●市が推進する取組

- ・廃棄物の適正処理において市廃棄物処理施設の利便性向上と4Rの推進を行い、市民に不用品回収業者を利用させない、不法投棄させないための廃棄物の回収体制を構築します。
- ・不法投棄されやすい製品は、市で収集の強化をすることにより、不法投棄の防止を図り、併せてリサイクルを推進します。

## 施策4 安全・安心・清潔に暮らす

### 施策4—1 ダイオキシソ類削減対策

#### ●市が推進する取組

- ・日常生活に影響を与える野焼きの抑制について、チラシ等により啓発・指導を実施します。

#### ●市民・事業者の取組

- ・野焼きはしません。

## 施策5 温暖化対策を総合的に進める

### 施策5—1 市域の実行計画等の推進

#### ●市が推進する取組

- ・「牧之原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進し、市域の温室効果ガス削減を図ります。
- ・「牧之原市エネルギータウン構想」を推進します。
- ・「牧之原市気候変動適応計画」を推進します。

#### ●市民・事業者の取組

- ・「牧之原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「牧之原市エネルギータウン構想」の推進に協力します。
- ・「牧之原市気候変動適応計画」を推進します。

## 施策6 再生可能エネルギーを使う

### 施策6—1 再生可能エネルギーの導入

#### ●市が推進する取組

- ・バイオマス資源に起因した電気や熱などのエネルギーを公共施設等に利用することを検討します。
- ・市内で発生するバイオマス資源（剪定枝などの木質、生ごみ、廃食用油）の利活用を検討します。
- ・学校給食センターなどから排出される食品残渣を再利用する仕組みを検討します。

#### ●市民・事業者の取組

- ・資源の有効利用に向けた生ごみや剪定枝などの分別回収には積極的に参加します。
- ・廃食用油の分別回収に積極的に参加をするとともに、より良い回収方法について提案をします。
- ・事業所における廃食用油等の収集拠点の設置を進めます。

## 4. 食品ロス削減推進計画

### ①計画の背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の食品廃棄量は年間約 13 億 t と推計され、消費のために生産された食料の 3 分の 1 が廃棄されている。また、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標 12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の半減が重要な柱として位置付けられている。

このようなことから、国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）を制定し、同年 10 月 1 日に施行した。また、静岡県においても、第 4 次静岡県循環型社会形成計画（令和 4 年 3 月）の中で県民、事業者、行政等が連携し、食品ロス削減に向けた取組を推進するため「食品ロス削減推進計画」を盛り込んでいる。

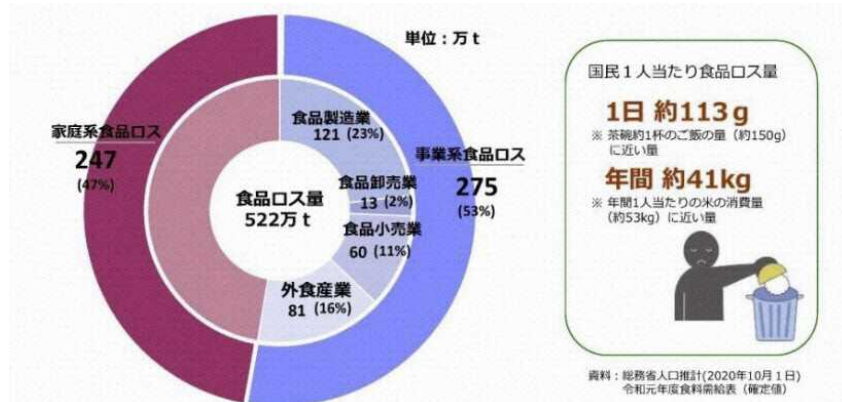
牧之原市においても、食品ロスの削減に向けた啓発活動の取組を進めてきたが、市の食品ロス削減の取組をより充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「食品ロス削減推進計画」を策定する。

### ②計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付ける。

### ③食品ロスの現状

日本国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和 2 年度の食料自給率（カロリーベース）は 37% となっている。また、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスは約 522 万 t（令和 2 年度推計値）発生しており、そのうち家庭からは約半分の 247 万 t 発生している。



資料：農林水産省

図 2-3-3 日本の食品ロスの状況(令和2年度)

事業系食品ロスでは食品製造業と外食産業が多くなっており、食品製造業での主な発生要因としては、「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業での主な発生要因は「作りすぎ」、「食べ残し」と言われている。家庭系食品ロスの主な発生要因は、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」となっている。

本市が、現行基本計画を策定する際に実施した「市民アンケート調査（平成28年度実施）」では、食品ロス削減に関連する質問として、ごみの減量化の取組状況を尋ねている。そこで、現在行っている、時々行っていることとして、「食べ残しをしない」は約8割（行っている：55.0%、時々、行っている：27.7%）、「生ごみを堆肥化する」は約3割（行っている：17.5%、時々、行っている：9.5%）となっている。

---

#### ④基本方針

---

循環型社会の実現を目指し、一般廃棄物処理基本計画の基本方針と同様に、市民（滞在者も含む）・事業者・行政が協力してそれぞれの役割を果たし、食品を無駄にしない意識づくり、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、必要とする人々に提供するなど、できるだけ食品として活用することで、食品ロスの削減を目指していく。

---

#### ⑤具体的な施策

---

食品ロス削減推進計画の具体的な施策は、次のとおりとする。

##### 施策1 4Rの総合的な推進【再掲】

●市が推進する取組

- ・「“もったいない”に取り組む」として、各主体に対して情報提供に努めます。

##### 施策2 ごみとなる物の拒否(リフューズ)【再掲】

●市民・事業者の取組

- ・食べ残しをしないようにします。
- ・食堂等からの残飯を出さないように努めます。

##### 施策3 ごみ減量の推進(リデュース)【再掲】

●市民・事業者の取組

- ・環境に配慮したクッキングや生ごみ処理機器等の利用など、台所からの生ごみ削減に努めます。
- ・賞味期限切れや消費期限切れ等、食品等の無駄が発生しないよう心がけます。

- ・冷蔵庫内の在庫を把握し、必要量に応じた食品の購入に努めるとともに、ローリングストックを実践します。
- ・すぐ使用するときには賞味期限や消費期限の近い商品から購入します。(てまえどり)

#### 施策4 再利用品の利用(リユース)【再掲】

##### ●市が推進する取組

- ・フードドライブ活動を推進します。

##### ●市民・事業者の取組

- ・どうしても使い切れない食品はフードドライブを活用します。

#### 施策5 環境負荷の少ない食生活の推進【再掲】

##### ●市が推進する取組

- ・「食品ロス削減月間」に啓発を兼ねたキャンペーン活動を実施します。
- ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加を検討し、全国での先進的な事例や優良事例を収集し、本市の食品ロス削減の取組を促進します。
- ・環境に配慮したクッキングなど食育についての情報を得るように努めます。
- ・関係団体と連携し、食育フェア等のイベント、食育講座、研修会、レシピ等の配布により「地産地消」を継続して推進します。
- ・給食等において、環境にやさしい「地産地消」を推進します。

##### ●市民・事業者の取組

- ・環境に配慮したクッキングなど食育についての情報を得るように努めます。
- ・地産地消を意識した食生活を送ります。
- ・市内事業所に食材を供給するなど、地産地消を推進します。
- ・国や世界の食糧事情などの食品ロスを巡る状況を学習します。
- ・宴会を行う場合は、「3010運動」を実施します。

## 5. 適正処理計画

### ①収集運搬

- ・計画収集区域及び人口

計画収集区域及び人口を下記に示す。

表 2-3-4 計画収集区域・人口

地 域	令和4年度	令和8年度
牧之原市	43,670	42,334
相良地域	21,170	20,522
榛原地域	22,500	21,812



・収集対象一般廃棄物及び資源物の分別

●相良地域

現状と同様とする。

表 2-3-5 収集対象一般廃棄物と資源物の分別(相良地域)

対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化	
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委託	委託	直営・委託	
	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)	4回/月			直営	委託
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)	1回/月				
	ペットボトル	1回/月				
	金物類	1回/月				
	ガラス類	1回/月		委託		
	陶磁器類	3ヶ月に 1回				
直接搬入ごみ	可燃ごみ			直営・委託	直営・委託	
	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)				直営	委託
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)					
	ペットボトル					
	金物類					
	ガラス類					
	陶磁器類					
	古紙					
	草木類					
	瓦礫類			直営		

※ シルバー人材センターは中間処理業者に含ませておりません。

手数料	収集手数料(指定ごみ袋※)	:	10円/枚
	処分手数料(直接搬入)	:	一般 51円/10kg
		:	事業 156円/10kg

※指定ごみ袋は、20円で販売。(収集手数料10円 袋代7円 販売手数料3円)

金物専用証紙は50円/枚で販売。(収集手数料10円 証紙代37円 販売手数料3円)

●榛原地域

現状と同様とする。

表 2-3-6 収集対象一般廃棄物と資源物の分別(榛原地域)

対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委託	直営	直営・委託
	プラスチック類 (プラマークあり)	1回/週		直営	委託
	プラスチック類 (プラマークなし)			委託	
	ペットボトル	2回/月	直営	直営	
	金物類	1回/月		委託	
	ガラス類	1回/月			
直接搬入ごみ	可燃ごみ			直営	
	プラスチック類 (プラマークあり)			直営	委託
	プラスチック類 (プラマークなし)			委託	
	ペットボトル			直営	
	金物類			委託	
	ガラス				
	古紙				
	瓦礫類				市処分場

手数料	収集手数料(指定ごみ袋※)	: 10円/枚
	処分手数料(直接搬入)	:一般 51円/10kg
		:事業 156円/10kg

※指定ごみ袋は、20円/枚で販売。(収集手数料10円 袋代7円 販売手数料3円)

## ②中間処理

### ・目標・方針

中間処理は、現行の破碎、焼却の処理を継続して実施するものとする。

相良地域の環境保全センターの現焼却施設は、稼働から 30 年が経過しており、適正な維持管理を行い、できる限り延命化措置を図っていく。

榛原地域の清掃センターの現焼却施設は、稼働から 23 年が経過しており、標準的な耐用年数を迎つつあることから最新の精密検査の結果を踏まえ、適正な予防保全計画による維持管理を行う。

### ・施設整備について

環境保全センターの現焼却施設は、稼働から 30 年、清掃センターの現焼却施設は、稼働から 23 年経過している。機器の老朽化進行度と修繕費及び工事費を踏まえると、安定処理を継続するためには大きな財政負担が必要になる。

廃棄物処理施設において、常時保持を厳守とする性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（施設建設費、運転費、点検補修費、解体費など廃棄物処理施設の生涯費用の総計）を提言するための技術体系及び管理手法であるストックマネジメントを導入し、日常の適正な運転管理と毎年の定期点検整備及び適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化と財政支出の削減を図ることが重要である。

榛南・南遠広域都市計画区域等一般廃棄物処理施設研究会報告書（平成 27 年 5 月吉田町町民課、牧之原市市民生活部環境課、御前崎市環境部環境下水道課報告）によると長寿命化に基づく基幹改修を行った場合、一時的に費用が上昇するが、平成 25 年度から起算して 10～15 年程度の延命化が可能と報告されている。

なお、災害廃棄物処理計画のような災害発生に備えた計画等を踏まえ、防災拠点として位置付けられる廃棄物処理施設における災害時の対応力の強化や、避難所等への電力や熱等のエネルギー供給が可能な設備設置の推進、災害廃棄物の処理可能量の確保等についても検討が必要である。

また、長寿命化によって機能を維持・向上できるのは 10～15 年程度のため、長寿命化を行う場合でも、その後の更新や廃止等の見込みについても検討しておくことが必要である。さらに、更新する場合には、同じ機能を持つ施設の単純な更新ではなく、処理する廃棄物の種類や、施設の機能（処理区域内で排出される廃棄物の処理のほか、近隣地域も含めた災害廃棄物の処理等）、処理副産物の有効利用方法等を選択し、地域として必要となる機能の導入を検討する必要がある。

- ・広域化について

静岡県では、令和4年3月に「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定し、今後、人口減少や3Rの推進により、ごみの減量が進むと予想される中、廃棄物を安定的・効率的に処理するためには、複数の市町が共同して広域的に廃棄物を処理するための施設整備が一層重要になってくることから、マスタープランにより、広域的に廃棄物を処理する上での将来像を示すことで、市町によるごみ処理の広域化及び一般廃棄物処理施設の集約化に向けた検討及び協議を促進し、県全体として調和のとれた広域化等を推進するとしている。

本マスタープランでは、計画期間内（令和4年度～13年度）に現状の牧之原市御前崎市広域施設組合と吉田町牧之原市広域施設組合を組み合わせ牧之原市、御前崎市、吉田町で一つの施設にし、長期的な展望としては、それに島田市を加えた3市1町での処理を想定している。

以上のような広域化の流れの中で、本市においては、マスタープランに基づき、関係市町による連携会議を開催するなどにより、情報の共有や調整を行うとともに、広域化等の実現可能性の調査や参画市町の決定を経て、広域化等に係る方式（組織、処理施設、処理フロー）を検討していく。

- ・バイオマス施設等の導入について

牧之原市御前崎市広域施設組合では、紙や剪定枝のリサイクルを実施したことにより、リサイクル率が飛躍的に向上し、ごみの処理費の削減に大きく貢献している。

今後は、市内におけるごみ処理施設や関連する施設において、リサイクルがされていない生ごみ等のリサイクルを進めていく。

### ③最終処分

- ・目標・方針

本市から排出される廃棄物については、可能な限り有効利用を図り、排出される廃棄物のうち、可燃物については焼却処理を経た上で、灰はエコセメント等の原料として流通し、最終的な残渣のみ、埋立処分を行うものとする。

- ・最終処分の方法

現在の埋立処分の対象であるガレキ・不磁性物を対象として埋立処分を行うものとし、不磁性物等の中で再資源化が可能なものはリサイクルを行う。

- ・焼却灰の有効利用検討

現在、焼却灰はエコセメント等として流通しているが、更なる有効利用方法について検討する。

- ・最終処分場の整備計画

現ごみ処理施設に併設している管理型最終処分場は、ごみ焼却灰とし尿焼却灰とを合わせ既に満杯状態であることから焼却灰の再資源化による市外搬出をしている。今後、想定される東南海トラフ地震等によるガレキ対策等広域化も含めた整備計画の検討を実施する必要がある。

#### ④その他の廃棄物の取扱等について

- ・感染性廃棄物の取扱い

感染性廃棄物は、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことで、この一部は、特別管理廃棄物に指定されている。

この処理に当たっては、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』に基づいて適正な処理を行わなければならないとされている。

本市では、関係行政機関と連携を取り、医療機関や試験研究機関が適切な処理を行うよう、指導を行っていく。

- ・適正処理困難物

本市で処理が困難なタイヤ、バッテリー、業務用機器等は受入れを行っておらず、専門の業者に処理を委託するよう依頼している。

住民や事業者に対して、適正処理困難物の引取り業者、受入れ業者を紹介するとともに、業者への持込みの周知を図る。

表 2-3-7 適正処理困難物

対 象	品 目
家電リサイクル対象品	冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン
パソコン	デスクトップ型、ノート型
がれき類	タイル、ブロック等
自動車・バイク部品	タイヤ、ホイール、バイク、原付車体等
産業廃棄物	塩ビ製品、建築廃材等
その他	消火器、大型楽器、塗料、石膏ボード等

- ・リチウムイオン電池等の対策

排出されたごみ等の中にリチウムイオン電池を組み込んだ製品等が混入すると収集車や中間処理施設、ごみ処理施設での火災につながる危険性がある。リチウムイオン電池は、小さな製品にも含まれており、可燃ごみとして排出された場合、識別除去することは非常に困難となっている。

このため、使用済みの小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、小形シール鉛蓄電池）は、一部の家電小売店に回収ボックスを設置しているため、市民の自主的な利用を促すため、実施小売店の情報発信と啓発に努めていくとともに、今後は先進自治体の取組も参考に回収手法についても検討していく。

- ・災害廃棄物について

災害時に発生する廃棄物の取扱いについては、「牧之原市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月改訂）にて対応する。

## 第3編. 生活排水処理編

### 第1章. 概要及び現状

#### 1. 組合の概要

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、以下の組合によりそれぞれ実施されている。

表 3-1-1 地域別処理組合

地 域	処理組合名称(構成市町)
相 良 地 域	東遠広域施設組合 (牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市)
榛 原 地 域	吉田町牧之原市広域施設組合 (牧之原市、吉田町)

#### 2. 市の役割

本市と組合の役割を以下に示す。

表3-1-2 市及び組合の役割

牧之原市	東遠広域施設組合	吉田町牧之原市
○ 収集運搬許可業者の許可及び 指導 ○ 生活排水対策の啓発 ○ 合併処理浄化槽設置費の助成	相良地域における ○ し尿及び浄化槽汚泥の処理	榛原地域における ○ し尿及び浄化槽汚泥の処理

### 3. 生活排水処理の主体及び形態

本市のし尿及び生活雑排水、浄化槽汚泥の処理主体・形態について以下に示す。

表 3-1-3 生活排水の処理主体及び

処理方法	処理主体	対象となる排水の種類
合併処理浄化槽	設置者	し尿及び生活雑排水
単独処理浄化槽	設置者	し尿
農業集落排水処理施設	市	し尿及び生活雑排水
し尿処理施設	組合	し尿及び浄化槽汚泥

### 4. 生活排水処理フロー

生活排水処理のフローを以下に示す。

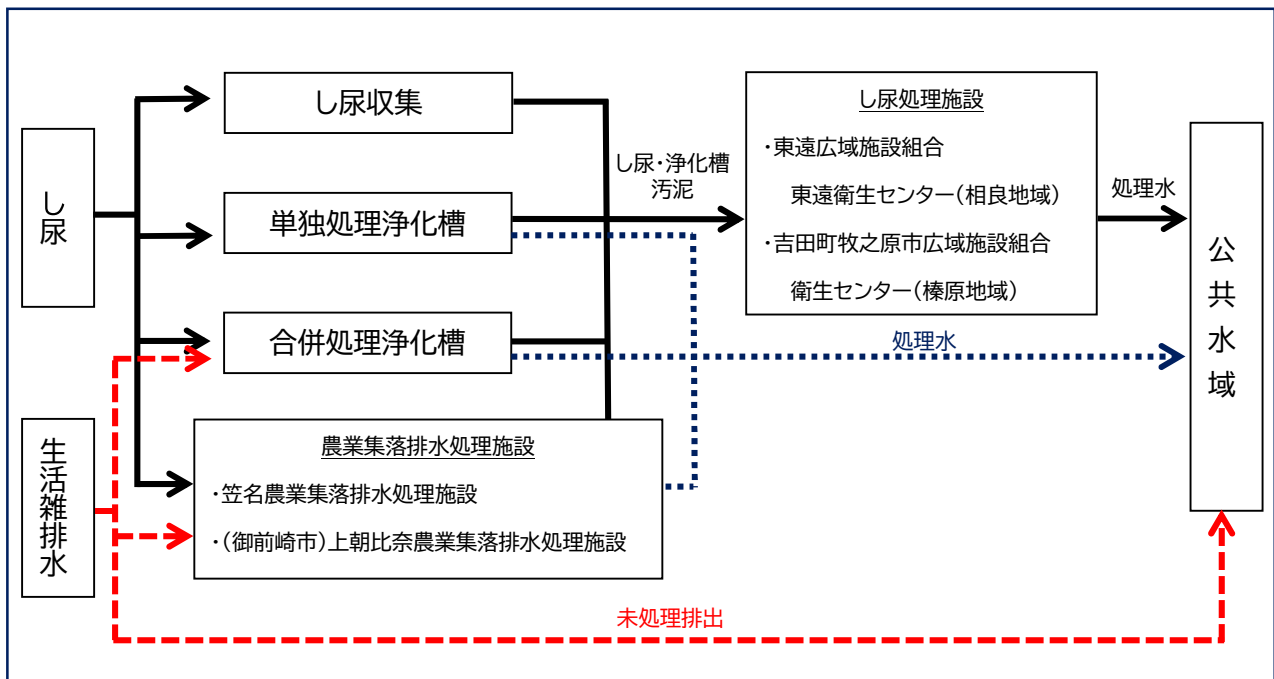


図 3-1-1 生活排水処理フロー



## 5. 生活排水処理の現状

### ①水洗化人口

本市における水洗化人口、非水洗化人口について以下に示す。非水洗化人口について減少の傾向にあり、令和3年度は1,000人を切り345人となっている。人口減少の影響により水洗化の比率は高まっているものの、水洗化人口については横ばいとなっている。

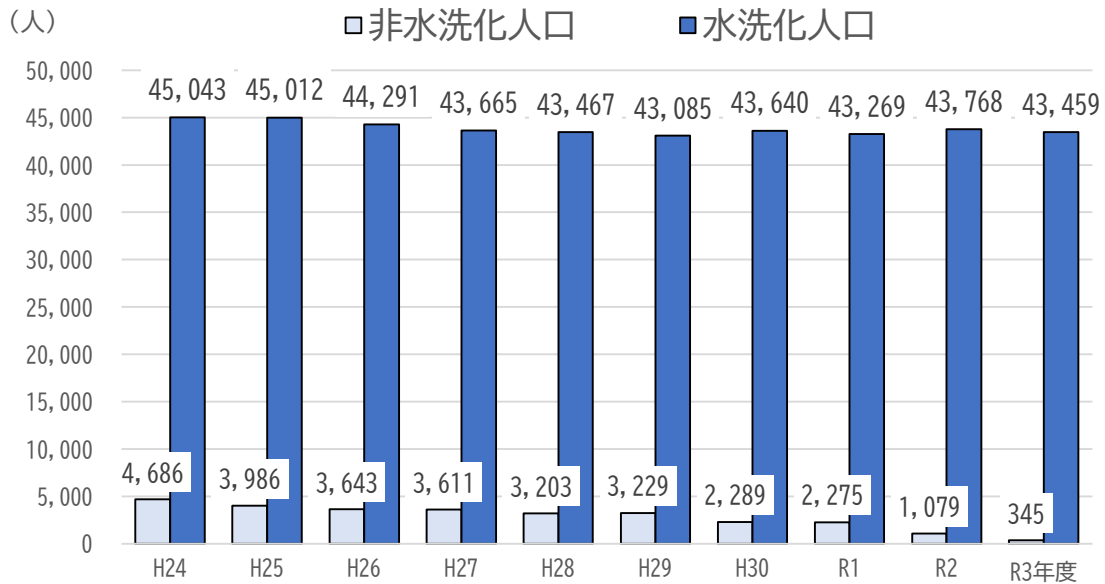


図 3-1-2 水洗化人口

### ②処理別人口

処理別人口を以下に示す。合併処理浄化槽の割合が増加の傾向にあることが分かる。

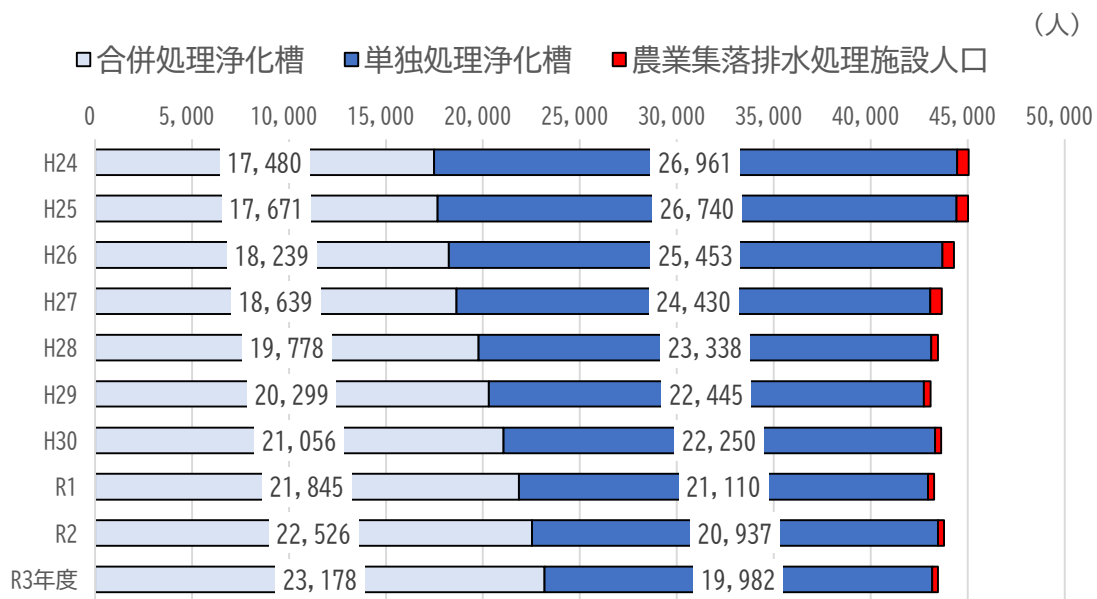


図 3-1-3 処理別人口

### ③処理別人口率

処理別人口の割合について以下に示す。合併処理浄化槽が徐々に普及していることがわかる。

表 3-1-4 処理別人口率

単位：%

項目	非水洗化人口	水洗化人口	公共下水道人口	コミュニティ・プラント人口	農業集落排水処理施設人口	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
平成24年度	9.4	90.6	0.0	0.0	1.2	35.2	54.2
平成25年度	8.1	91.9	0.0	0.0	1.2	36.1	54.6
平成26年度	7.6	92.4	0.0	0.0	1.2	38.1	53.1
平成27年度	7.6	92.4	0.0	0.0	1.3	39.4	51.7
平成28年度	6.9	93.1	0.0	0.0	0.8	42.4	50.0
平成29年度	7.0	93.0	0.0	0.0	0.7	43.8	48.5
平成30年度	5.0	95.0	0.0	0.0	0.7	45.8	48.4
令和元年度	5.0	95.0	0.0	0.0	0.7	48.0	46.4
令和2年度	2.4	97.6	0.0	0.0	0.7	50.2	46.7
令和3年度	0.8	99.2	0.0	0.0	0.7	52.9	45.6

### ④生活雑排水処理率

生活雑排水の処理率について以下に示す。年々処理率は増加し、令和2年度以降は50%を超えている。

表 3-1-5 生活雑排水処理率

単位：%

項目	生活雑排水処理率
平成24年度	36.4
平成25年度	37.3
平成26年度	39.3
平成27年度	40.7
平成28年度	43.1
平成29年度	44.6
平成30年度	46.6
令和元年度	48.7
令和2年度	50.9
令和3年度	53.6

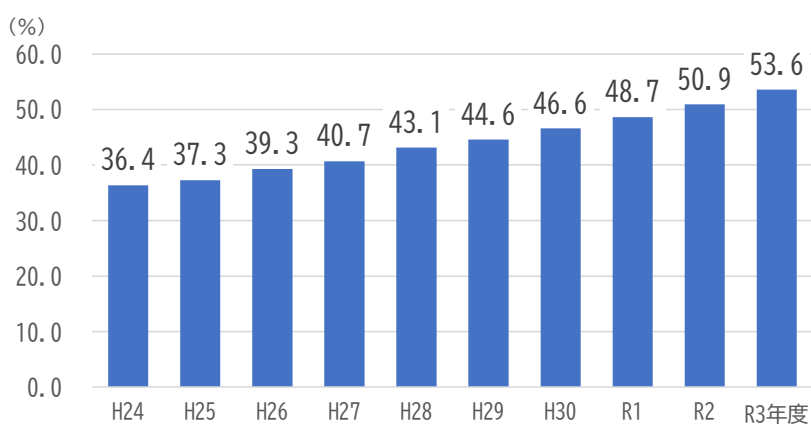


図 3-1-4 生活雑排水処理率

⑤生活排水処理別人口

本市の生活排水処理別人口について以下に示す。

表 3-1-6 生活排水処理別人口

単位：人

項目	総人口	非水洗化人口	非水洗化人口		水洗化人口	公共下水道人口	コミュニティ・プラント人口	農業集落排水処理施設人口	浄化槽人口	浄化槽人口	
			計画収集人口	自家処理人口						合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
平成24年度	49,729	4,686	4,686	0	45,043	0	0	602	44,441	17,480	26,961
平成25年度	48,998	3,986	3,986	0	45,012	0	0	601	44,411	17,671	26,740
平成26年度	47,934	3,643	3,643	0	44,291	0	0	599	43,692	18,239	25,453
平成27年度	47,276	3,611	3,611	0	43,665	0	0	596	43,069	18,639	24,430
平成28年度	46,670	3,203	3,203	0	43,467	0	0	351	43,116	19,778	23,338
平成29年度	46,314	3,229	3,229	0	43,085	0	0	341	42,744	20,299	22,445
平成30年度	45,929	2,289	2,289	0	43,640	0	0	334	43,306	21,056	22,250
令和元年度	45,544	2,275	2,275	0	43,269	0	0	314	42,955	21,845	21,110
令和2年度	44,847	1,079	1,079	0	43,768	0	0	305	43,463	22,526	20,937
令和3年度	43,804	345	345	0	43,459	0	0	299	43,160	23,178	19,982

### ⑥し尿及び浄化槽汚泥の収集量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量について以下に示す。

表 3-1-7 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

単位：kl

項目	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量
平成24年度	2,026	25,989
平成25年度	1,979	26,487
平成26年度	1,903	26,193
平成27年度	1,954	26,133
平成28年度	1,774	26,309
平成29年度	1,589	26,204
平成30年度	1,421	27,298
令和元年度	1,582	26,908
令和2年度	1,131	28,348
令和3年度	1,401	27,681

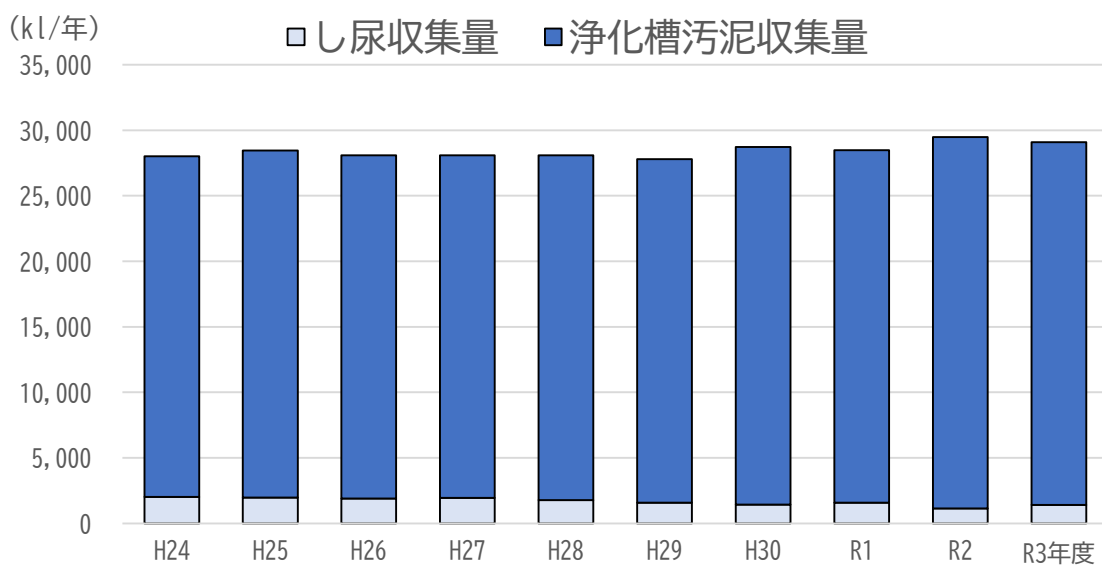


図 3-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

## 6. 生活排水処理施設の現状

### ①東遠広域施設組合 東遠衛生センター

相良地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている東遠衛生センターの概要を以下に示す。

表 3-1-8 東遠広域施設組合沿革

沿革	
昭和 39 年	「浜岡町外七カ町村衛生施設組合」の設立
昭和 40 年	し尿処理施設第一期施設の完成(72kL/日)
昭和 42 年	「東遠広域施設組合」に改称
昭和 48 年	し尿処理施設第二期施設の完成(72kL/日+60kL/日[増設])
昭和 57 年	し尿処理施設第三期施設の完成(60kL/日(改造)+140kL/日[増設])
平成 13 年	し尿処理施設第四期施設の完成(195kL/日)

表 3-1-9 施設概要

施設概要	
所在地	御前崎市池新田 9035 番地
処理能力	195kL/日(し尿 25kL/日、浄化槽汚泥 170kL/日)
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理
受入貯留設備	夾雑物除去装置(ドラムスクリーン、スクリーンプレス)+微細砂除去装置
膜分離高付加処理設備	高負荷脱窒素処理方式+膜分離方式
高度処理設備	凝集膜分離方式+活性炭吸着塔
汚泥処理設備	脱水+乾燥焼却
脱臭設備	高濃度臭気(薬液洗浄+活性炭吸着)、低濃度臭気(活性炭吸着)

表 3-1-10 放流水質

項目	放流水質
pH	5.8~8.6
BOD	10mg/L 以下
SS	10mg/L 以下
COD	20mg/L 以下
T-N	10mg/L 以下
T-P	1mg/L 以下
色度	30 度以下
大腸菌群数	100 個/cm <sup>3</sup> 以下



②吉田町牧之原市広域施設組合 衛生センター

榛原地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターの概要を以下に示す。

表 3-1-11 吉田町牧之原市広域施設組合沿革

沿革	
昭和 36 年	「吉田町榛原町し尿処理組合」の設立
昭和 38 年	し尿処理施設(45kL/日)の完成
昭和 43 年	「吉田町榛原町衛生施設組合」に改称、し尿処理及びごみ処理を共同処理
昭和 45 年	ごみ焼却施設(20t/日)の完成
昭和 47 年	し尿処理施設を 60kL/日処理に増設
昭和 51 年	ごみ焼却施設(30t/日)の完成
昭和 56 年	「吉田町榛原町広域施設組合」に改称
平成 7 年	し尿処理施設(82kL/日)の完成
平成 8 年	一般廃棄物最終処分場(管理型)の完成(焼却飛灰等:26,415m <sup>3</sup> )
平成 11 年	ごみ焼却施設(67t/16h)の完成
平成 11 年	旧ごみ焼却施設をリサイクルセンターとして供用開始
平成 17 年	「吉田町牧之原市広域施設組合」に改称
平成 21 年	ごみ焼却処理施設の稼働時間の変更(100.5t/日)
平成 28 年	リサイクルセンター(6.66t/日)の完成

表 3-1-12 施設概要

施設概要	
所在地	榛原郡吉田町住吉 4299 番地の1
処理能力	82kL/日(し尿 46kL/日、浄化槽汚泥 36kL/日)
処理方式	膜分離高負荷処理方式 + 高度処理
膜分離高付加処理設備	高負荷脱窒素処理方式 + 膜分離方式
高度処理設備	凝集膜分離方式 + 活性炭吸着処理方式
汚泥処理設備	脱水(遠心分離) + 乾燥焼却

表 3-1-13 放流水質

項目	放流水質
pH	5.8~8.6
BOD	10mg/L 以下
SS	10mg/L 以下
COD	10mg/L 以下
T-N	10mg/L 以下
T-P	1mg/L 以下
色度	30 度以下
大腸菌群数	3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下



## 7. 生活排水処理経費

### ①処理経費

し尿等生活排水処理に係る年間必要経費について以下に示す。なお、相良・榛原両地域における処理経費については、各施設組合における処理及び維持管理費を、それぞれの市町村分担金比率にて按分した数値を採用している。

表 3-1-14 年間処理経費

区分	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
牧之原市	処理経費 (千円/年)	172,091	166,365	175,787	175,088	176,682	189,327	174,056	186,551	196,758	193,538
	処理経費 (円/人・年)	3,486	3,420	3,677	3,713	3,787	4,083	3,784	4,080	4,382	4,379
相良地域	処理経費 (千円/年)	69,799	63,914	77,994	76,623	75,501	73,620	74,282	84,597	81,907	78,429
	処理経費 (円/人・年)	2,828	2,630	3,261	3,251	3,239	3,208	3,286	3,779	3,722	3,645
榛原地域	処理経費 (千円/年)	102,292	102,451	97,793	98,465	101,181	115,707	99,774	101,954	114,851	115,109
	処理経費 (円/人・年)	4,144	4,209	4,093	4,175	4,333	4,941	4,265	4,369	5,018	5,076

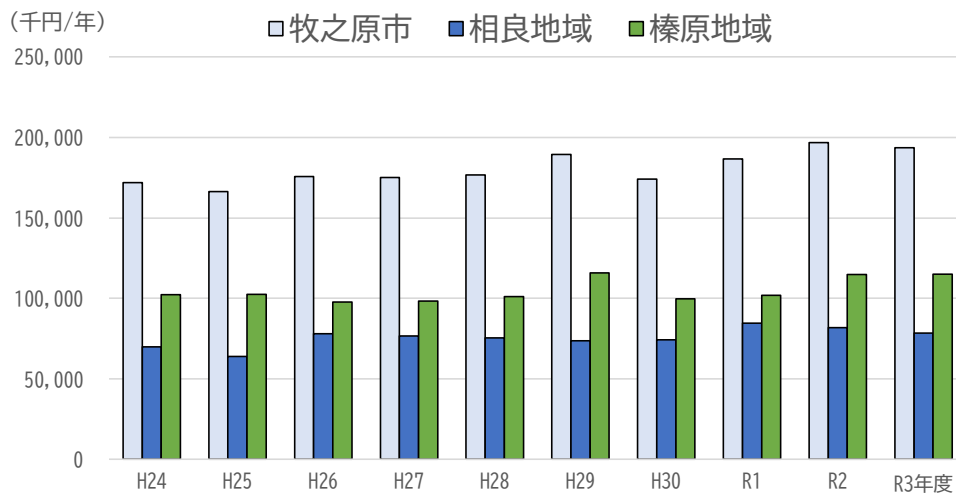


図 3-1-6 年間処理経費

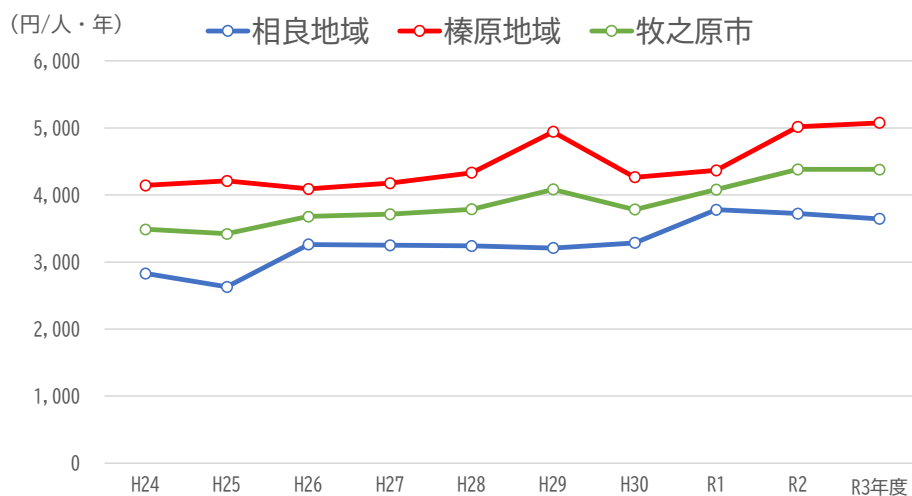


図 3-1-7 一人当たり年間処理経費



## 8. 計画の達成状況

現行基本計画における生活雑排水処理率の目標達成状況を以下に示す。

令和3年度実績値は、53.6%あった。目標値である47.0%を達成しており、令和8年度の目標値55.0%に迫る勢いとなっている。

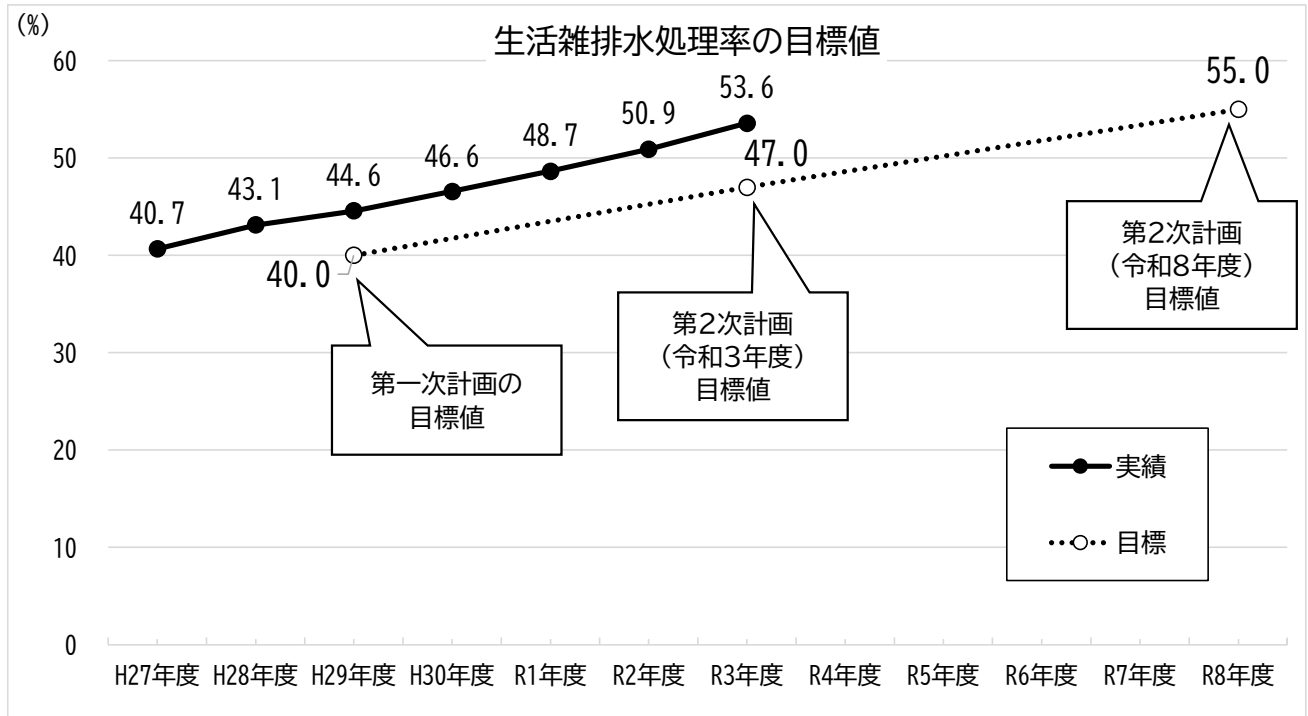


図 3-1-8 生活雑排水処理率達成状況

## 9. 課題

### ①生活排水対策

今後も引き続き、市民・事業者に対して生活排水対策に関する啓発活動を推進し、し尿及び生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽の設置を推進する必要がある。

### ②収集・運搬料金

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、各地区の許可業者により行われており、収集・運搬料金に違いがある。し尿及び浄化槽汚泥の収集体制の確保及び許可業者の経営状況等を踏まえ、市一律のサービスを提供するため、収集・運搬の料金が均衡するよう検討を行う必要がある。

### ③適正な維持管理

目標年次である令和8年には、東遠広域施設組合の東遠衛生センターは25年、吉田町牧之原市広域施設組合の衛生センターは31年が経過することとなり、今後は精密機能検査の結果を踏まえた中長期計画に基づく予防保全を図りながら、より一層の適正な維持管理をしなければならない。

### ④有効活用の検討

し尿及び浄化槽汚泥は貴重な資源と捉えられるように時代が変化してきている。そのため、これらの有効活用について検討の必要がある。検討に当たっては、地球温暖化防止や高効率化を目指した検討を行うことが望ましい。

## 第2章. 将来予測

### 1. 生活排水処理別人口

生活排水処理形態別に人口の算定を行った。以下に各数値の算定方法を示す。

- 計画収集人口：ごみ編で推計した人口と同様の割合で推移した人口である。（実績及び第2期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略から算定）
- 農業集落排水処理施設人口：令和8年度までに、現在の笠名農業集落排水処理施設を段階的に合併処理浄化槽へ移行させ、令和8年度には「0」となる推計を行った。（御前崎市）上朝比奈農業集落排水処理施設に関しては、推計式に当てはめ推計を行った。
- し尿収集人口：推計式に当てはめ、妥当性の高い推計式を採用した。
- 合併処理浄化槽人口：「静岡県生活排水処理長期計画」中の「処理施設を使える人口の割合（中期目標：令和8年度末）」は89.5%となっているため、当初の本計画目標の55%の中間値の70%を令和8年度の数値とし、その数値を基準に推計式に当てはめ推計を行った。
- 単独処理浄化槽：計画処理区域内人口から上記から算定した人口を差し引いて算定した。

#### ①計画処理区域内人口

処理人口については、計画処理区域内人口実績値と実績値を基にごみ編で推計した人口と同様の割合で算出した推計値を用いている。令和8年度に向け、減少傾向となっている。

表 3-2-1 計画処理区域内人口

単位：人

年度		牧之原市
実績値	平成24年度	49,729
	平成25年度	48,998
	平成26年度	47,934
	平成27年度	47,276
	平成28年度	46,670
	平成29年度	46,314
	平成30年度	45,929
	令和元年度	45,544
	令和2年度	44,847
	令和3年度	43,804
	令和4年度	43,285
推計値	令和5年度	43,001
	令和6年度	42,717
	令和7年度	42,433
	令和8年度	41,962

## ②農業集落排水処理施設人口

農業集落排水処理施設人口については、令和8年度までに、現在の笠名農業集落排水処理施設を段階的に合併処理浄化槽へ移行させ、令和8年度には0となる推計を行い、(御前崎市)上朝比奈農業集落排水処理施設に関しては、推計式に当てはめ推計している。

## ③し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口

し尿収集人口及び単独処理人口ともに大幅に減少する傾向にある。

④推計結果

表 3-2-2 推計結果まとめ

単位：人

項目	総人口	非水洗化人口									
			計画収集人口	自家処理人口	水洗化人口	公共下水道人口	コミュニティ・プラント人口	農業集落排水処理施設人口	浄化槽人口	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
平成24年度	49,729	4,686	4,686	0	45,043	0	0	602	44,441	17,480	26,961
平成25年度	48,998	3,986	3,986	0	45,012	0	0	601	44,411	17,671	26,740
平成26年度	47,934	3,643	3,643	0	44,291	0	0	599	43,692	18,239	25,453
平成27年度	47,276	3,611	3,611	0	43,665	0	0	596	43,069	18,639	24,430
平成28年度	46,670	3,203	3,203	0	43,467	0	0	351	43,116	19,778	23,338
平成29年度	46,314	3,229	3,229	0	43,085	0	0	341	42,744	20,299	22,445
平成30年度	45,929	2,289	2,289	0	43,640	0	0	334	43,306	21,056	22,250
令和元年度	45,544	2,275	2,275	0	43,269	0	0	314	42,955	21,845	21,110
令和2年度	44,847	1,079	1,079	0	43,768	0	0	305	43,463	22,526	20,937
令和3年度	43,804	345	345	0	43,459	0	0	299	43,160	23,178	19,982
令和4年度	43,285	301	301	0	42,984	0	0	262	42,722	24,417	18,305
令和5年度	43,001	153	153	0	42,848	0	0	219	42,629	25,656	16,973
令和6年度	42,717	77	77	0	42,640	0	0	178	42,462	26,895	15,566
令和7年度	42,433	38	38	0	42,395	0	0	138	42,257	28,134	14,122
令和8年度	41,962	19	19	0	41,943	0	0	99	41,844	29,373	12,471

## 2. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見通し

### ①し尿収集量

し尿収集量の見通しについて推計した。

平成 24 年度から令和3年度までのし尿収集人口及びし尿収集量については実績値である。し尿原単位については、し尿収集量を 365 日で除し、さらにし尿収集人口で除すことで算出した。

令和4年度以降の数値については推計値である。し尿原単位については、過去 5 年間（平成 29 年度から令和3年度）の平均値とし、その数値をし尿収集人口に乘じることで、し尿収集量を予測した。

表 3-2-3 し尿収集量推計

年度		し尿収集人口（人）	し尿原単位（L/人・日）	し尿処理量（kL）
実績値	平成24年度	4,686	1.18	2,026
	平成25年度	3,986	1.36	1,979
	平成26年度	3,643	1.43	1,903
	平成27年度	3,611	1.48	1,954
	平成28年度	3,203	1.52	1,774
	平成29年度	3,229	1.35	1,589
	平成30年度	2,289	1.70	1,421
	令和元年度	2,275	1.91	1,582
	令和2年度	1,079	2.87	1,131
	令和3年度	345	11.13	1,401
推計値	令和4年度	301	3.79	416
	令和5年度	153	3.79	212
	令和6年度	77	3.79	107
	令和7年度	38	3.79	53
	令和8年度	19	3.79	26

※算定方法

し尿収集量

=し尿原単位(L/人・日)×し尿収集人口(人)

し尿原単位(L/人・日)

=し尿収集量(kL)÷365(日)÷し尿収集人口(人)×1000

※うるう年については考慮しないものとする

## ②浄化槽汚泥収集量

浄化槽汚泥収集量を予測した結果が以下である。

平成 24 年度から令和 3 年度数値については実績値である。

令和 4 年度以降の推計値については、汚泥実績と処理人口を乗じて求めた比率から過去 5 年間の原単位を求め、過去 5 年間の原単位の平均値を令和 4 年度以降の原単位として、原単位に将来人口を乗じて各年の浄化槽汚泥収集量の予測値を求めた。

表 3-2-4 浄化槽汚泥収集量推計

年度		浄化槽人口 (人) (単独処理+合併処理)	浄化槽汚泥原単位 (L/人・日)	浄化槽汚泥量 (kL)
実績値	平成24年度	44,441	1.60	25,989
	平成25年度	44,411	1.63	26,487
	平成26年度	43,692	1.64	26,193
	平成27年度	43,069	1.66	26,133
	平成28年度	43,116	1.67	26,309
	平成29年度	42,744	1.68	26,204
	平成30年度	43,306	1.73	27,298
	令和元年度	42,955	1.72	26,908
	令和2年度	43,463	1.79	28,348
	令和3年度	43,160	1.76	27,681
推計値	令和4年度	42,722	1.79	27,856
	令和5年度	42,629	1.81	28,172
	令和6年度	42,462	1.84	28,451
	令和7年度	42,257	1.86	28,713
	令和8年度	41,844	1.89	28,873

※算定方法

浄化槽汚泥量

= 浄化槽汚泥原単位(L/人・日) × 尿収集人口(人)

浄化槽汚泥量原単位(L/人・日)

= 浄化槽汚泥量(kL) ÷ 365(日) ÷ 浄化槽人口(人) × 1000(※単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽それぞれで算出)

※うるう年については考慮しないものとする

### 第3章. 生活排水処理基本計画

#### 1. 基本方針

##### ①処理主体

本市における生活排水処理の主体は現状と同じ処理主体を継続するものとする。

ただし、笠名農業集落排水処理施設については、料金の精査や地元との協議を行った結果、令和8年度までに、現在の笠名農業集落排水処理施設を段階的に合併処理浄化槽へ移行していく。

表 3-3-1 処理主体

処 理 施 設	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	し尿及び生活雑排水	市
し 尿 処 理 施 設	し尿及び生活雑排水	組合

##### ②生活排水処理の基本方針

本市における生活排水処理の基本方針は、上位計画である「第3次牧之原市総合計画（案）」、「第2次牧之原市環境基本計画」を踏まえ、「第2次牧之原市環境基本計画」の個別目標に沿った次の基本方針に沿って、地域の特性や、社会情勢等に応じた手法によって展開する。

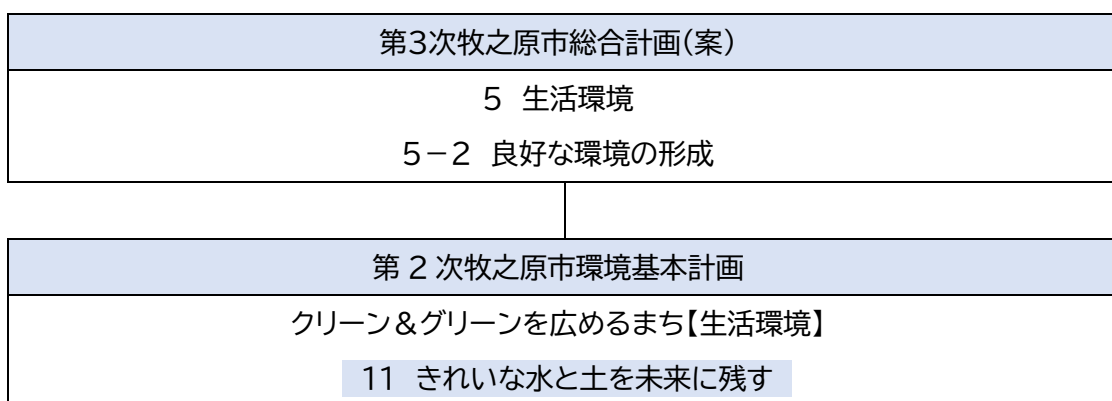


図 3-3-1 生活排水処理における基本方針



## 2. 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標に関しては、「静岡県生活排水処理長期計画」中の「処理施設を使える人口の割合（中期目標：令和8年度末）」が変更され、当初の目標値も現段階でほぼ達成していることから、新たに目標値を設定する。

表 3-3-2 生活排水処理目標

指標	実績値 令和3年度	目標値 令和8年度
生活雑排水処理率(%)	53.6	70.0

## 3. 生活排水処理計画

本市は、駿河湾に面しており、地頭方漁港などを中心に漁業が盛んな地域で、萩間川、勝間田川など数多くの河川が駿河湾に流れている。また、静波海岸、さがらサンビーチをはじめ、毎年数多くの海水浴客が訪れる水環境に恵まれている。

良好な河川・海の環境を維持するための対応として、家庭、事業所からの生活排水の適正処理・処分が重要である。以下に各主体における役割と方針に向けての取組について記載する。

### ①施策 きれいな水と土を未来に残す

#### 施策1 水質・土壌保全対策

##### ●市が推進する取組

- ・水質汚濁及び土壌汚染の防止に係る法令に基づく規制や対策を、関係機関と連携して行います。
- ・水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出などを指導します。
- ・合併処理浄化槽の設置の推進と設置後の適正な維持管理の推進により、水質汚濁による環境負荷の低減を図ります。
- ・水質汚濁防止の重要性や方策等について、出前環境教室や各種広報による啓発を行います。
- ・河川水質調査やゴルフ場内河川の農薬分析の結果を公表します。
- ・水質及び土壌に関する事故が発生した場合には、県や各種機関と速やかに連携して対処をします。

##### ●市民・事業者の取組

- ・台所からの排水の浄化に努めます。
- ・食器等についた油汚れをふきとる、洗濯用洗剤の適量使用など、水質汚濁の抑制に努めます。
- ・ホテルなどを見ることができ、気軽に川遊びできる、きれいな川を取り戻すための取組を、各主体と協働して推進します。

- 水の再利用や排水処理施設の管理を徹底し、適正な排水処理に心がけます。
- 水質汚濁防止法に関する法令に基づく規制基準を遵守します。法令に基づく規制の対象外であっても、周囲の環境への負荷の低減に努めます。
- 必要な場合、河川などの調査を行い周囲の環境保全に努めます。
- 水質及び土壌に関する事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、関係機関に連絡し、その指示に従います。

## 施策2 生活排水対策

### ●市が推進する取組

- 合併処理浄化槽の設置及び付け替えを推進するため、浄化槽の設置に対する補助金を交付します。
- 生活排水の水質浄化に関する啓発を行います。

### ●市民・事業者の取組

- 合併処理浄化槽の設置及び付け替えに努めます。
- 合併処理浄化槽の維持管理を適正に行います。
- 従業員に対して生活排水の水質浄化に関する啓発を行います。

#### 4. 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設には以下に示すとおり、その処理規模や立地条件等の特徴がある。

表 3-3-3 生活排水処理施設の概要

処 理 施 設 名	事業の進め方の特徴	普及している地域 又は普及しやすいと考えられる地域
流 域 下 水 道	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場において面整備を行う。	・規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 ・公共下水道を建設していない都市が近接している地域
公 共 下 水 道	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地域において面整備を行う。	・既存都市の中心部 ・都市の宅地等の開発が進められている地域 ・流域下水道の幹線が敷設されている都市
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	農業振興地域の集落の面整備を行う。	・農業振興地域に集落が発達している地域
合 併 処 理 浄 化 槽	新規に開発される団地、新築建設物等に設置する。また、既存の住宅、建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各個別の小規模なものから大規模なものまで、設置者の事業に合わせて選択できる。	・新規に団地が開発される地域 ・増改築が行われる建物等 ・地域あるいは集落ごとに、もしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理の推進が求められる地域
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	・新規に団地が開発される地域 ・地域あるいは集落ごとに生活排水を処理することが適当な地域

生活排水処理施設の計画の策定、事業の実施に当たっては、処理規模や立地条件から適した処理施設を選択するため、公共下水道、農業集落排水処理施設などの計画と整合を図り、それぞれの担当部局で十分な協議、調整を行う。

本市における生活排水処理設備の整備計画は下記のとおりである。

---

#### ・ 公共下水道

---

現在、市内において公共下水道の計画はない。

---

### ・農業集落排水処理施設

---

農業集落排水処理施設等の管理に当たり、令和5年度から公営企業会計化が義務となっており、使用料により施設の維持管理が求められるようになってきていることから、料金の精査や地元との協議を行った結果、農業集落排水処理施設の継続利用が困難なため、令和8年度までに、現在の笠名農業集落排水処理施設を段階的に合併処理浄化槽へ移行していく。ただし、一部地域で、御前崎市の上朝比奈農業集落排水施設に排水しているが、そちらについては引き続き、現状の体制を維持していく。

---

### ・合併処理浄化槽

---

合併処理浄化槽は、合併処理浄化槽設置費補助制度を活用し、設置を促進する。現在、単独処理浄化槽や汲み取り便所の世帯については、合併処理浄化槽への転換を呼びかけていく。また、11人槽以上の合併処理浄化槽の設置に際しては、窒素又はリン除去型の高度処理型合併処理浄化槽の設置を呼びかけることによって、より周辺の水環境への負荷の低減を図る。

---

### ・コミュニティプラント

---

現在、市内においてコミュニティ・プラントの計画はない。

新規に開発される団地や住宅地、既存の住宅密集地などコミュニティ・プラントの導入が望ましい場合、合併処理浄化槽の設置状況などを踏まえ、環境面及び経済性の両面から詳細な検討を行う。

## 5. し尿汚泥処理計画

### ①処理対象物

処理対象物は、し尿と浄化槽汚泥とする。

### ②計画収集量

目標年次における、し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量の推計値を以下に示す。

表 3-3-4 計画収集量

単位：kL

項目	推計値 令和8年度
し尿	26
浄化槽汚泥	28,873

### ③収集運搬計画

#### ・基本目標・方針

し尿収集人口の減少によりし尿収集量の大幅な減少が推定されるが、一方で合併処理浄化槽人口の増加により、浄化槽汚泥収集量については増加が予想される。

収集運搬は、し尿収集量の減少、浄化槽汚泥収集量の増加の状況を見据えて、衛生的かつ効率的な収集運搬を行う。

#### ・収集区域の範囲

本市の行政区域全域を計画収集区域とする。

#### ・収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた業者により行うものとする。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、市民の清潔で快適な生活環境を維持する上で、なくてはならない重要な業務であり、適正かつ安定的に行われることが求められる。

許可に当たっては、今後、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少が予測されるため、現在の許可業者が所有する収集車両台数等により、適正かつ安定的な収集・運搬が可能なことから、大幅な変動がない限り、この体制を継続する。

## ・目標へ向けた施策

---

### ○収集計画の検討

し尿収集人口の減少、浄化槽設置人口の増加に対応した衛生的かつ効率的な収集計画の検討を行う。

### ○し尿及び浄化槽汚泥の清掃及び収集運搬料金

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の確保及び許可業者の経営状況等を踏まえ、市一律のサービスを提供するため、収集運搬の料金が均衡するよう検討する。

### ○指導、教育の実施

許可業者への安全面、衛生面に関する指導、教育を実施する。

## ④中間処理計画

### ・基本目標・方針

---

中間処理については、し尿収集量の減少、浄化槽汚泥収集量の微増が推定され、処理量比率の変化が考えられるため、処理施設の周辺環境に配慮しながら適正な処理を行う。

### ・中間処理施設

---

榛原地域では、吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターが平成 7 年 11 月から稼動しており、また、相良地域では東遠広域施設組合東遠衛生センターが平成 13 年 3 月から稼動し、し尿及び浄化槽汚泥処理を行っている。

目標年次である令和 8 年度においては、現施設にて処理が行われることになるが、吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターにおいては稼動 31 年、東遠広域施設組合東遠衛生センターにおいては稼動 25 年となり、老朽化が予想される。一般廃棄物処理施設の広域化の検討なども踏まえ、組合や構成市町と検討と行っていく。

### ・目標に向けた施策

---

### ○適正な運転管理の実施

周辺環境に影響を及ぼさないように適正な運転管理を実施する。

### ○施設整備の研究会の開催

将来の広域化を含めた施設整備について、本市、近隣市町及び 2 組合で検討を進める。

## ⑤最終処分計画

### ・基本目標・方針

---

中間処理施設から排出される汚泥は、適切かつ衛生的に処理し、また、最終処分場の延命のためにも搬入量の減少が求められる。最終処分場への搬入量の減少のために再資源化を進める。

## ・最終処分方法

---

引き続き、汚泥の脱水及び焼却を進めていく。

また、将来の広域化を視野に入れた最終処分方法、再資源化の検討を進める。

## ・目標へ向けた施策

---

### ○適正な減量・最終処分管理の実施

最終処分場の延命のための減量及び周辺環境への影響を与えないためにも適正な最終処分の管理を行う。

### ○施設整備の研究会の開催

将来の広域化を含めた施設整備について、本市、近隣市町及び2組合で検討を進める。

## 6. 広報・啓発活動計画

### ①基本目標・方針

生活排水（し尿、生活雑排水）について、本市は自家処理世帯がないため、し尿が直接公共水域に排出することはないが、台所、風呂からの生活雑排水は、汲み取り世帯、単独処理浄化槽世帯では処理されないまま公共水域に排出されている状況にあり、河川や海の汚濁要因となるため、個々の家庭での雑排水対策の意義は大きい。そのため、生活雑排水対策に対する市民の意識向上を図るとともに、合併処理浄化槽への転換の促進や浄化槽の適正管理の必要性(第11条検査等)を周知・啓発していく。

- ・生活雑排水対策に対する市民の意識向上を図る。
- ・合併処理浄化槽への転換の促進や浄化槽の適正管理の必要性を周知・啓発していく。

### ②啓発活動の内容

啓発活動には、以下のような内容が考えられる。

#### ○環境セミナーの実施

生活排水対策についての環境セミナーを実施する。

#### ○広報紙・ホームページによる情報発信

生活雑排水対策の必要性、合併処理浄化槽への転換や浄化槽の適正管理に関する情報を広報紙、ホームページで発信する。

#### ○学校における環境学習の実施

市内の小中学生に対して、生活排水が河川にもたらす影響など、水に関する総合的な環境学習を実施し、意識の向上を図る。



## 第4編. 資料編

### 資料-1. 将来のごみ量の予測方法

#### 1. 将来のごみ量の予測方法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりである。

ごみ排出量の将来推計は、相良地域と榛原地域毎に「許可業者（可燃ごみ・金物）」「収集ごみ（可燃ごみ・ビニプラ・ペット等）」「集団回収」「直接搬入」に分け、各原単位（1人1日あたりの排出量等）を過去7年間【2015年度（平成27年度）～2021年度（令和3年度）】の実績値から、「ごみ処理施設構造指針解説」（（社）全国都市清掃会議）に基づき表4-1-1に示す6つの予測式のうち、過小あるいは過大な予測をできるだけ避けるために、推計結果で最も傾きの小さい値、もしくは過去の実績から最も妥当と判断される推計式による結果を採用している。

なお、2020年度（令和2年度）と2021年度（令和3年度）に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で、通常時とは異なる排出状況であると考えられるため、コロナ考慮の推計としては、過去5年間【2015年度（平成27年度）～2019年度（令和元年度）】の実績値から推計している。

また、処理・処分量に関しては、ごみの種類毎に実績よりそれぞれの比率を設定し算出している。

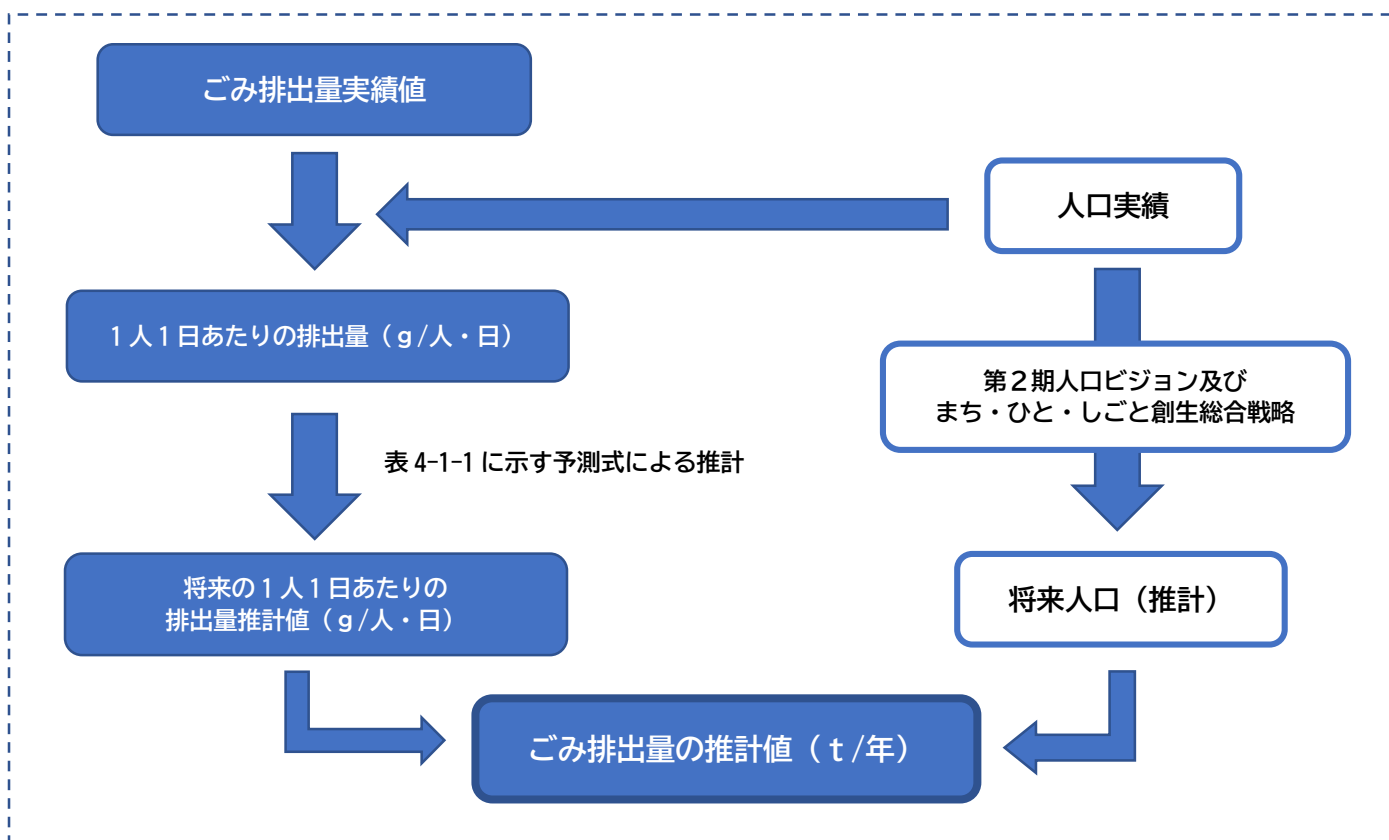
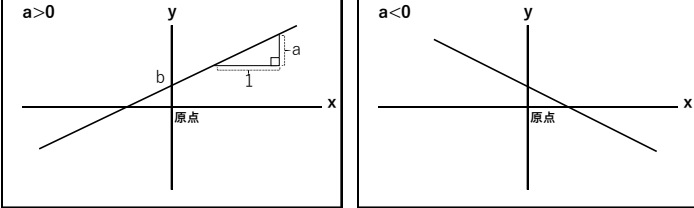
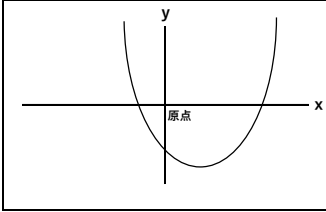
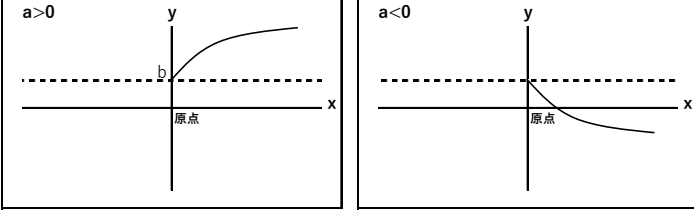
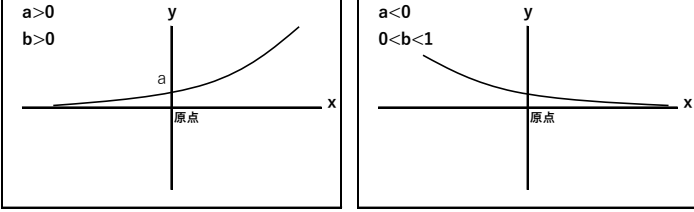
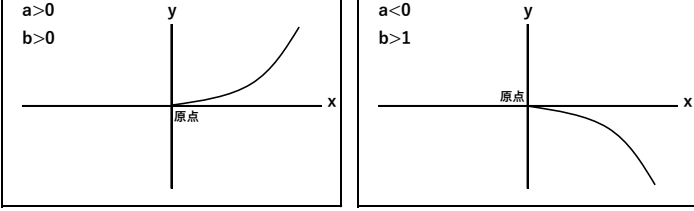
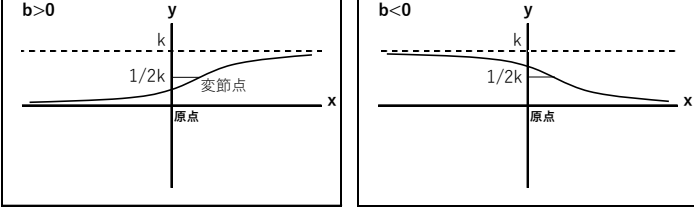


図 4-1-1 ごみ量予測フロー

表 4-1-1 予測式

種類	模式図	特徴
<p>①直線式</p> $y = aX + b$		<p>最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。</p>
<p>② 2次関数式</p> $y = a x^2 + b$		<p>増減傾向は急激であり、実績値の変動傾向を極端に反映した予測になりやすい。そのため、相関係数が高い場合でも実績値と予測値の整合性等を判断する必要がある。</p>
<p>③対数式</p> $y = a \log x + b$		<p>徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である。</p>
<p>④指数式</p> $y = ab^x$		<p>実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。</p>
<p>⑤べき乗式</p> $y = aX^b$		<p>指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなる式である。実績値が直線的な傾向より緩やかな傾向を示している場合は、比較的採用しやすい式である。</p>
<p>⑥ロジスティック式</p> $y = k / (1 + e^{-bx})$		<p>最初は増加（減少）し、途中でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式である。</p>

## 資料-2. ごみ量の将来予測推計結果(詳細)

### 1. 収集ごみ

収集ごみの将来予測は、年間収集量を365日で除した後さらに収集人口で除すことで、一人一日当たりの平均排出量を求め、過去5年(平成27年度～令和元年度)※の実績値から将来値を推計した。

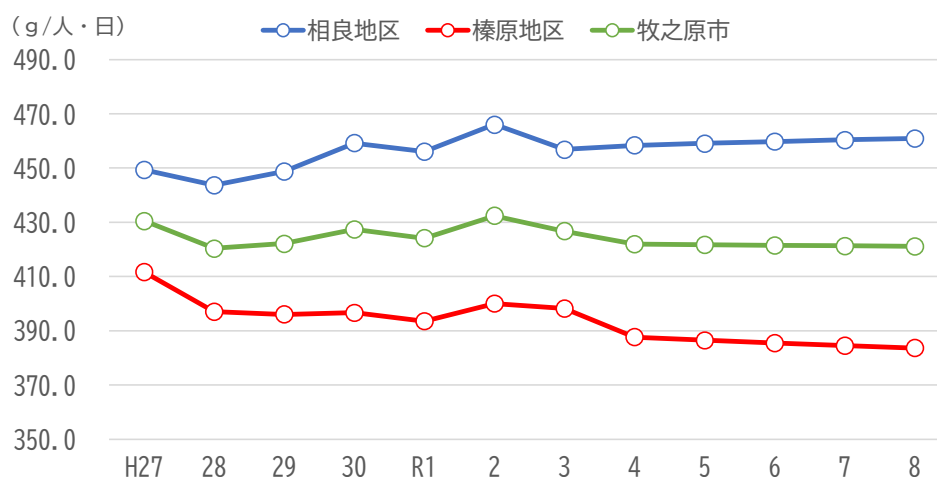
※ 一人一日当たりの平均排出量(g/人・日) = 年間収集量(t/年) / 365(日) / 収集人口(人) × 10<sup>6</sup>

※ うるう年については考慮しないものとする

※ 令和2.3年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

#### ①可燃ごみ(再掲)

可燃ごみの排出量は、相良地域で増加傾向にあり、榛原地区は減少傾向にある。一人一日当たり平均排出量は相良地域が榛原地域の排出量を上回っており、令和8年度には相良地域が461g/人・日、榛原地域が384g/人・日となる見込みである。



地域	相良地域	榛原地域
採用式	ベキ乗	ベキ乗

図 4-2-1 可燃ごみ 将来予測(収集ごみ)

②ビニール・プラスチック類（マークなし）

ビニール・プラスチック類（マークなし）についてはほぼ横ばいで推移することが推計されている。

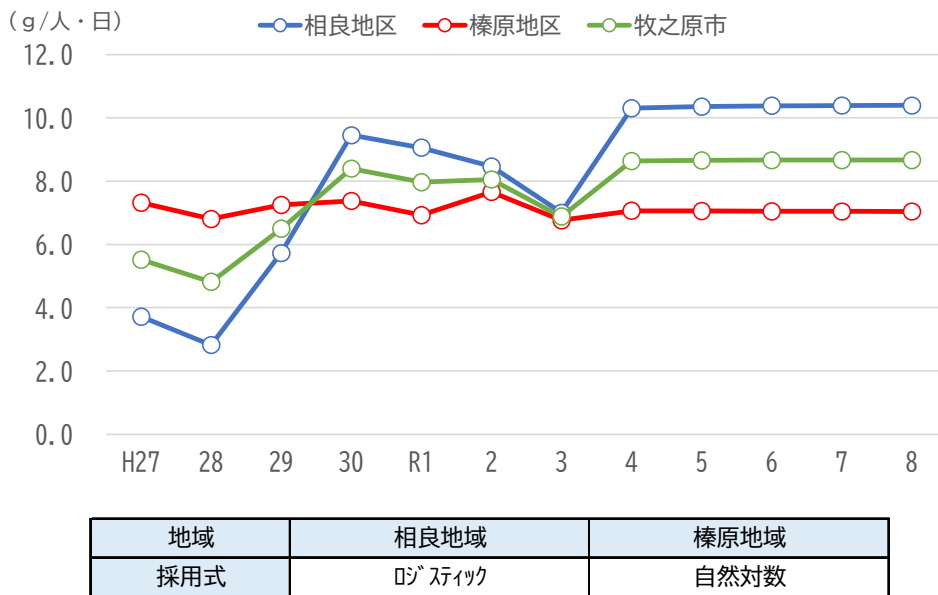


図 4-2-2 ビニール・プラスチック類(マークなし) 将来予測(収集ごみ)

③ビニール・プラスチック類（マークあり）

相良地域、榛原地区ともに排出量が減少傾向となることが推計されている。

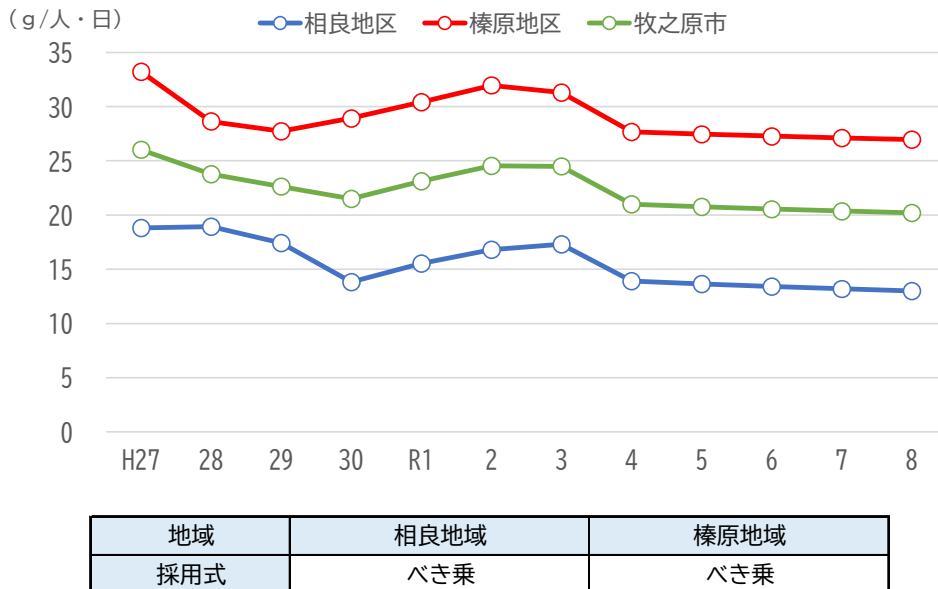


図 4-2-3 ビニール・プラスチック類(マークあり) 将来予測(収集ごみ)

#### ④ペットボトル

ペットボトルについては相良地域・榛原地域ともに排出量が増加傾向にあるため、今後も排出量の抑制に努める必要がある。

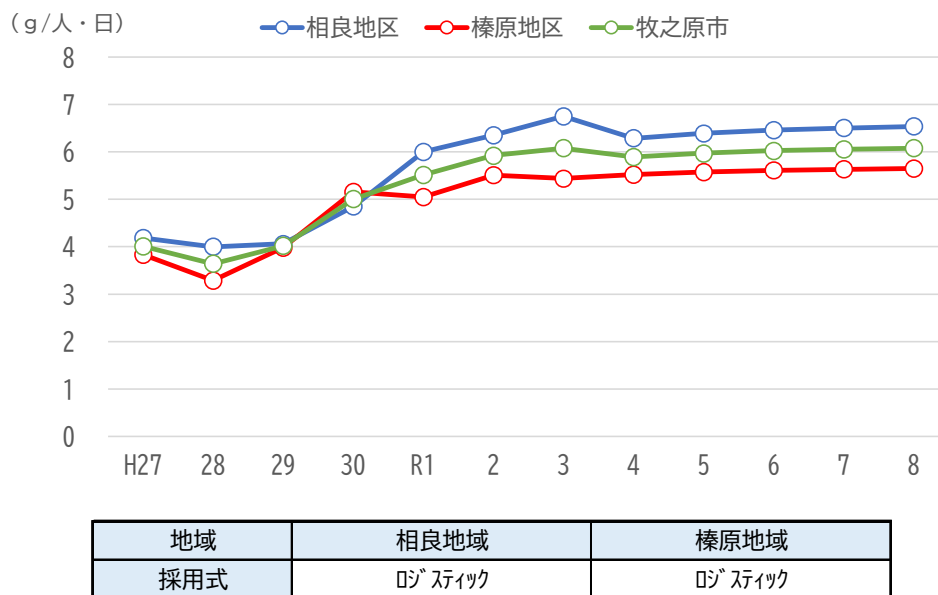


図 4-2-4 ペットボトル 将来予測(収集ごみ)

#### ⑤金物

金物については、相良地域・榛原地域ともに緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

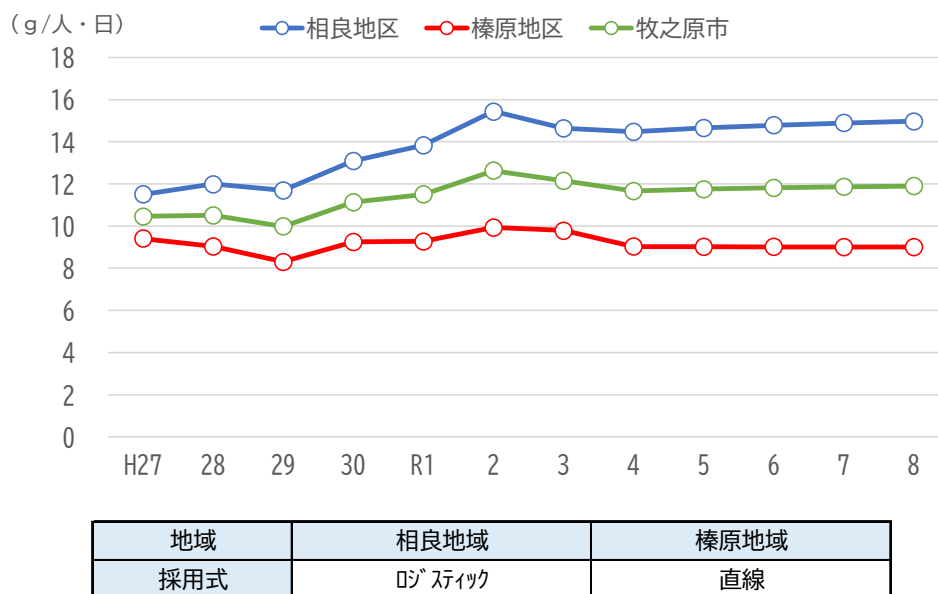


図 4-2-5 金物 将来予測(収集ごみ)

## ⑥ガラス

ガラスについては、相良地域・榛原地域ともに緩やかな減少傾向で推移していくことが推計されている。

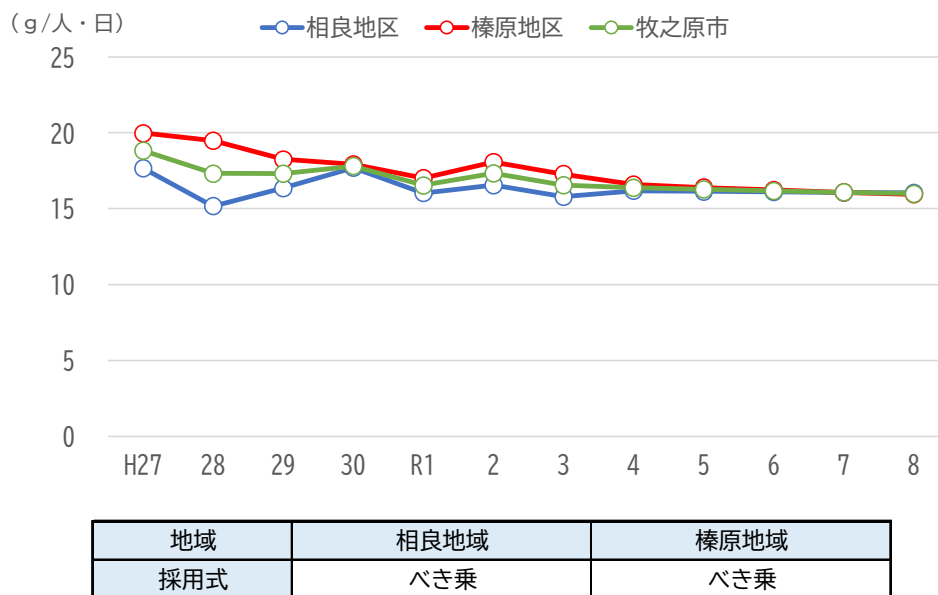


図 4-2-6 ガラス 将来予測(収集ごみ)

## ⑦陶磁器

陶磁器については、相良地域のみで、緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

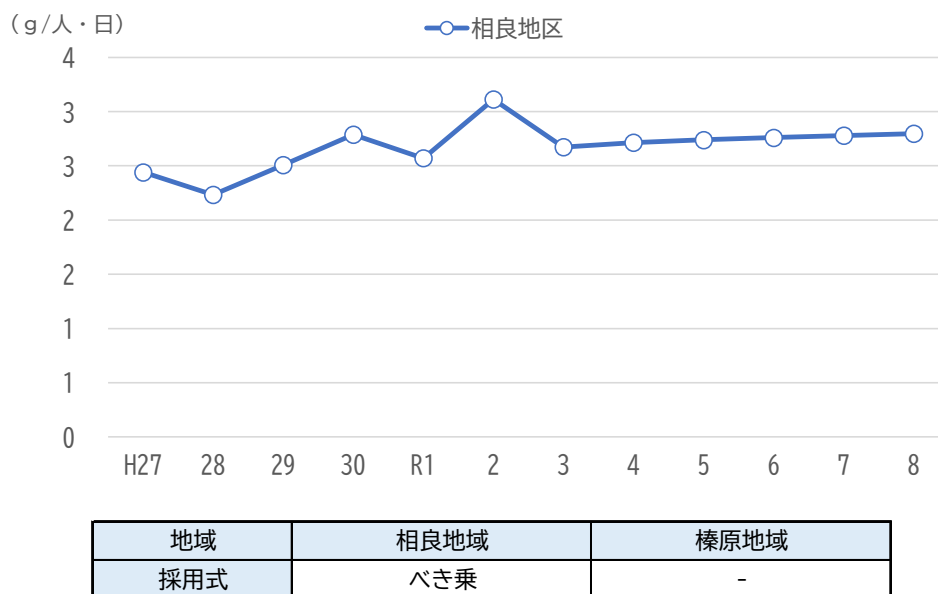
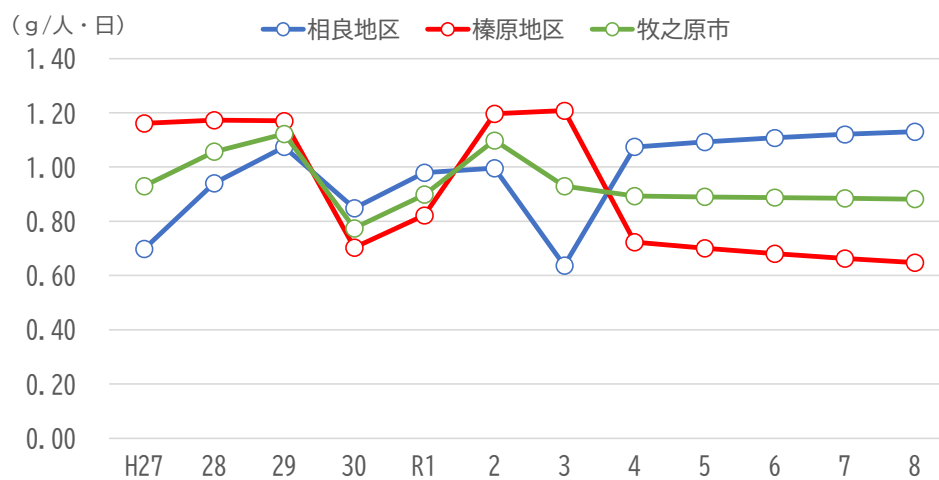


図 4-2-7 陶磁器 将来予測(収集ごみ)

### ⑧ 蛍光灯・乾電池

相良地域は増加傾向で推移し、榛原地域は減少傾向で推移していくことが推計されている。



地域	相良地域	榛原地域
採用式	リチウム電池	乾電池

図 4-2-8 蛍光灯・乾電池 将来予測(収集ごみ)

## 2. 許可業者

許可業者収集ごみの将来予測については、過去5年の実績値より、年間収集量を365日で除すことで一日当たりの平均排出量を求めることで推計を行った。

- ※ 一日当たり平均排出 (t/日) = 年間収集量 (t/年) / 365 (日)
- ※ うるう年については考慮しないものとする
- ※ 令和2.3年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

### ①可燃ごみ

可燃ごみについては、相良地域のみで、緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

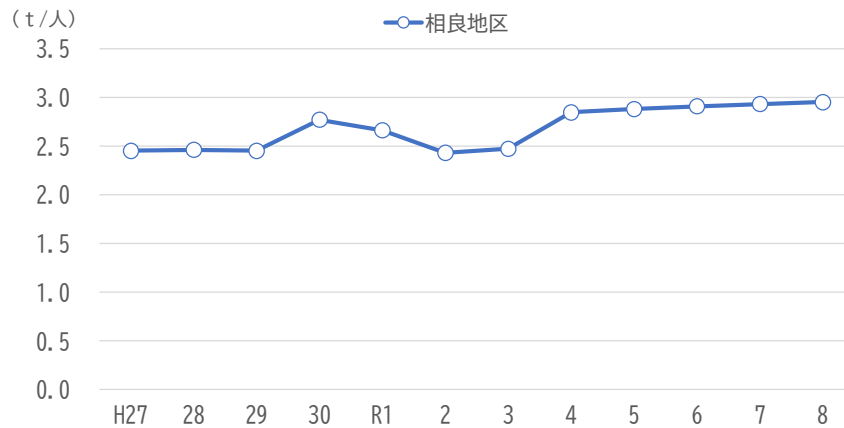


図 4-2-9 可燃ごみ 将来予測(許可業者)

### ②金物

相良地域の平成27～29年度の収集量が0であるため、平成30年度から令和元年度の平均値2.7kg/日にて推移するとの推計を立てている。



図 4-2-10 金物 将来予測(許可業者)



### 3. 直接搬入

直接搬入ごみの将来予測は、過去 5 年の実績値より、年間収集量を 365 日で除すことで一日当たりの平均排出量を求めることで推計を行った。

- ※ 一日当たり平均排出 (t/日) = 年間収集量 (t/年) / 365 (日)
- ※ うるう年については考慮しないものとする
- ※ 令和 2.3 年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

#### ①可燃ごみ

可燃ごみの排出量は、相良地域で減少傾向、榛原地区は増加傾向に推移していくことが推計されている。

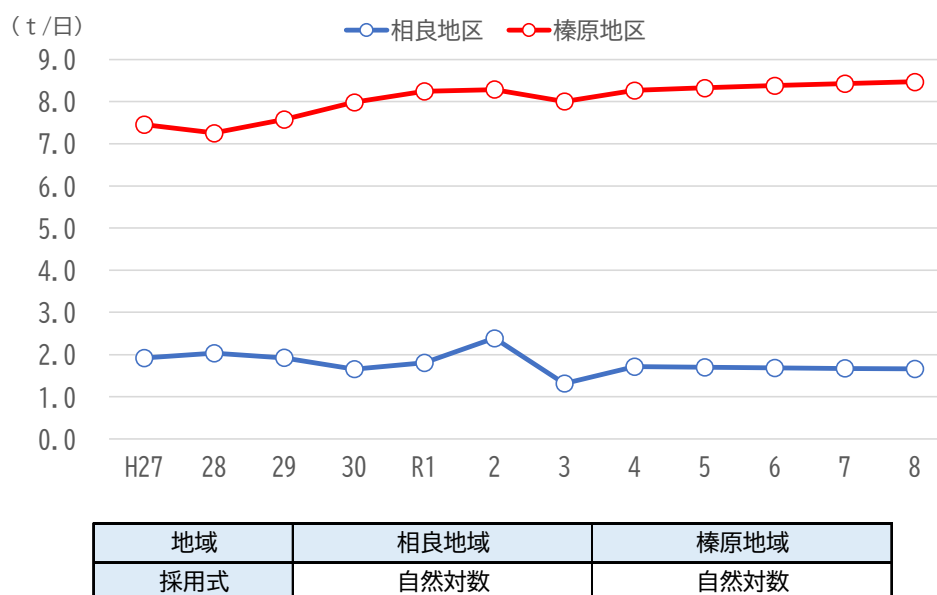


図 4-2-11 可燃ごみ 将来予測(直接搬入)

## ②ビニール・プラスチック類（マークなし）

ビニール・プラスチック類（マークなし）については、相良地域に関しては、令和元年度と同水準で推移し、榛原地域は令和元年度の値から緩やかに増加傾向で推移することが推計されている。

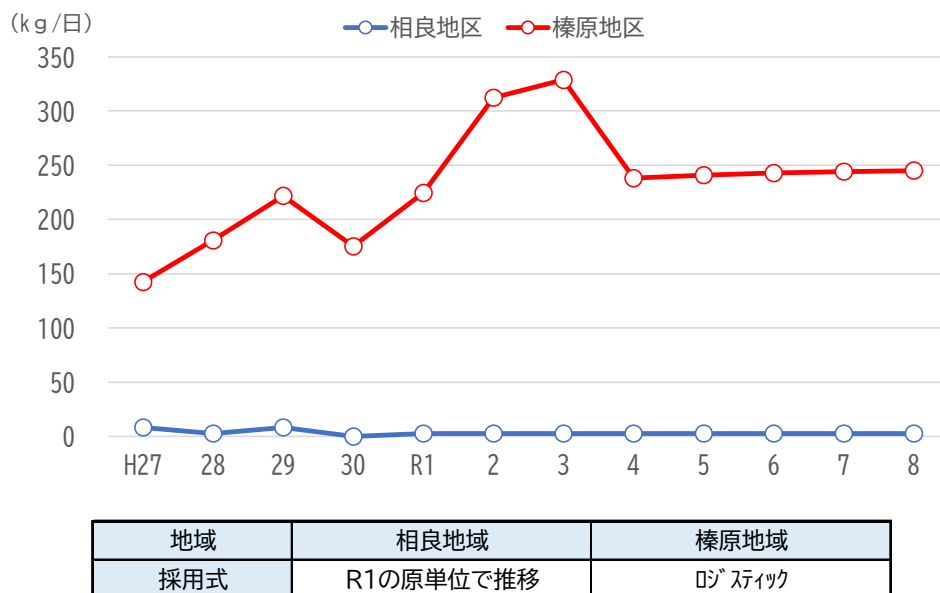


図 4-2-12 ビニール・プラスチック類(マークなし) 将来予測(直接搬入)

## ③ビニール・プラスチック類（マークあり）

相良地域では令和元年度と同水準で推移する見通しとなっている。

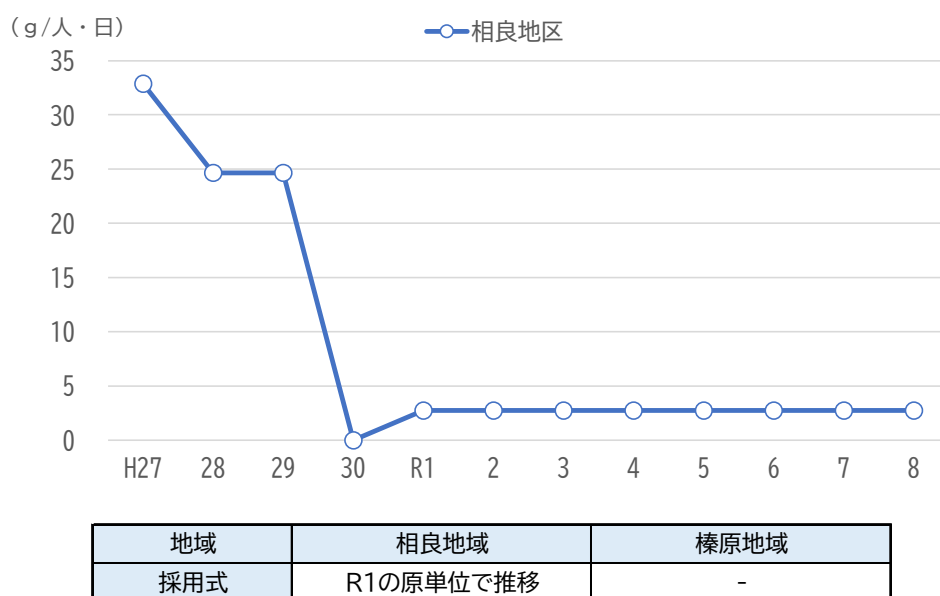


図 4-2-13 ビニール・プラスチック類(マークあり) 将来予測(直接搬入)

#### ④ペットボトル

ペットボトルについては相良地域・榛原地域ともに令和元年度と同水準で推移していくことが推計されている。

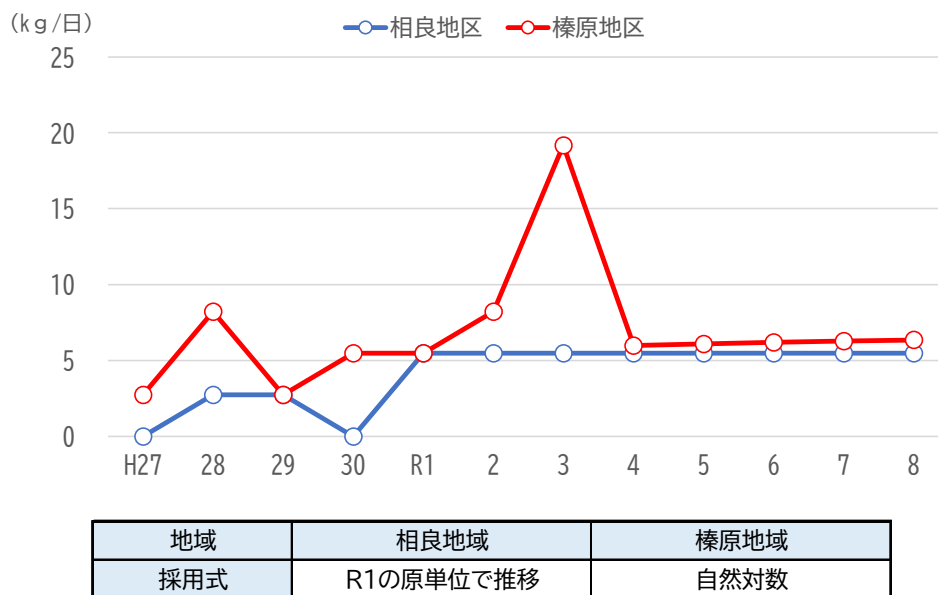


図 4-2-14 ペットボトル 将来予測(直接搬入)

#### ⑤金物

金物については、相良地域・榛原地域ともに令和元年度の値から緩やかに増加傾向で推移することが推計されている。

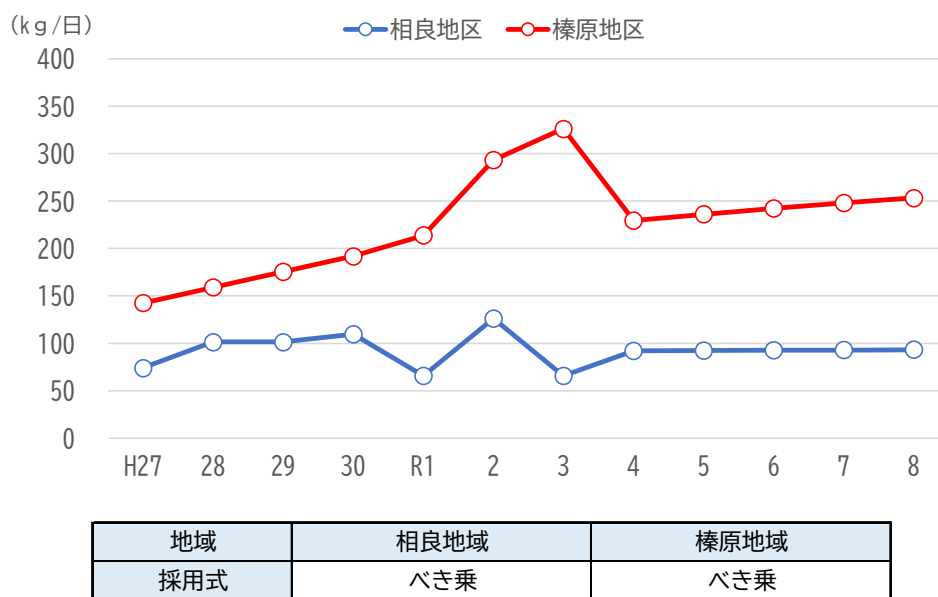


図 4-2-15 金物 将来予測(直接搬入)

## ⑥ガラス

ガラスについては、相良地域・榛原地域ともに緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

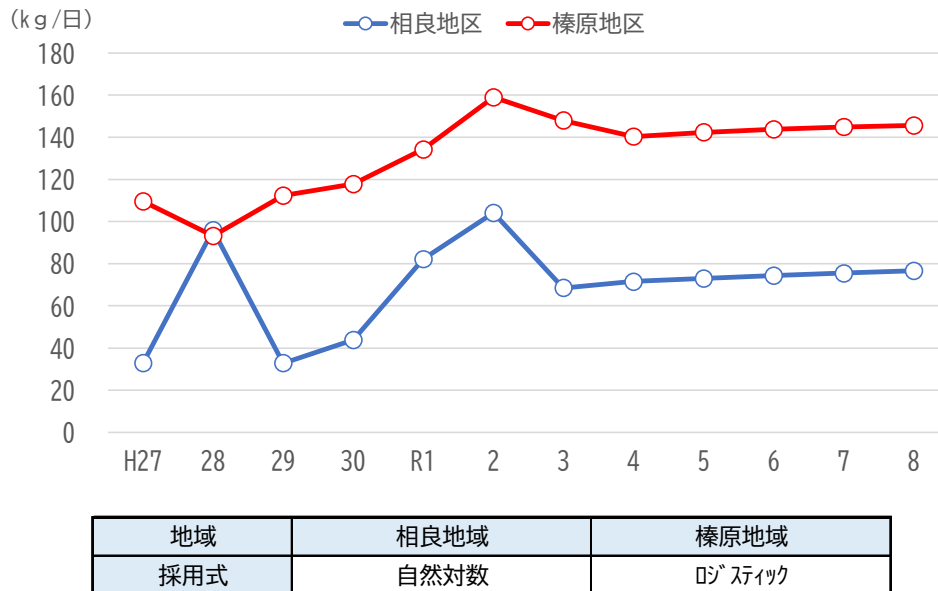


図 4-2-16 ガラス 将来予測(直接搬入)

## ⑦陶磁器

陶磁器については、相良地域のみで、緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

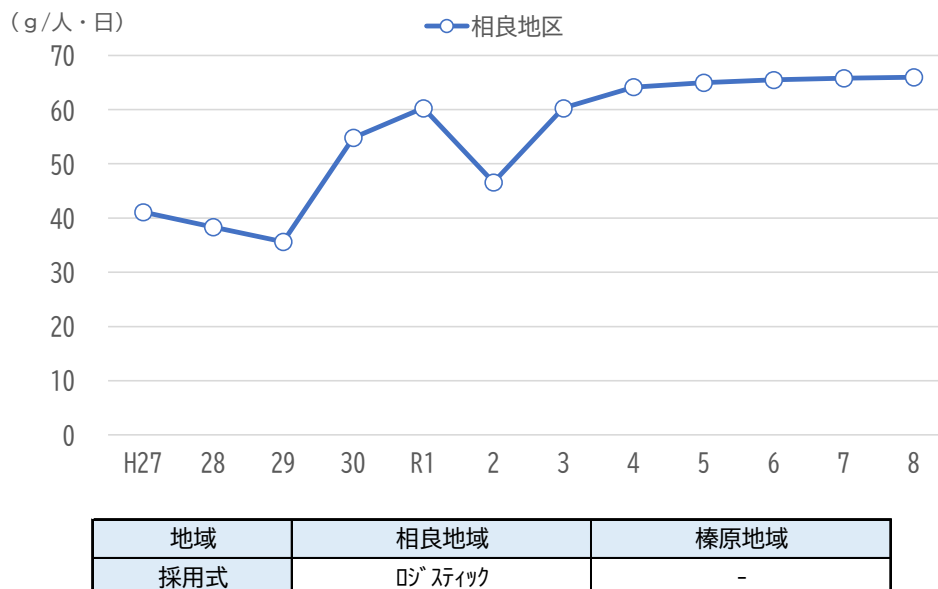


図 4-2-17 陶磁器 将来予測(直接搬入)

### ⑧古紙

古紙の直接搬入量は相良地域・榛原地域ともに年々減少傾向で推移していくことが推計されている。

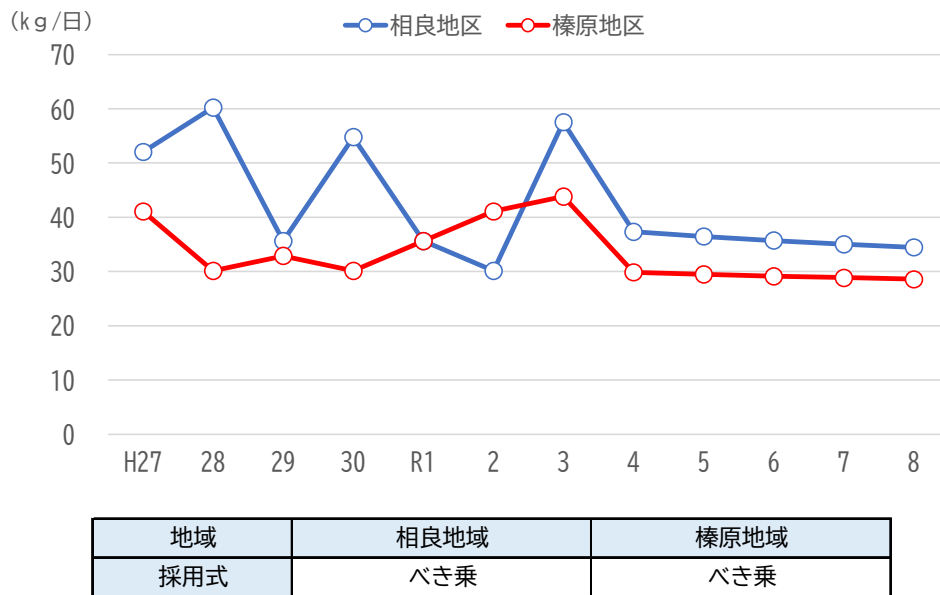


図 4-2-18 古紙 将来予測(直接搬入)

### ⑨古布類

古布類の直接搬入量は相良地域・榛原地域ともに横ばいで推移していくことが推計されている。

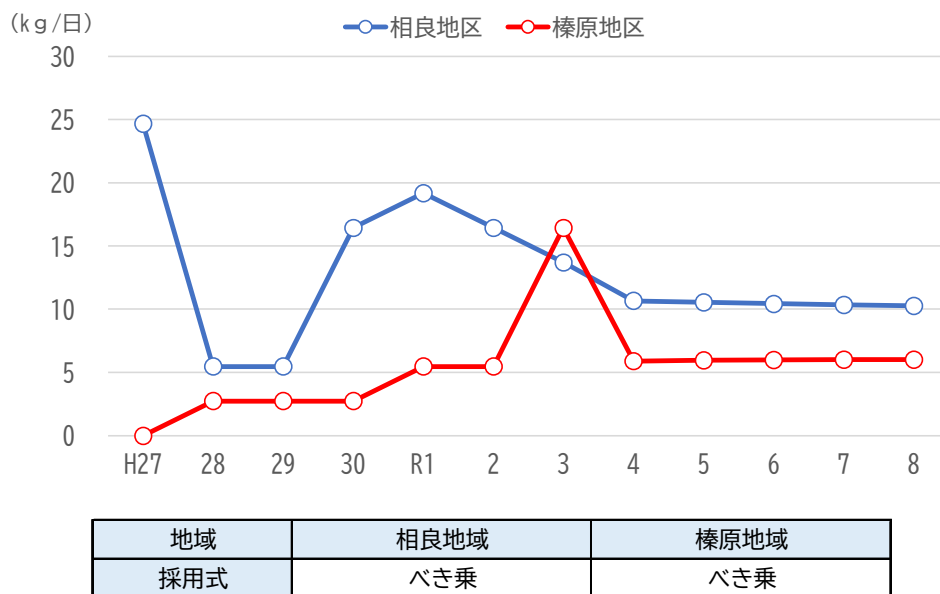


図 4-2-19 古布類 将来予測(直接搬入)

### ⑩粗大ごみ

粗大ごみについては、緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

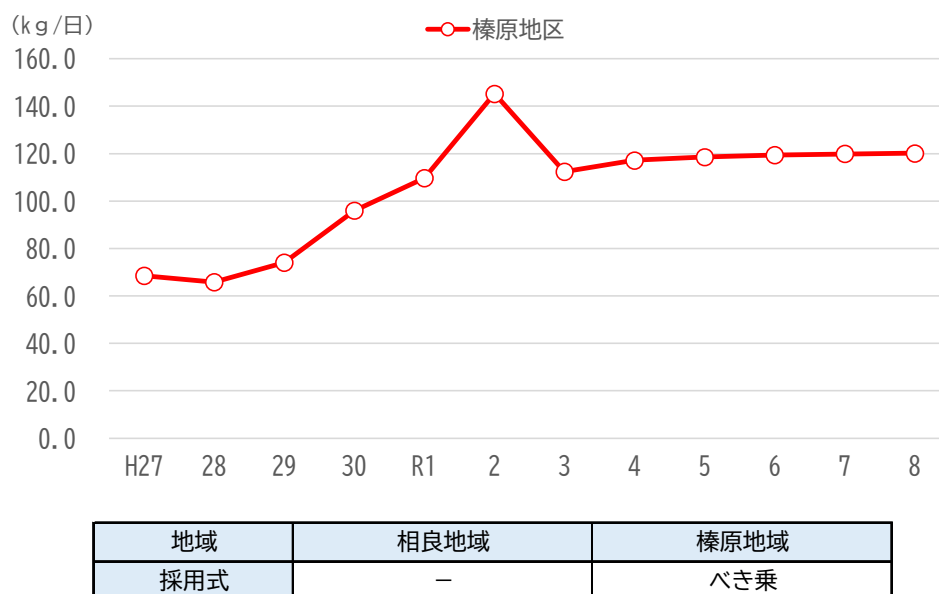


図 4-2-20 粗大ごみ 将来予測(直接搬入)

### ⑪瓦礫

相良地域、榛原地域ともに、平成 27 年度～令和元年度の平均値で推移する見通しとなっている。

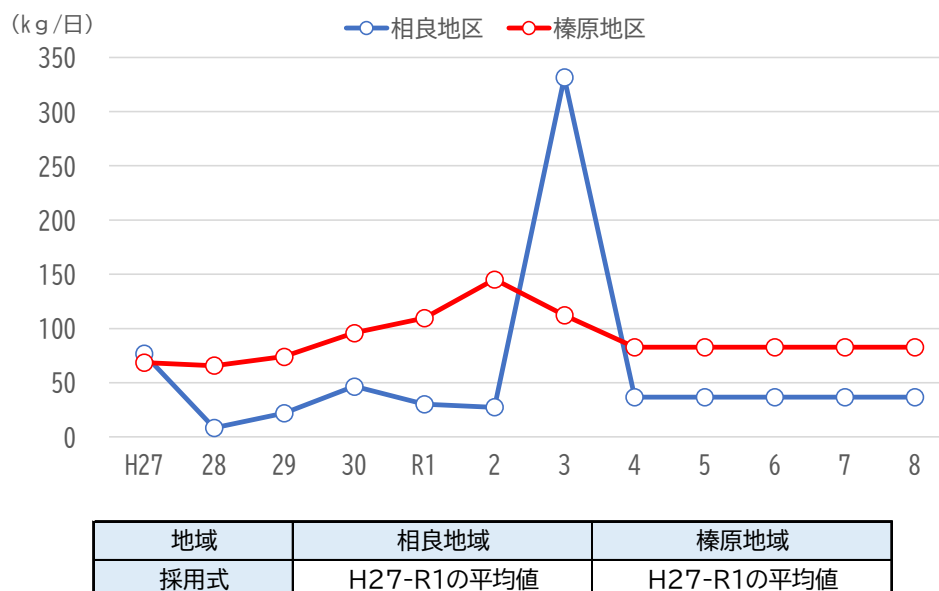


図 4-2-21 瓦礫 将来予測(直接搬入)

## ⑫草木類

草木類については、緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

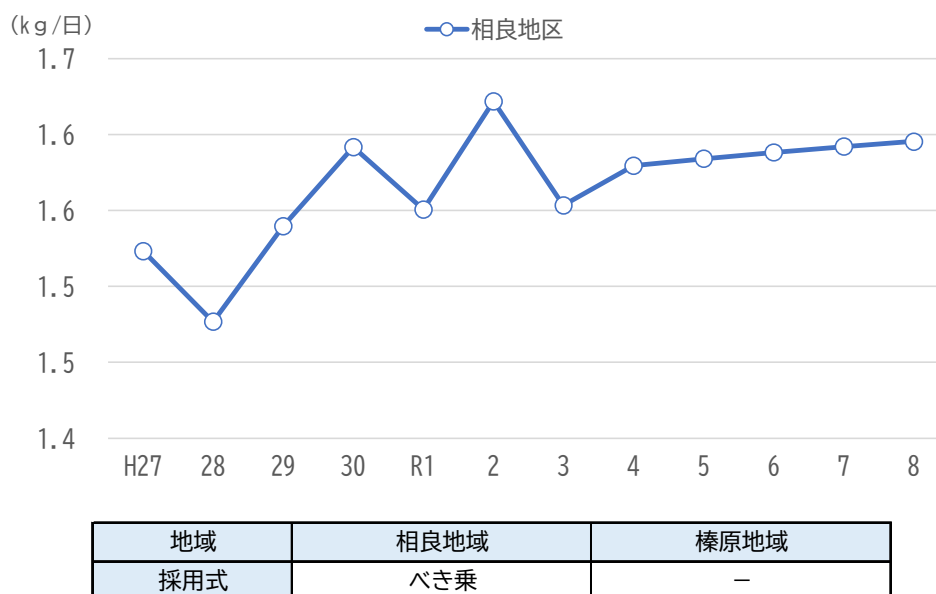


図 4-2-22 草木類 将来予測(直接搬入)

## ⑬小型家電

小型家電については、緩やかな増加傾向で推移していくことが推計されている。

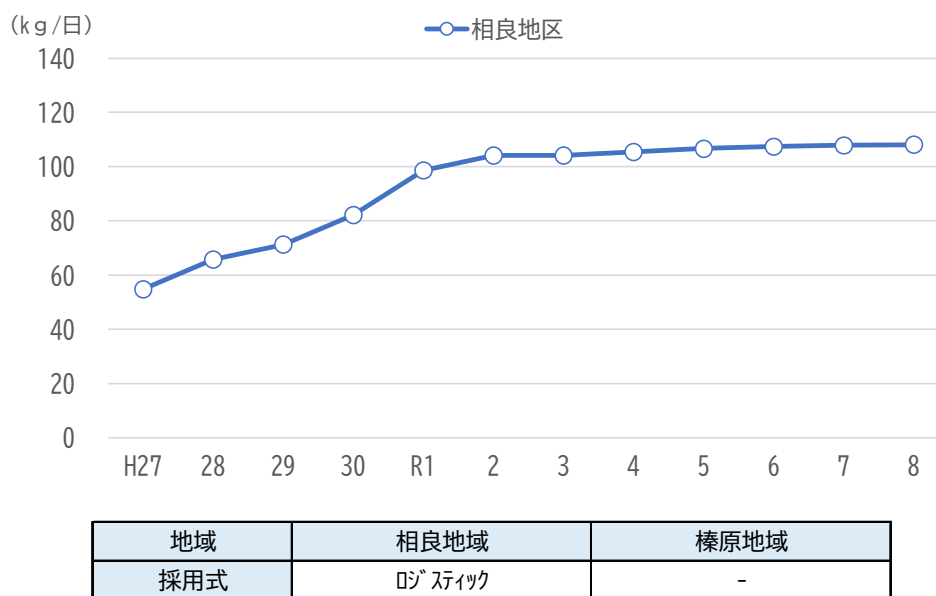


図 4-2-23 小型家電 将来予測(直接搬入)

## 4. 集団回収

集団回収の将来予測は、過去 5 年の実績値より、年間収集量を 365 日で除すことで一日当たりの平均排出量を求めることで推計を行った。

- ※ 一日当たり平均排出 (t/日) = 年間収集量 (t/年) / 365 (日)
- ※ うるう年については考慮しないものとする
- ※ 令和 2.3 年度の実績に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時と大きく異なることから省いて推計している

### ①古紙

古紙の集団回収量については、相良地域、榛原地区ともに減少傾向に推移していくことが推計されている。

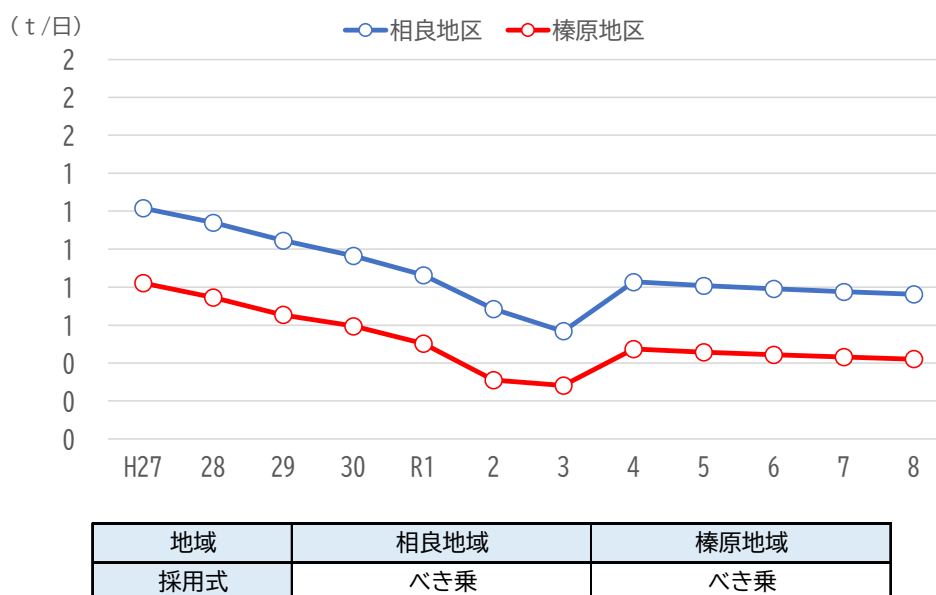


図 4-2-24 古紙 将来予測(集団回収)



## ②古布類

古布類の集団回収量については、相良地域、榛原地区ともに減少傾向に推移していくことが推計されている。

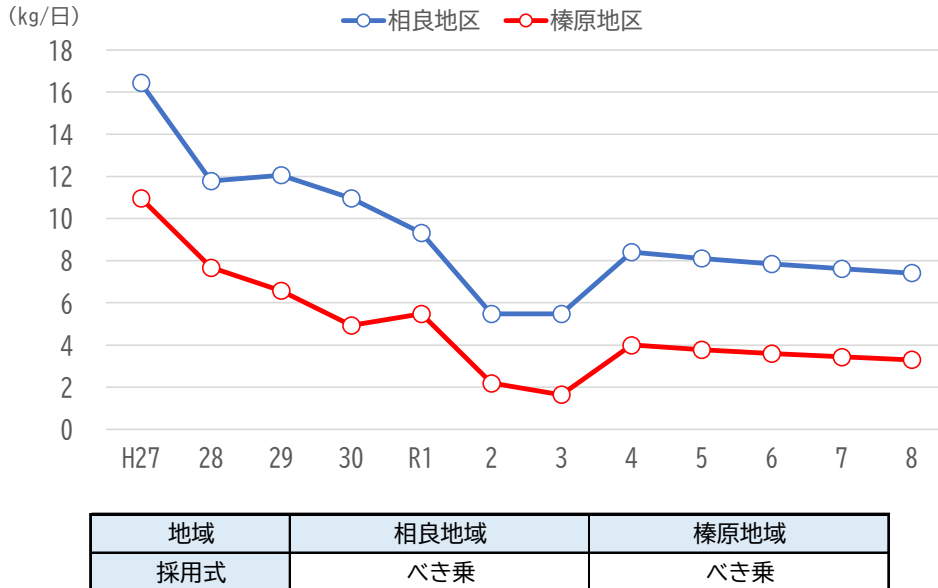


図 4-2-25 古布類 将来予測(集団回収)

## ③金属類

金属類の集団回収量については、相良地域、榛原地区ともに減少傾向に推移していくことが推計されている。

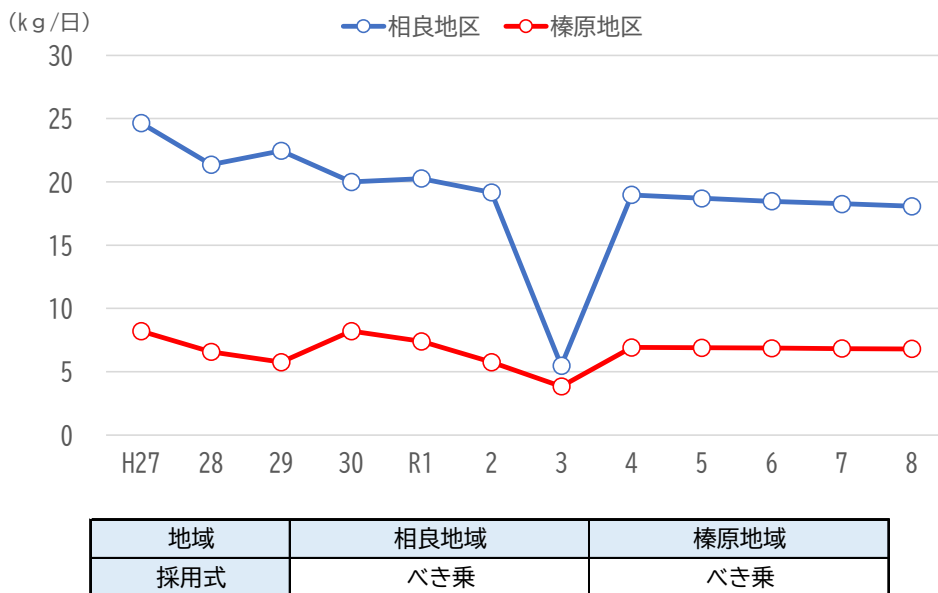


図 4-2-26 金属類 将来予測(集団回収)